

令和7年度版

宇治市の環境

(令和6年度報告)



宇治市宣伝大使
ちはや姫

宇治市人権環境部

環境企画課・まち美化推進課

— 環境宣言 —

1 基本理念

私たちのまち宇治は、悠久なる宇治川の流れと豊かな緑に囲まれて、千年の昔から平安貴族の別業の地として、また、恵まれた自然を活かした宇治茶の生産地として、自然と密接に関わりながら宇治の歴史・文化を創り上げてきました。

私たちは、守り育てられてきた豊かな自然と文化を次の世代に引き継ぐ責務があります。

しかしながら、世界で気候変動は深刻化を増し、現在の社会構造やライフスタイルを大きく変革しない限り、これまで通りの暮らしを続けることができないことが予測されています。

このような中、2015(平成 27)年 12 月に COP21 において 2020(令和 2)年以降の地球温暖化対策を定めた「パリ協定」が採択され、翌年に発効しました。この国際協定に日本も批准し、2020(令和 2)年 10 月に国として 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにするという方針を示し、世界各国は「パリ協定」を受け、目標達成に向けて大きく動き始めています。

そのため宇治市では、宇治市第 3 次環境保全計画の望ましい環境像「豊かな自然環境と歴史文化を守り、新たな未来を拓くまち」の理念に基づき、将来にわたって持続可能な新しい社会を構築するため、それぞれの課題に取り組み、環境・社会・経済が調和した未来を目指してまいります。

2 基本方針

宇治市は環境への影響を継続的に改善するため、次の取組を積極的に推進します。

- (1) 「宇治市環境保全基本条例」「宇治市第 3 次環境保全計画」に基づき、良好な環境の保全及びゼロカーボンシティの実現に向け、持続可能なまちづくりを目指します。
- (2) 自らが事業者であり、消費者であるという立場から「UJI ゼロカーボンチャレンジプラン」に基づき、事務・事業に係る温室効果ガス排出量削減に向けた取組を行います。
- (3) 環境マネジメントシステムである宇治市環境アクションを運用し、環境法規制の遵守はもとより、環境負荷の低減のため、さらに確実に継続的な取組を推進します。
- (4) 全職員が環境宣言を理解し、環境に配慮した業務を実行できるように研修を行い、意識の定着を図ることにより、一人ひとりが職場だけでなく普段の生活にも活かしていきます。
- (5) 環境に関する情報を広く内外に公表し、環境保全活動への取組の促進を図ります。また、事業者、市民および職員からの意見や提案を宇治市の業務に反映させます。

2025 年 3 月 28 日改訂

宇治市環境管理推進本部長

宇治市長

松村 淳子

目 次

第Ⅰ部 総説

第1章 宇治市の概要	1
1 地勢等	
2 位置及び人口	
第2章 環境企画課・まち美化推進課の機構・事務分掌	2
1 組織・人員	
2 事務分掌	
第3章 環境保全事業の概要	4
1 環境行政の推移	
2 委員会・審議会・その他	
3 関係条例・規則等	
4 環境保全に関する主な取組	
第4章 宇治市第3次環境保全計画	11
1 背景・目的	
2 計画期間・目標年次	
3 望ましい環境像	
4 施策の基本方針	
5 進捗体制	
6 進捗管理	
第5章 環境マネジメントシステム 宇治市環境アクション（UA）	13
1 環境マネジメントシステムとは	
2 宇治市の取組み	
3 令和6年度の取組	
第6章 環境の啓発	14
1 概要	
2 地球環境保全活動推進事業	
3 環境啓発活動	

第Ⅱ部 地球温暖化対策

第1章 宇治市域の温室効果ガス排出量	15
1 概要	
2 排出量の状況	
第2章 宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議	18
第3章 地球温暖化対策の啓発	20
1 宇治環境フェスタの開催	
2 環境展	
第4章 エコアクション推進事業	21
第5章 家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助事業・ゼロカーボン 設備導入事業費補助事業	22
第6章 宇治市ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業費補助事業	23
第7章 親子で学ぶゼロカーボンツアー	23
第8章 宇治市環境管理制度認証登録支援事業費補助事業	24
第9章 クールスポット・クーリングシェルター	24
第10章 緑のカーテン推進事業	25
第11章 家庭用雨水タンク設置事業費補助事業	26
第12章 UJI ゼロカーボンチャレンジプラン ～宇治市地球温暖化対策実行計画（第6期計画）～	27

1	概要	
2	主な内容	
3	宇治市の事務事業における温室効果ガスの排出状況	
4	宇治市の事務事業におけるエネルギー消費量の推移	
第13章	宇治市 ZEV 普及促進事業費補助事業	3 1
第14章	ゼロカーボンセミナー	3 3

第Ⅲ部 環境衛生

第1章	ラブホテル建築等の規制	3 4
第2章	犬の適正飼養管理	3 4
第3章	猫の避妊等手術補助事業	3 5
第4章	衛生害虫の駆除	3 5
1	野蜂への対応	
2	トビケラ対策	
第5章	あき地の雑草等の除去指導	3 6
1	概要	
2	苦情処理の手続	
第6章	公衆浴場への助成	3 9
第7章	市有共同墓地への支援	3 9
第8章	宇治市天ヶ瀬墓地公園の管理運営	3 9
1	墓所	
2	合葬式墓地	
第9章	宇治市斎場の管理運営	4 2
第10章	環境美化の推進	4 5
1	経過	
2	条例の特徴	
3	環境美化活動	

第Ⅳ部 環境の現況

第1章	大気	4 6
1	概要	
2	大気の状態	
第2章	水質	5 6
1	概要	
2	水質の状態	
3	水質汚濁対策	
4	水質汚濁に係る環境基準について	
第3章	騒音・振動	8 2
1	概要	
2	騒音・振動の状態	
3	騒音・振動防止対策	
第4章	悪臭	9 5
1	概要	
2	悪臭防止法の規制対象	
3	悪臭防止法による臭気指数の規制	
4	臭気指数	
5	臭気強度	
6	規制基準	
7	特定悪臭物質の規制基準	
第5章	京滋バイパス	9 8

1	概要	
2	大気測定結果	
3	騒音・振動測定結果	
第6章	有害化学物質	107
1	概要	
2	ダイオキシン類調査	
第7章	浄化槽設置補助事業	110
1	概要	
2	実績	
3	浄化槽法に基づく検査・点検について	
第8章	公害苦情	113
1	概要	
2	公害苦情の状況	
第V部 清掃事業		
第1章	清掃事業のあらまし	117
1	清掃事業のあゆみ（令和6年度まで）	
2	啓発事業	
3	安全衛生	
4	宇治市廃棄物減量等推進審議会	
5	財政	
第2章	ごみ処理	130
1	処理計画	
2	処理実績	
3	古紙回収事業	
4	リサイクル事業	
5	家電リサイクル収集運搬事業	
6	廃パソコン収集運搬事業	
7	廃食油の回収支援事業	
8	ふれあい収集	
9	指定ごみ袋制度	
10	海外リユース事業	
第3章	し尿処理	144
1	処理計画	
2	処理実績	
第4章	城南衛生管理組合	147
1	概要	
2	処理施設	
第5章	一般財団法人宇治廃棄物処理公社	150
1	概要	
2	搬入実績	
資料	ごみの分け方・出し方	152
付録	環境用語の解説	154

第 I 部

総説

市章



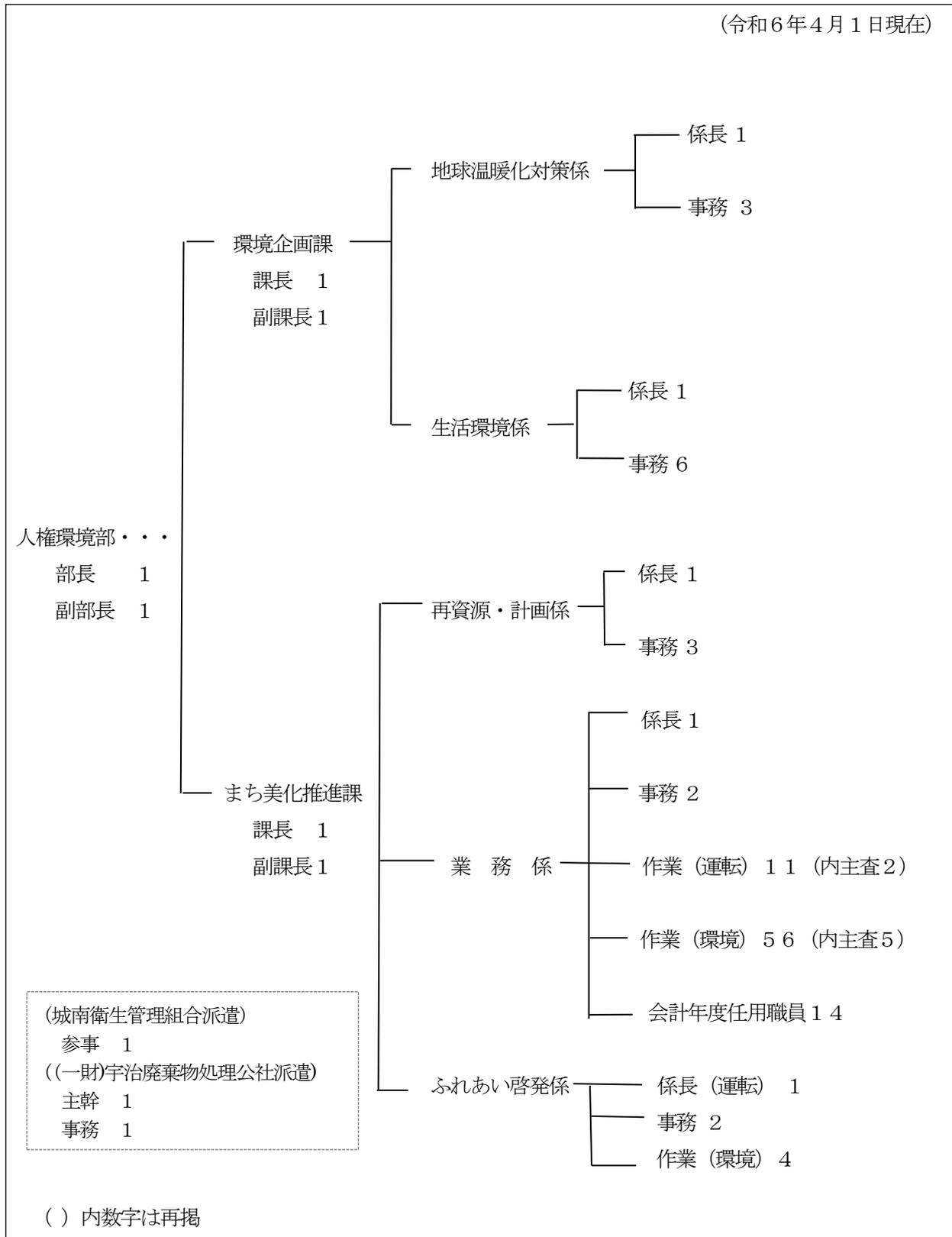
昭和26年1月22日制定

宇治の「宇」の字を図案化したものです。

第2章 環境企画課・まち美化推進課の機構・事務分掌

1 組織・人員

図 1-2-1 環境企画課・まち美化推進課の組織・人員



2 事務分掌

表 1-2-1 環境企画課・まち美化推進課の事務分掌

環境企画課	地球温暖化対策係	<ul style="list-style-type: none"> ①環境保全審議会に関すること。 ②環境保全連絡調整会議に関すること。 ③宇治市環境保全基本条例（昭和 51 年宇治市条例第 29 号）に関する こと。 ④環境啓発に関すること。 ⑤地球温暖化対策に関すること。 ⑥環境マネジメントシステムに関すること。 ⑦その他地球環境問題に関すること。
	生活環境係	<ul style="list-style-type: none"> ①宇治市ラブホテル建築等規制条例（昭和 59 年宇治市条例第 19 号） に関すること。 ②あき地の雑草等の除去に関すること。 ③そ族及び衛生害虫の駆除に関すること。 ④墓地等に関すること。 ⑤墓地公園の運営に関すること。 ⑥斎場に関すること。 ⑦環境美化の推進に関すること。 ⑧動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に基 づく周辺の生活環境の保全に係る措置の協力に関すること。 ⑨狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）に基づく犬の登録及び狂 犬病の予防注射の注射済票に関すること。 ⑩水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に基づく専用水道及び簡易専用 水道に関する事務（宇治市水道事業管理者に対する事務委任規則に 基づき委任する専用水道及び簡易専用水道に関する事務を除く）に 関すること。 ⑪飲用井戸に関する事務（公共井戸取締条例（昭和 24 年京都府条例 第 14 号）に基づく公共井戸に関する事務を除く）及び専用水道か ら供給を受ける水のみを水源とする小規模受水槽に関すること。 ⑫公害対策に関すること。 ⑬地上デジタルテレビジョン放送の難視聴地域への対応に関するこ と。 ⑭浄化槽の設置等の届出に関すること。 ⑮浄化槽設置整備事業補助金に関すること。 ⑯その他環境保全及び環境衛生に関すること。 ⑰課の庶務に関すること。
まち美化推進課	再資源・計画係	<ul style="list-style-type: none"> ①城南衛生管理組合との連絡調整及びし尿収集に係る受託窓口事務 に関すること。 ②一般廃棄物処理手数料の調定及び収納に関すること。 ③一般廃棄物に係る処理、調査及び統計に関すること。 ④一般廃棄物（し尿を除く）の減量化及び再資源化に関すること。 ⑤その他一般廃棄物の処理及び清掃に関すること。 ⑥課の庶務に関すること。
	業務係	<ul style="list-style-type: none"> ①一般廃棄物（し尿を除く）の収集、運搬及び処理に関すること。 ②城南衛生管理組合との連絡調整に関すること。
	ふれあい啓発係	<ul style="list-style-type: none"> ①廃棄物（し尿を除く）の処理対策に係る企画、啓発及び広報に関す ること ②廃棄物（し尿を除く）の不法投棄の防止及び啓発に関すること。

第3章 環境保全事業の概要

1 環境行政の推移

表 1-3-1 宇治市の環境行政の推移

明治 30 年 4 月	伝染病予防法制定
大正 15 年	(旧) 火葬場設置
昭和 2 年 4 月	(旧) 火葬場運営開始
23 年 5 月	墓地、埋葬等に関する法律制定
25 年 8 月	狂犬病予防法制定
26 年 6 月	宇治市有共同墓地使用料条例制定 宇治市火葬場使用料条例制定
32 年	宇治市環境衛生連合会結成
39 年 3 月	宇治市有共同墓地使用料条例を宇治市有共同墓地の設置及び管理に関する条例の一部改正 宇治市火葬場使用料条例を宇治市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正
42 年 8 月	公害対策基本法制定
43 年 4 月	水質保全法に基づく水域指定 (宇治川水域)
6 月	大気汚染防止法制定 騒音規制法制定
45 年 9 月	水質環境基準の水域類型指定 (宇治川)
12 月	水質汚濁防止法制定
46 年 3 月	京都府公害防止条例制定
6 月	悪臭防止法制定
7 月	環境庁設置
10 月	動物の飼養管理に関する条例制定 (京都府)
47 年 6 月	自然環境保全法制定
48 年 6 月	環境週間設定 (環境庁)
9 月	動物の保護及び管理に関する法律制定
10 月	瀬戸内海環境保全臨時措置法制定 公害健康被害の補償等に関する法律制定
50 年 7 月	宇治市あき地の雑草等の除去に関する条例制定
51 年 6 月	振動規制法制定
7 月	宇治市環境保全基本条例制定
11 月	市民経済部公害交通対策課から生活環境部環境保全課に課名変更
52 年 7 月	宇治市火葬場の設置及び管理に関する条例を宇治市営火葬場の設置及び管理に関する条例に全部改正
53 年 6 月	瀬戸内海環境保全特別措置法制定
54 年 9 月	宇治市名木百選選定委員会設置
56 年 6 月	環境月間設定 (京都府) 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律制定

昭和 56 年 7 月	斎場問題懇談会設置
57 年 5 月	トビケラ・毛虫駆除の薬剤散布を開始
9 月	京滋バイパス環境保全協定締結
58 年 3 月	京都地域公害防止計画策定（昭和 57 年度から昭和 61 年度までの 5 年間） 宇治市簡易水道事業の設置等に関する条例制定
59 年 3 月	宇治市ラブホテル建築等規制条例制定 宇治市営火葬場の管理及び運営に関する条例廃止 宇治市斎場条例制定
4 月	宇治金井戸に（新）斎場設置
10 月	宇治市簡易水道事業等給水条例制定
63 年 3 月	京都地域公害防止計画策定（昭和 62 年度から平成 3 年度までの 5 年間）
4 月	吹前・福角大気観測局設置
8 月	京滋バイパス供用開始に伴い市庁舎に大気観測中央局（テレメーター）室を設置
平成元年 3 月	宇治市墓地公園基本計画策定
4 月	環境保全課に緑化係を設置
5 月	京都府環境影響評価要綱策定
9 月	市内のゴルフ場 3 箇所と農薬使用に関する協定を締結
2 年 4 月	第 1 回宇治花と緑のキャンペーン開催（市役所周辺）
9 月	環境庁企画調整局に地球環境部を設置 宇治川流域河川環境改善振興大会開催（宇治市文化センター）
11 月	第 1 回宇治市緑化フェア・プレ植樹祭開催（宇治市文化センター）
3 年 3 月	宇治市墓地公園事業特別会計条例制定
4 年 3 月	宇治市墓地公園条例制定
7 月	財団法人宇治市霊園公社設立
9 月	宇治市天ヶ瀬墓地公園供用開始
5 年 3 月	宇治市緑化推進計画・緑化基本計画策定 京都地域公害防止計画策定（平成 4 年度から平成 8 年度までの 5 年間）
11 月	環境基本法制定
7 年 1 月	宇治市天ヶ瀬墓地公園管理棟完成
3 月	宇治市天ヶ瀬墓地公園和風庭園完成 宇治市緑化推進計画・前期緑化実施計画策定
8 年 3 月	宇治市飲料水供給施設の設置等に関する条例制定
4 月	宇治市有共同墓地の設置及び管理に関する条例廃止
6 月	環境月間記念キャンペーン開催
10 月	宇治市植物公園開園
9 年 3 月	宇治川周辺地域植栽基本計画策定
9 月	市民ボランティア植物調査会開催
12 月	名木百選第 2 次選定委員会設置
10 年 2 月	京都地域公害防止計画策定（平成 9 年度から平成 13 年度までの 5 年間）
4 月	生活環境部環境保全課から市民環境部環境政策室環境企画課に課名変更
10 月	大気観測局吹前局休止 緑地係を公園緑地課へ移管

平成 10 年 10 月	地球温暖化対策の推進に関する法律制定 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律制定
11 年 3 月	宇治市飲料水供給施設事業分担金徴収条例制定
4 月	伝染病予防法廃止
10 月	宇治市環境美化推進条例制定
12 月	動物の保護及び管理に関する法律を動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正
12 年 3 月	宇治市環境保全計画策定
13 年 2 月	宇治市地球温暖化対策実行計画策定
6 月	庁内不法投棄等対策連絡会の設置
14 年 2 月	ISO14001 認証取得
15 年 2 月	京都地域公害防止計画策定(平成 14 年度から平成 18 年度までの 5 年間)
8 月	京滋バイパス環境保全協定締結
17 年 12 月	京都府地球温暖化対策条例制定
18 年 2 月	宇治市地球温暖化対策実行計画(第 2 期計画)策定
19 年 8 月	宇治市斎場新葬祭棟設置
20 年 3 月	京都地域公害防止計画策定(平成 19 年度から平成 22 年度までの 4 年間) 宇治市地球温暖化対策地域推進計画策定
11 月	第 1 回宇治環境フェスタ開催
21 年 2 月	宇治市地球温暖化対策実行計画(第 3 期計画)策定
3 月	宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議設立
24 年 3 月	京都地域公害防止計画策定(平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間)
25 年 3 月	宇治市第 2 次環境保全計画策定 宇治市第 2 次地球温暖化対策地域推進計画策定 宇治市地球温暖化対策実行計画(第 4 期計画)策定
4 月	ISO14001 自己適合宣言 財団法人宇治市霊園公社から一般財団法人宇治市霊園公社へ移行
26 年 4 月	組織機構変更により環境政策室を廃止
27 年 3 月	宇治市簡易水道事業の設置等に関する条例等廃止 宇治市簡易水道事業等給水条例廃止 宇治市飲料水供給施設の設置に関する条例廃止 宇治市飲料水供給施設事業分担金徴収条例廃止
30 年 3 月	宇治市地球温暖化対策実行計画(第 5 期計画)策定 ISO14001 による環境マネジメントシステムの運用終了
4 月	宇治市環境アクション(UA)を策定し、運用開始
31 年 4 月	組織機構変更により市民環境部から人権環境部へ部名変更
令和 2 年 3 月	一般財団法人宇治市霊園公社解散
4 月	宇治市天ヶ瀬墓地公園・宇治市斎場の指定管理者に日本管財・五輪グループを指定(令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間)
3 年 7 月	宇治市天ヶ瀬墓地公園合葬式墓地供用開始
4 年 3 月	市民と築くゼロカーボンのまち宣言
4 年 4 月	環境企画係から地球温暖化対策係に係名変更
6 年 3 月	宇治市第 3 次環境保全計画策定

2 委員会・審議会・その他

表 1-3-2 委員会・審議会等の推移

昭和 45 年 9 月	市議会に公害対策特別委員会を設置
46 年 2 月	宇治市公害対策審議会を設置
52 年 5 月	市議会に市民環境常任委員会を設置
9 月	宇治市環境保全審議会を設置
57 年 7 月	宇治市環境保全連絡調整会議を設置
昭和 60 年 8 月	宇治市ラブホテル建築等規制審議会を設置
平成 10 年 10 月	環境保全審議会に環境保全計画専門部会を設置(宇治市環境保全計画策定後解散)
平成 19 年 5 月	環境保全審議会に地球温暖化対策地域推進計画専門部会を設置(宇治市地球温暖化対策地域推進計画策定後解散)
24 年 7 月	環境保全審議会に専門部会を設置(宇治市第 2 次環境保全計画及び宇治市第 2 次地球温暖化対策地域推進計画策定後解散)
28 年 6 月	宇治市天ヶ瀬墓地公園のあり方検討委員会を設置(平成 29 年 3 月 31 日までの任期満了後解散)
令和 5 年 9 月	環境保全審議会に専門部会を設置(宇治市第 3 次環境保全計画策定後解散)

3 関係条例・規則等

表 1-3-3 関係条例・規則等の制定状況

宇治市あき地の雑草等の除去に関する条例	昭和 50 年 7 月 15 日制定
宇治市あき地の雑草等の除去に関する条例施行規則	昭和 50 年 7 月 15 日制定
宇治市環境保全基本条例	昭和 51 年 7 月 15 日制定
宇治市環境保全審議会規則	昭和 52 年 9 月 5 日制定
宇治市環境保全連絡調整会議設置規則	昭和 57 年 7 月 30 日制定
宇治市ラブホテル建築等規制条例	昭和 59 年 3 月 31 日制定
宇治市ラブホテル建築等規制条例施行規則	昭和 59 年 3 月 31 日制定
宇治市斎場条例	昭和 59 年 3 月 31 日制定
宇治市斎場条例施行規則	昭和 59 年 4 月 20 日制定
宇治市墓地公園事業特別会計条例	平成 3 年 3 月 27 日制定
宇治市墓地公園条例	平成 4 年 3 月 31 日制定

宇治市テレビジョン放送共同受信施設設置費補助金交付要綱	平成4年6月20日制定
宇治市墓地公園条例施行規則	平成4年6月26日制定
宇治市墓地公園墓所使用料資金融資あつ旋要綱	平成5年11月26日制定
宇治市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	平成9年4月1日制定
宇治市環境美化推進条例	平成11年10月8日制定
宇治市環境美化推進条例施行規則	平成12年3月31日制定
墓地等の経営の許可等に関する規則	平成24年3月23日制定

4 環境保全に関する主な取組み

表 1-3-4 環境保全に関する主な取組み一覧（令和6年度）

月別	事業内容
通年	環境監視・発生源監視 自動車排出ガス監視測定局運営 犬の登録 あき地の雑草苦情対策 工場・事業場立入指導・調査 騒音・振動測定 宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議との協働事業 家庭用雨水タンク設置事業費補助金の交付 家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金の交付 ゼロカーボン設備導入事業費補助金の交付（11月開始） 浄化槽設置整備事業補助金の交付 ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業費補助金の交付 環境管理制度認証登録支援事業費補助金の交付 ZEV 普及促進事業費補助金の交付 エコアクション推進事業の実施 省エネルギー対策の取組 脱炭素推進プロジェクトチームの設置
4月	トビケラ・毛虫駆除の薬剤散布（1回目） 電撃殺虫器の稼動（4/1～10/25） NO ₂ 測定（簡易測定法）
5月	宇治市環境アクション（UA）基本研修（管理職対象） 宇治市環境アクション（UA）基本研修（所属職員対象） 宇治市環境アクション（UA）基本研修（新規採用職員対象） 市内中小河川水質測定 光化学反応・大気汚染緊急時体制（5/1～9/30） 環境美化活動 ※雨天のため中止 トビケラ・毛虫駆除の薬剤散布（2回目）

6月	工場・事業場排水測定 自然環境保全水系水質測定・水生生物調査 環境月間啓発活動 環境展 クールスポットの開設、クーリングシェルターの指定 市内支川・水路水質測定 酸性雨測定 トビケラ・毛虫駆除の薬剤散布（3回目）
7月	UJI ゼロカーボンチャレンジプラン～宇治市地球温暖化対策実行計画（第6期計画）～の策定 市内中小河川水質測定 NO ₂ 測定（簡易測定法） 工場・事業場排水測定 トビケラ・毛虫駆除の薬剤散布（4回目）
8月	親子で学ぶゼロカーボンツアー（全4回）
9月	工場・事業場排水測定 京滋バイパス騒音・振動測定
10月	市内中小河川水質測定 工場・事業場排水測定 NO ₂ 測定（簡易測定法） 酸性雨測定 京滋バイパス騒音・振動測定 犬の適正飼養推進連絡協議会総会（書面開催） トビケラ・毛虫駆除の薬剤散布（5回目） 環境美化活動 専用水道立入調査
11月	宇治環境フェスタの開催 工場・事業場排水測定 犬の適正飼養推進月間啓発広報 専用水道立入調査 京滋バイパス騒音・振動測定
12月	木幡池総合調査 市内支川・水路水質測定 工場・事業場排水測定 ゴルフ場農薬測定 ダイオキシン類調査（土壌・水質・底質・排水）
1月	道路騒音・振動測定調査（3月まで） 市内中小河川水質測定 河川底質金属測定 NO ₂ 測定（簡易測定法） 工場・事業場排水測定調査 酸性雨測定

2月	公害防止協定事業場の燃料抜き取り調査（重油中の硫黄分分析） 一般地域の環境騒音測定（3月まで）
3月	第1回環境管理推進本部会議開催 環境管理推進本部長（市長）による見直し 「宇治市の環境」発行

第4章 宇治市第3次環境保全計画

1 背景・目的

宇治市の環境に関する基本的な方向性を示し、環境施策を計画的・統合的に推進するため、2000（平成12）年に「宇治市環境保全計画」を策定しました。また、2008（平成20）年には、「宇治市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、地球温暖化防止に関する様々な取組を展開してきました。その後、2013（平成25）年に「宇治市第2次環境保全計画」及び「宇治市第2次地球温暖化対策地域推進計画」の策定を行い、幅広く環境施策を推進してきました。

さらに、脱炭素社会を目指すとともに、古くから守られてきた豊かな自然や恵まれた歴史文化を未来につなぐため、2024（令和6）年に「宇治市第3次環境保全計画」を策定し、これまで環境保全計画の下位計画として位置付けていた「地球温暖化対策地域推進計画」を統合するほか、新計画である「地域気候変動適応計画」の内容も盛り込んだ計画としました。

2 計画期間・目標年次

2022（令和4）年度から運用されている本計画の最上位計画である宇治市第6次総合計画の目指す都市像を踏まえながら、総合計画との計画期間の整合を図るため、計画期間を2024（令和6）年度から2033（令和15）年度までとしました。

ただし、地球温暖化対策に係るものについては、国との整合を図り、基準年度を2013（平成25）年度、目標年度を2030（令和12）年度とし、長期目標を2050（令和32）年に設定しました。

3 望ましい環境像

豊かな自然環境と歴史文化を守り、新たな未来を拓くまち

宇治市は古代から交通の要衝として発展し、平安時代には華やかな王朝文化が栄え、室町時代には宇治茶に関連した特色ある景観が形成されました。また、緑豊かな自然環境が育まれるとともに、数多くの歴史遺産が今日に継承されています。

一方、世界で気候変動は深刻化を増しており、現在の社会構造やライフスタイルを大きく変革しない限り、これまで通りの暮らしを続けることができないことが予測されています。

本計画の望ましい環境像の理念は、古くから守り続けてきた宇治市の豊かで美しい自然、恵まれた歴史文化や景観を活かしながら、将来にわたって持続可能な新しい社会を構築するため、それぞれの課題に取り組み、環境・社会・経済が調和した未来を目指すことを表現しています。

4 施策の基本方針

望ましい環境像を実現するため、SDGsの考え方を活用し、本計画を推進します。

SDGsは17のゴールと169のターゲットにより構成されており、SDGsのウエディングケーキモデルでは、「環境」の上に「社会」が、その上に「経済」が位置しており、「環境」は全てのゴールを包括する最も重要な階層に位置付けられています。持続可能な社会を実現するには、分野横断的な視点から「環境」、「社会」、「経済」の統合的向上を図る必要があります。

本計画においても、一つの課題を解決することにより、他の複数の課題を統合的に解決するマルチベネフィットを目指し、持続可能でレジリエント（強靱）な社会をつくります。

また、地域循環共生圏の理念に基づき、地域の活力を最大限に発揮し、環境政策による経済・社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創造や気候変動適応ビジネスなど、将来にわたり質の高い生活をもたらす「新たな成長」を目指します。

5 進捗体制

計画を効果的に推進していくためには、市民・事業者・市などの各主体が自らの役割を理解し、互いに協力して取り組む必要があります。広範囲な対応が求められる環境問題については、国・府・他の自治体と連携し、解決を図ります。

6 進捗管理

計画に掲げた施策や取組は宇治市環境アクション（UA）を運用し、PDCAサイクルにより進捗管理及び評価を行い公表します。また、計画を着実に推進するため、外部委員で組織された宇治市環境保全審議会において、進捗状況の検証・評価を行い、必要に応じて市に提言します。

基本目標と施策の方針

【基本目標1】持続可能な脱炭素社会の推進（気候変動）

- 1 脱炭素のまちをつくる
- 2 再生可能エネルギーの利用を促進する
- 3 エネルギーの利用を効率化する
- 4 ライフスタイルを転換する
- 5 気候変動に備える（適応策）

【基本目標2】廃棄物ゼロ（ゼロエミッション）を目指す循環型社会の推進（資源循環）

- 1 ごみを削減する
- 2 3R+Renewable を推進する
- 3 廃棄物を適正に処理する

【基本目標3】安全で安心な暮らしを守る生活環境の保全（生活環境）

- 1 安らぎのある健全な生活環境を守る
- 2 美しいまちをつくる

【基本目標4】自然、文化、人が共生する豊かな都市環境の保全（環境共生）

- 1 豊かな自然環境を守る
- 2 自然と文化が調和した都市環境をつくる
- 3 森林資源の有効活用を図る

【施策推進に際しての横断的視点】

- 1 多様な主体との連携、環境教育の充実を図る
- 2 時代の潮流を捉えた施策を推進する

第5章 環境マネジメントシステム

宇治市環境アクション(UA)

1 環境マネジメントシステムとは

環境マネジメントシステムとは、組織が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための組織内の体制や手続き等の仕組みのことです。

2 宇治市の取組み

宇治市では、事務事業の効率化及び省エネ・省資源化などによる環境負荷の低減、環境行政に関する情報公開、職員の意識改革などを目的として、平成14年2月にISO14001の認証を取得した環境マネジメントシステムの運用を開始しました。

平成25年度からは、宇治市の環境マネジメントシステムがISO14001の規格に適合していることを、外部機関の認証ではなく自ら宣言する「自己適合宣言」へと移行しました。

平成30年度からは、これまで蓄積した環境マネジメントシステムの成果を集約し、宇治市の独自規格である宇治市環境アクション(UA)に移行しています。

3 令和6年度の取組み

「宇治市第3次環境保全計画」及び「UJIゼロカーボンチャレンジプラン～地球温暖化対策実行計画(第6期計画)～」の進行状況を確認し、環境法規制の遵守を円滑に進めるため、PDCAサイクルを活用して進行管理と継続的改善を行っています。また、すべての所属で「環境改善アクション」として目標を設定し、事業の効率化にも取り組んでいます。

これらの取組を適切に運用するため、職員への環境研修、環境管理事務局による全体状況の把握と公表、マネジメントレビュー(市長による見直し)、監査等を実施しています。これにより、環境マネジメントシステムがPDCAサイクルに基づいた継続的な取組として適切に運用・維持されていることを確認しています。

宇治市の環境に関する基本的行動理念である「環境宣言」(『宇治市の環境』冒頭に掲載)は、「宇治市第3次環境保全計画」及び「UJIゼロカーボンチャレンジプラン～宇治市地球温暖化対策実行計画(第6期計画)～」の策定に伴い、令和7年3月に改訂しました。

第6章 環境の啓発

1 概要

近年、地球温暖化の進行により、異常気象の増加や生態系の変化など、私たちの生活に大きな影響が及んでいます。世界的な気温上昇や気候変動の深刻化は、地域社会においても無視できない問題となっており、持続可能な社会の実現に向けた取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、宇治市では市民一人ひとりが環境問題に関心を持ち、日常生活の中で環境に配慮した行動を取ることを目的として、以下の通り環境に関する啓発活動を行っています。

2 地球環境保全活動推進事業

国連で2015年に採択された「世界共通の持続可能な開発目標 (SDGs)」では、17のゴールと169の目標が定められており、地球環境保全に関する目標達成のため、市民社会とのパートナーシップの重要性が謳われています。宇治市ではステークホルダーとともに、市民に様々な側面から環境問題に関心を持ってもらえるよう働きかけています。

3 環境啓発活動

昭和47年6月、スウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議を記念して、6月5日が「世界環境デー」と定められました。これを受けて、日本でも6月5日を「環境の日」、また6月を「環境月間」として定め、各種の環境行事が全国的に行われています。

宇治市では、「環境月間」を中心に環境啓発活動を行っています。

表 1-6-1 宇治市の環境啓発活動一覧 (令和6年度)

	実施日	場 所	概 要
環境展	6/4, 5, 6	市役所1階ロビー (市民ギャラリー)	地球温暖化の仕組みや省エネルギーなどに関する啓発パネル展示や、家庭の省エネ相談所、旬当てゲームなどを実施
環境美化活動	10/31	宇治川周辺地域・ JR 宇治駅周辺	環境美化推進重点地域等において美化活動(ゴミ拾い等)を実施
宇治環境 フェスタ	11/17	生涯学習センター	身近で楽しみながら実践できる環境に良い取組みの普及・啓発としてクイズでエコや住まいの窓断熱体験などを実施

第Ⅱ部

地球温暖化対策

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動



「デコ活」は、暮らしを快適にしながら環境にも配慮する行動のことです。宇治市は、脱炭素につながる新しい国民運動「デコ活」を推進しています。

第Ⅱ部 地球温暖化対策

第1章 宇治市域の温室効果ガス排出量

1 概要

宇治市では、「宇治市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市民・事業者・市が協働して地球温暖化対策の取組を進めてきました。

環境保全計画の下位計画として位置付けられていた地球温暖化対策地域推進計画は、持続可能な脱炭素社会の実現に向け、総合的な環境施策に取り組むことが必要になるため、2024（令和6）年3月策定の「宇治市第3次環境保全計画」に統合しました。新計画の中では、2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で温室効果ガスの46%削減を目標として掲げており、2050（令和32）年ゼロカーボンの実現に向けて、より一層の取組が必要となっています。

2 排出量の状況

宇治市域の温室効果ガスの排出量は、宇治市内のすべての市民・事業者から排出される温室効果ガスを、電力やガスのエネルギー使用量などから算定します。そして、算定した温室効果ガスの総排出量を削減するための取組や、削減目標を設定し、その実施状況を公表することとしています。

「宇治市第3次環境保全計画」において定めた削減目標は次のとおりです。

(1) 削減目標

- ・2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で46%以上削減を目指す。
- ・2050（令和32）年度までにゼロカーボンシティの実現を目指す。

(2) 温室効果ガスの総排出量

2022（令和4）年度の宇治市域の温室効果ガスの排出量は85.9万t-CO₂となり、2013（平成25）年度比で25.5%減、前年度と比べると7.8%増となりました。

表 2-1-1 温室効果ガス総排出量

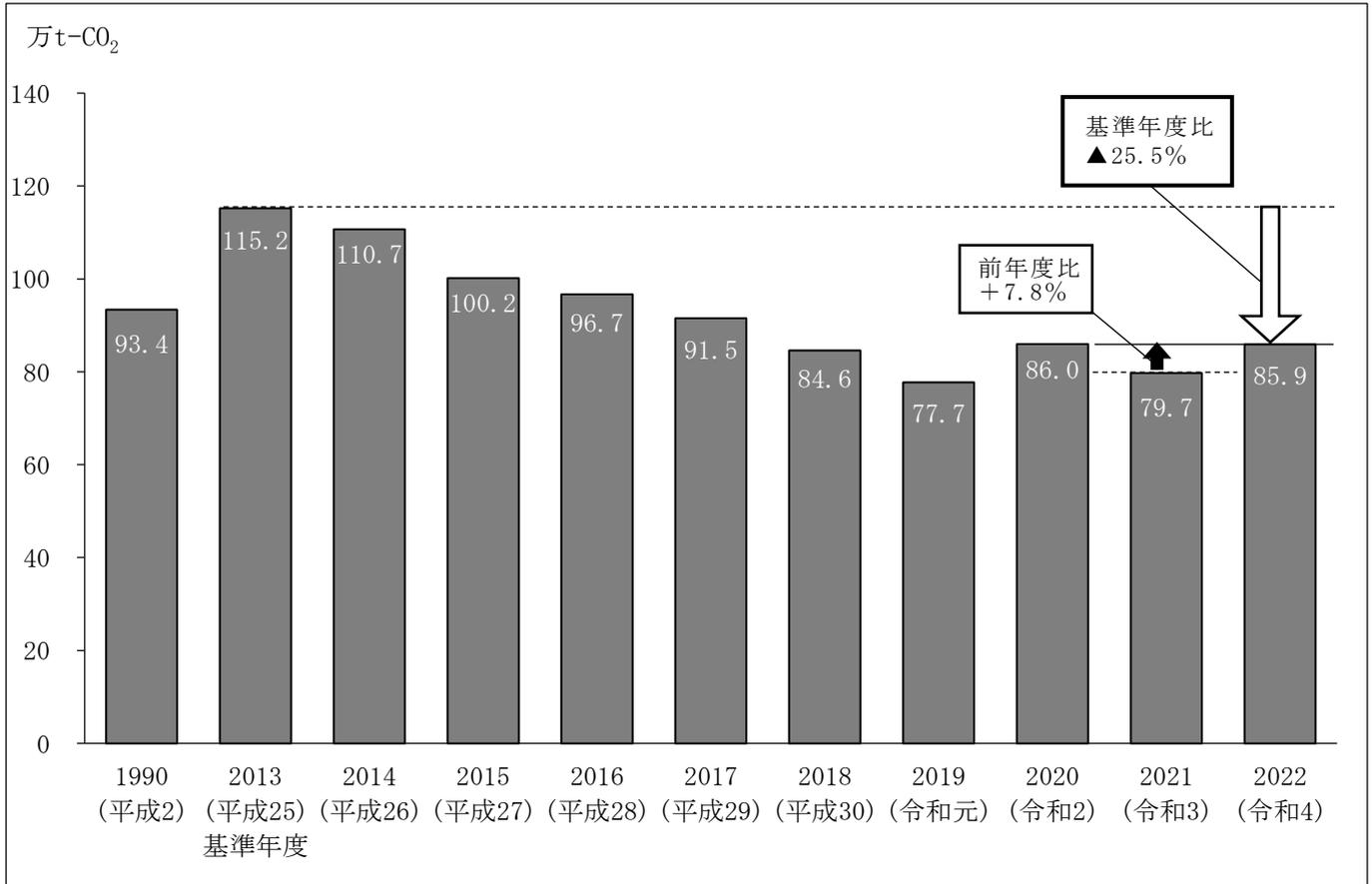
	2013（平成25）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度	
	【基準年度】	【前年度】 〈基準年度比〉	排出量 〈基準年度比〉	前年度比
総排出量	115.2万 t-CO ₂	79.7万 t-CO ₂ 〈▲30.8%〉	85.9万 t-CO ₂ 〈▲25.5%〉	+7.8%

（参考）宇治市第2次地球温暖化対策推進計画

計画において2023（令和5）年度までに1990（平成2）年度比で25%以上削減という目標を定めています。

計画9年目にあたる2022（令和4）年度の宇治市域の温室効果ガス排出量は、85.9万t-CO₂となり、基準年度である1990（平成2）年度比で14.6%減となりました。

図 2-1-2 宇治市域の温室効果ガス排出状況



(3) 部門別目標の達成状況

部門別排出状況については、産業部門が基準年度である 2013 (平成 25) 年度比で 29.8%減少、運輸部門は 19.3%減少、民生業務部門は 28.8%減少、民生家庭部門は 22.2%減少、廃棄物部門は 6.8%増加となりました。基準年度に対し、最も大きな削減率となっているのは産業部門で、次いで民生業務部門でした。

表 2-2-3 令和 4 年度の部門別排出状況

単位: (万 t-CO₂)

部門	1990 (平成2) 年度	2013 (平成25) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2030 (令和12) 年度 排出目標	前年度比	2013 (平成25) 年度比
産業	47.1	41.1	29.9	28.9	23.6	▲3.1%	▲29.8%
運輸	19.9	21.9	17.2	17.7	8.7	+2.8%	▲19.3%
民生業務	10.6	22.9	13.1	16.3	11.0	+24.9%	▲28.8%
民生家庭	14.7	28.4	18.7	22.1	13.9	+18.2%	▲22.2%
廃棄物	1.0	0.8	0.9	0.9	0.9	+1.6%	+6.8%
総排出量	93.4	115.2	79.7	85.9	57.8	+7.8%	▲25.5%

注 1) 温室効果ガス排出量の算定に用いる一部の統計数値には、公表に3年以上要するものがあるため、暫定値として前年度の数値で算出しているものがあります。

注 2) 資料中の数値は、端数処理の関係で合計値等が整合しない場合があります。

(4) エネルギー消費量

2022（令和4）年度のエネルギー消費量は、前年度比で、産業部門は15.0%減少、民生家庭部門が6.7%減少し、運輸部門は3.1%増加、民生業務部門は1.2%増加しており、合計としては6.3%減少していますが、電気の二酸化炭素排出係数が増加したこともあり、2022（令和4）年度の温室効果ガス排出量は前年度比で7.8%増加しています。

表 2-2-4 2022（令和4）年度のエネルギー消費量（単位:TJ）

部門 年度	産業	運輸	民生業務	民生家庭	計
2021年度	4,252	2,633	1,773	2,592	11,250
2022年度	3,616	2,716	1,794	2,418	10,544
増減率	▲15.0%	+3.1%	+1.2%	▲6.7%	▲6.3%

○産業部門

基準年度比 ▲29.8% <前年度比 ▲3.1%>

前年度比では、電気の二酸化炭素排出係数が上昇したこと等により電気の排出量が増加したものの、各エネルギー消費量が減少したため、合計の排出量は減少しています。

○運輸部門

基準年度比 ▲19.3% <前年度比 +2.8%>

前年度比では、自動車のエネルギー消費量が増加したこと等により、合計の排出量は増加しています。

○民生業務部門

基準年度比 ▲28.8% <前年度比 +24.9%>

前年度比では、電気の消費量は減少。それ以外のエネルギー消費量は増加。電気の二酸化炭素排出係数が増加したこと等により、合計の排出量は増加しています。

○民生家庭部門

基準年度比 ▲22.2% <前年度比 +18.2%>

前年度比では、電気、ガス等の各エネルギー消費量は減少したものの、電気の二酸化炭素排出係数が増加したこと等により、合計の排出量は増加しています。

第2章 宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議

宇治市では、宇治市地球温暖化対策地域推進計画を市民、事業者、宇治市（行政）等の各主体の参加・協働により推進するため、平成21年3月8日に宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議（愛称：eco ット宇治）を設立しました。

同会議では5つのグループと実行委員会を設置し、宇治市地球温暖化対策地域推進計画の具体的な取組について協議し、その企画・実施を行っています。

○個人会員数 33名 ○団体会員数 20団体

○グループ一覧 《令和6年4月1日現在》

- ・環境学習推進グループ ・みどりエコライフグループ ・森林保全グループ
- ・再生可能エネルギー推進グループ ・広報グループ

表 2-2-1 令和6年度の主な活動内容

グループ	日	活動名	内 容	参加者数
全体	6/4~6	環境展	地球温暖化の仕組みや省エネルギーなどに関する啓発・家庭の省エネ相談所、旬当てゲーム	60
	11/17	宇治環境フェスタ (各グループ)	「できたよ目標 やろうよゼロカーボン」のテーマで開催	500
			【クイズでエコ】教室形式でエコについてクイズ 2回開催(温暖化・エネルギー・ごみ)	51
			【旬当てゲーム・かえっこバザール】手作りのクイズ箱で旬の啓発及びおもちゃの交換会	155
			【エコ川柳】エコ川柳の投稿促進	43
	11/30	2024 キッズフェスタ in 植物公園出展	地球温暖化の仕組みや省エネルギーなどに関する啓発、旬当てゲーム、エコ川柳・広報紙の展示	120
環境学習 推進	4/7	アクトパル宇治春祭り出展	旬当てゲーム、輪投げなどを使用した地球温暖化防止啓発	270
	5/26	旬野菜の収穫体験	佐原ファームの畑で野菜収穫体験	12
	7/27	夏休み★こどもわくわくフェア出展	かえっこバザール	61
	10/20	環境ふれあいフェスタ出展	かえっこバザール	211
	11/24	ともいきフェスティバル出展	かえっこバザール	111
	3/8	エコットクッキング	災害時に対応したエコな調理実習	16
みどり エコライフ	4/15	家庭の省エネ相談所	来場者にエコライフ診断書をもとに省エネ・再エネのアドバイス	14
	5/15			13
	6/26			14
	7/16			11
	8/19			11
	9/17			10
	10/15			10
	11/28			18
	12/17			7
	1/15			10
	2/18			9
	3/18			11
	4/23、27			みどりのカーテン講習会
	4/27	みどりのカーテン育成パートナー	市役所のみどりのカーテン用ゴーヤ植付け作業	7
	7/27	夏休み★こどもわくわくフェア出展	緑のカーテン温度測定とソーラーカーの組み立て	28
	9/7	みどりのカーテン育成パートナー	市役所のみどりのカーテン用ゴーヤ撤去作業	7
2/15	宇治まなびんぐ出展	ソーラーカー工作教室	31	
3/13	省エネ出前講座	家の窓断熱について	60	

グループ	日	活動名	内 容	参加者数
森林保全	4/29	緑のウォークラリー出展	森林の役割の啓発、木工体験、丸太切り体験、緑の募金活動	96
	6/2	どんぐりプロジェクト	どんぐり苗木植樹予定圃場の整備	-
	7/22	どんぐりプロジェクト	森の草刈り	-
	8/3	親子木工体験会	ゴム動力で動くレーシングカー作り	50
	10/6	アクトバル秋まつり出展	どんぐり苗の配布	61
	10/22	宇治橋通笑顔わんさかフェスタ出展	森の役割の啓発、木工体験、丸太切り体験	38
	2/2	どんぐりプロジェクト	どんぐりの苗木の植樹	-
	3/2	どんぐりプロジェクト	どんぐりの苗木の植樹	1
再エネ 推進	4/29	緑のウォークラリー出展	微生物発電の展示	-
	7/27	夏休み子ども★わくわくフェア出展	マグネシウム電池を作ろう	15
	1/11	公開講座	DIY でできる太陽光発電	68
	3/2	フィールドワーク	クリーンパーク折居・環境ふれあいひろば見学	22
広報	4/1	広報紙発行	『すすめ！eco ット宇治』第 57 号 1,000 発行	-
	5/1	エコ企業訪問	en bridge(エンブリッジ)	-
	7/1	広報誌発行	『すすめ！eco ット宇治』第 58 号 1,000 発行	-
	7/26	エコ企業訪問	サハラファーム・うじ	-
	10/1	広報紙発行	『すすめ！eco ット宇治』第 59 号 1,000 発行	-
	10/30	エコ企業訪問	株式会社宵宮園	-
	1/1	広報紙発行	『すすめ！eco ット宇治』第 60 号 1,000 発行	-
eco ット カフェ	5/29	第1回 eco ットカフェ	市の補助金説明会	21
	6/22	第2回 eco ットカフェ	住まいの断熱と健康	7
	9/28	第3回 eco ットカフェ	太陽光を上手に使おう・断熱は最大の省エネ	18
	1/25	第4回 eco ットカフェ	ペレットストーブってどんな暖房器具	12
	2/8	第5回 eco ットカフェ	椎茸植菌体験と森のちょっといい話	20
子ども 学習(実)	10/10	西大久保小学校宇治学	4年生の宇治学で、環境学習を実施	27
	11/26	御蔵山小学校宇治学	4年生の宇治学で、環境学習を実施	96
	2/5	西大久保小学校家庭科出前授業	食品、ごみ、地球温暖化の学習会を実施	75

第3章 地球温暖化対策の啓発

1 宇治環境フェスタの開催

近年、地球温暖化等の環境問題についての関心は深まりつつありますが、実際の行動に結びつけることが難しいというのが現状です。

宇治市では、身近で楽しみながら実践できる環境に良い取組を、より効果的に普及・啓発していくことを目的に、平成20年度から宇治環境フェスタを開催しています。

表 2-3-1 令和6年度の開催内容

テーマ	～できたよ目標 やろうよゼロカーボン～
開催日	令和6年11月17日
会場	宇治市生涯学習センター
協力	宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議（愛称：eco ット宇治）他
概要	◆エコ・アクション・ポイントコーナー ◆おおきにトビケラさん展示 ◆環境にやさしい文房具の展示 ◆住まいの窓断熱体験 ◆がちかんゲーム体験会 ◆エコ川柳の展示・募集 ◆クイズでエコ ◆雑がみ分別クイズ ◆どんぐりプロジェクト ほか

2 環境展

気候変動や海洋プラスチックごみなど、環境問題は地球規模で深刻化しています。このような課題に対応するためには、市民一人ひとりが脱炭素型のライフスタイルに転換していくことが必要となります。これらの環境問題への関心や理解を深める機会となるよう、6月の「環境月間」に、地球温暖化の仕組みや省エネルギーに関する啓発パネルを展示し、家庭向け省エネ相談や旬当てゲームなどのイベントを実施しました。

第4章 エコアクション推進事業

宇治市では、令和4年度からエコアクション（環境にやさしい商品の購入、サービスの利用など）に特化した全国共通のポイントプログラムであるエコ・アクション・ポイントを活用しています。本事業では市民・事業者の環境に対する意識改革や行動変容を促進し、より一層の温室効果ガス排出削減につなげることを目的として、市民に向けたエコアクションメニューの設定及びポイントの付与を実施しています。

付与ポイント総数 …146,779Pt

市内登録者数 …2,152人（令和7年3月末時点）

表 2-4-1 令和6年度ポイント付与実績

エコアクションメニュー (ポイント付与項目)	ポイント数/1 回 Pt	ポイント総数 Pt
公共施設での拠点回収	5	81,105
啓発イベントへの参加	50	20,700
緑化活動への取組	50	1,600
家庭の省エネ相談所での相談	50	3,700
市の広報誌閲覧	1～3	3,139
省エネ製品の購入	1,000	1,000
家庭用LED製品の購入	100	2,500
地産地消の推進	50	1,150
クールスポットの利用	5	10,485
市民からのエコアクション提案	10	1,200
市民からのエコアクション提案(佳作)	300	7,200
市民からのエコアクション提案(入賞)	500	4,000
市民からのエコアクション提案(採用)	3,000	9,000
		146,779

第5章 家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費 補助事業・ゼロカーボン設備導入事業費補助事業

市内に住宅用太陽光発電設備及び蓄電設備を同時に設置した人を対象として、設置費用の一部を補助する2つの事業を実施しています。

また、上記の設備と同時に高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムを設置した場合は、高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの設置費用の一部を加えて補助します。

表 2-5-1 令和6年度主な要件と事業実績

共通

補助対象者	・市内に自らが所有しかつ居住する住宅に対象設備を同時に設置した人
-------	----------------------------------

家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助事業（平成28年度から）

補助対象者	・FIT制度の認定を取得した人
補助対象設備	・太陽光発電：公称最大出力が2kW以上10kW未満であるもの ・蓄電設備：蓄電容量が1kWh以上、据置型であるもの
補助金の額	・太陽光発電：公称最大出力1kW当たり10千円（上限40千円） ・蓄電設備：蓄電容量1kWh当たり20千円（上限120千円） ・いずれも、設置費用の1/2以内
補助件数	・太陽光発電及び蓄電設備 49件
補助金額	・太陽光発電及び蓄電設備 7,656千円

ゼロカーボン設備導入事業費補助金（令和6年度から）

補助対象者	・FIT制度の認定を取得しない人（太陽光発電・蓄電設備のみ）
補助対象設備	・太陽光発電：公称最大出力が2kW以上10kW未満であるもの ・蓄電設備：蓄電容量が1kWh以上、据置型であるもの ・高効率給湯機器：従来の給湯機器から30%以上省CO2効果があるもの ・コージェネレーションシステム
補助金の額	・太陽光発電：公称最大出力1kW当たり20千円（上限80千円） ・蓄電設備：蓄電容量1kWh当たり35千円（上限210千円） ・高効率給湯機器（上限300千円） ・コージェネレーションシステム（上限800千円） ・いずれも、設置費用の1/2以内
補助件数	・太陽光発電及び蓄電設備 0件 ・高効率給湯機器 0件、コージェネレーションシステム 0件
補助金額	・太陽光発電及び蓄電設備 0千円 ・高効率給湯機器 0千円、コージェネレーションシステム 0千円

※高効率給湯機器及びコージェネレーションシステムは家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助事業との併用可

第6章 宇治市ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業費補助事業

令和4年度から、宇治市域における民生家庭部門からの温室効果ガスの排出削減を推進し、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及を促進することを目的とし、ZEHを導入した住宅を新築・購入する者に対し、費用の一部を補助する制度を実施しています。

表 2-6-1 令和6年度事業実績

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に自らが所有し、かつ居住するため、前条に規定する補助対象住宅を導入する者であること ・市税を滞納していないこと ・申請を行う年度に国ZEH補助金の交付確定を受けた者であること。 ・宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと ・過去に本事業による補助を受けていないこと
補助対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・国ZEH補助金を受けることによって、平成27年12月に国（経済産業省）が策定したZEHロードマップにおける「ZEHの定義」を満たすことが証明できること ・申請しようとする者が所有し、かつ居住する住宅であること。
補助金の額	1件あたり 300千円
補助件数	2件
補助金額	600千円

第7章 親子で学ぶゼロカーボンツアー

宇治市域における2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、市内の小学5、6年生の親子を対象とした地球温暖化の原因やカーボンニュートラルについて学び、子どもたちが自ら考え、環境にやさしい行動ができるようになることを目的としたバスツアーを実施しています。

表 2-7-1 令和6年度事業実績

実施日	施設名	所在地	参加者数
7/22	あいとうエコプラザ菜の花館	滋賀県東近江市妹町70番地	25人
7/29	京エコロジーセンター	京都府京都市伏見区深草池ノ内町13番地	4人
8/1	さすてな京都	京都府京都市伏見区横大路八反田29番地	9人
8/7	大阪ガス科学館	大阪府高石市高砂3丁目1番地	12人

第8章 宇治市環境管理制度認証登録支援事業費補助事業

令和4年度から、宇治市域における事業活動による環境への負荷を低減し、地球温暖化の防止を図るため、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードを導入し、認証等を受けた事業者には、費用の一部を補助する制度を実施しています。

表 2-8-1 令和6年度事業実績

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・宇治市に事業所又は事務所を有する事業者（個人事業主含む）であること ・審査登録機関によるKESの認証を令和6年4月1日以降に取得した事業者 ・市税を滞納していないこと ・宇治市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと ・過去に本補助金の交付を受けていないこと
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・KES新規登録に際してのコンサルタント料 ・KES登録に際しての新規審査・登録料
補助金の額	補助対象経費の2分の1以内の額で50,600円を上限とする額 <ul style="list-style-type: none"> ・コンサルタント料 … 対象経費の2分の1（上限19,800円） ・新規審査・登録料 … 対象経費の2分の1（上限30,800円）
補助件数	補助実績なし
補助金額	

第9章 クールスポットの開設、クーリングシェルターの指定

夏季の熱中症予防対策として、公共施設や民間協力施設において、誰もが安全に涼しく過ごせる空間として、クールスポットを開設しました。また、熱中症特別警戒アラートが発表された際に、危険な暑さから避難するため開放する施設として、公共施設や民間協力施設をクーリングシェルターとして指定しました。

表 2-9-1 令和6年度開設数及び指定数

	公共施設 開設・指定数	民間施設 開設・指定数
クールスポット	25施設	2施設
クーリングシェルター	17施設	1施設

第 10 章 緑のカーテン推進事業

1 概要

緑のカーテンは、ゴーヤ等のつる性植物をカーテン状に設置することにより、夏の強い日差しを遮る他、植物の葉から水蒸気が発生する際に周囲の熱が奪われることにより室温の上昇を抑え、冷房の電力使用を削減することができます。宇治市では、平成 20 年度より、地球温暖化対策及びヒートアイランド対策の観点から、自ら率先して緑のカーテンに取り組むとともに、市民に対する普及啓発を行っています。

2 事業内容

市民の目に触れることの多い公共施設等における緑のカーテンの設置を支援し、普及啓発を行う他、市民が積極的に取り組めるように、栽培方法や効果などを学べる機会として、緑のカーテン講習会を開催しています。

(1) 令和 6 年度 取組施設数

◇ 公共施設：小学校 2 校、中学校 3 校、幼稚園 2 園、その他公共施設 6 箇所

(2) 令和 6 年度 講習会

◇ 参加者数：43 名（2 回開催）

(3) 令和 6 年度 実施状況（抜粋）



善法青少年センター



神明小学校

第 11 章 家庭用雨水タンク設置事業費補助事業

宇治市では、平成 27 年度から雨水利用を通じた環境意識及び防災意識の向上を図るため、家庭用雨水タンクを設置する方に対して設置費用の一部を補助する制度を実施しています。

表 2-11-1 令和 6 年度事業実績

補助対象者	<ul style="list-style-type: none">・市内に所有または占有する住宅の敷地内に雨水タンクを設置した方・市内に住所を有する方・市税の滞納がない方
補助要件	<ul style="list-style-type: none">・一般に市販されており、貯留容量が 80ℓ以上で密閉式のもの・新たに購入し、設置したもの・展示又は販売（住宅と一体的に販売する場合を含む）のように供するために設置したものではないこと
補助金の額	購入費用の 4 分の 3（千円未満切捨て） 上限 20 千円
補助件数	13 件
補助金額	219 千円

第12章 UJI ゼロカーボンチャレンジプラン

～宇治市地球温暖化対策実行計画（第6期計画）～

1 概要

宇治市役所では、一事業者、一消費者としての立場から環境への負荷の低減に率先して取り組むとともに、宇治市が行う事務及び事業から排出する二酸化炭素などの温室効果ガスを抑制するため、平成13年2月に「宇治市地球温暖化対策実行計画（第1期計画）」を策定し、その後、平成30年3月には第5期計画を策定し、環境にやさしい市役所を目指して取組を推進してきました。

近年、気候変動の影響の深刻化など私たちを取り巻く環境はさらに大きく変化しており、持続可能な脱炭素社会の実現に向け、社会を変えていく必要が生じています。

宇治市では、2021（令和4）年3月に『市民と築くゼロカーボンのまち宣言～「安全・安心に住み続けられるまち」を目指して～』を宣言し、さらに2024（令和6）年3月に策定した「宇治市第3次環境保全計画」において、2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で46%以上削減、及び2050（令和32）年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す削減目標を定めました。

こうした取組を進める中、国の「地球温暖化対策計画」及び「宇治市第3次環境保全計画」の内容を踏まえ、2024（令和6）年7月に「UJIゼロカーボンチャレンジプラン～宇治市地球温暖化対策実行計画（第6期計画）～」を策定し、脱炭素社会の実現に向け取組を推進しています。

2 主な内容

本プランでは、庁舎で職員が直接行う事務に加え、上・下水道事業や小・中学校の教育施設などで使用する電気などのエネルギー使用量を把握し、温室効果ガスの総排出量を算定しています。そして、その排出量を削減するための取組や削減目標を設定し、実施状況を公表することとしています。

第5期計画では、温室効果ガス排出量の算定に用いる係数を計画期間中固定としていましたが、排出量をより正確に算定するため、第6期計画からは、報告対象となる年度の係数を用いることとしました。これに伴い、2023（令和5）年度以前の排出量についても、各年度の係数を用いて再算定を行っています。

今回の報告では、2025（令和7）年11月現在、公表のある最新の事業者別排出係数が2023（令和5）年度実績であるため、2023（令和5）年度の排出量を報告いたします。なお、2024（令和6）年度についてはエネルギー消費量のみ報告いたします。

また、第5期計画では、エネルギー合理化の観点から、一般事務事業については総排出量の抑制、下水処理事業についてはエネルギー消費量あたりの排出量抑制というように別々の目標を設定していました。しかしながら、国は上下水道を含む事業全体で2030（令和12）年度までに温室効果ガスの総排出量を46%以上削減するという目標を掲げていることから、第6期計画においては、一般事務事業と下水処理事業は、一体として目標を設定することとしました。

表 2-12-1 計画の概要

計画期間	2024（令和6）年度～2030（令和12）年度
対象とする範囲	指定管理等を含む、宇治市が実施する全ての事務・事業
対象とする温室効果ガス	二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF ₆ ）
削減目標	2030（令和12）年度における宇治市役所の事務事業等に伴う温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で46%以上削減します。

3 宇治市の事務事業における温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス排出量の推移

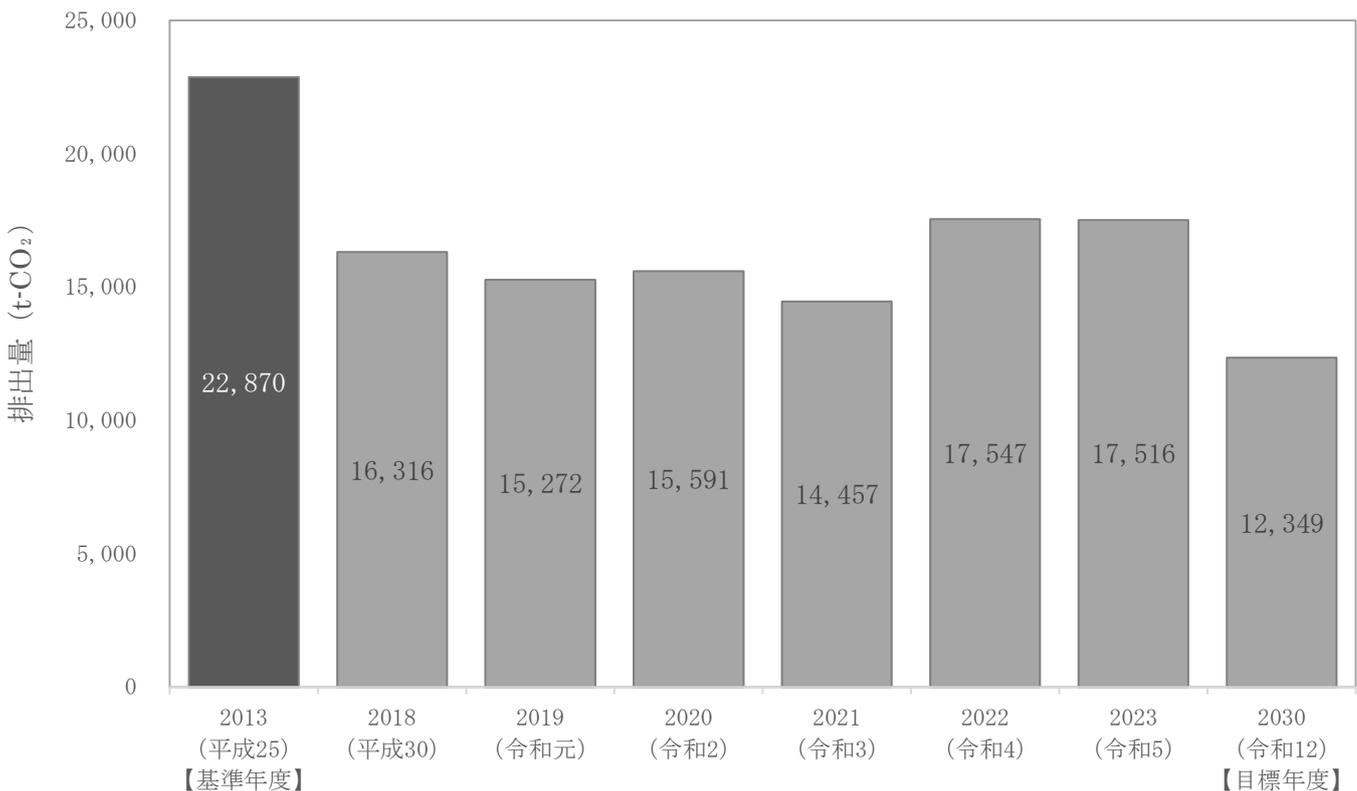
2018（平成30）年度以降の推移については概ね減少傾向でしたが、2022（令和4）年度は、電気の排出係数が増加したことなどに伴い、温室効果ガスの排出量が増加しています。

2023（令和5）年度の温室効果ガス排出量は17,516t-CO₂となり、前年度比では、0.2%減少となり、2013（平成25）年度比で23.4%減少となりました。

表 2-12-2 宇治市役所の事務事業における温室効果ガス総排出量（単位：t-CO₂）

	2013（平成25）	2022（令和4）	2023（令和5）	
	【基準年度】	【前年度】 〈基準年度比〉	排出量 〈基準年度比〉	前年度比
総排出量	22,870	17,547 〈▲23.3%〉	17,516 〈▲23.4%〉	▲0.2%

図 2-12-1 宇治市役所事務事業における温室効果ガスの推移



(2) 排出量の内訳について (t-CO₂ 換算)

温室効果ガスの施設・事業別の割合は、小学校が 16.7%、次いで、下水道処理事業が 12.4%、その他水道事業が 12.1%、宇治浄水場が 8.2%でした。

燃料別排出量については、電力が 74.7%、燃料 (灯油、A 重油、都市ガス、LPG など) が 21.9%、車両燃料が 3.4%でした。

図 2-12-2 施設・事業別排出量

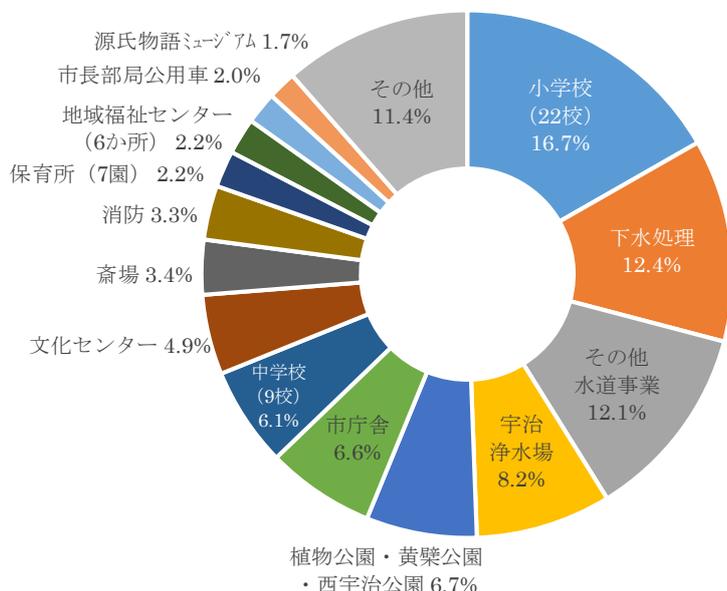


図 2-12-3 燃料別排出量

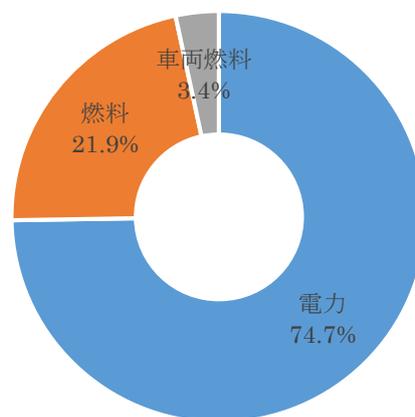


表 2-12-3 2023 (令和 5) 年度 施設事業別の温室効果ガス排出量 (t-CO₂)

施設・事業名	施設・事業別排出量			活動別内訳		
	2013 (平成 25) 基準年	2023 (令和 5) 年度	基準 年度比	電力 使用	燃料 使用	車両 使用
市庁舎	1,404	1,155	▲17.8%	860	295	0
市長部局公用車	404	341	▲15.5%	0	0	341
小学校 (22 校)	3,312	2,924	▲11.7%	1,469	1,455	0
中学校 (9 校)	1,092	1,066	▲2.4%	618	448	0
保育所 (7 園)	363	391	+7.7%	206	185	0
宇治浄水場	2,017	1,444	▲28.4%	1,443	1	0
その他水道事業	2,898	2,112	▲27.1%	2,068	27	18
植物公園・黄檗公園・西宇治公園	1,378	1,180	▲14.4%	1,068	109	3
斎場	466	588	+26.2%	170	418	0
文化センター	504	859	+70.6%	702	156	0
源氏物語ミュージアム	326	305	▲6.3%	305	0	0
地域福祉センター (6 か所)	520	388	▲25.3%	233	111	45
消防	664	582	▲12.4%	329	135	118
その他	5,144	2,003	▲61.1%	1,621	335	47
一般事務事業合計	20,492	15,339		11,093	3,675	572

※資料中の数値は、端数処理の関係で合計値等が整合しない場合があります。

施設・事業別排出量				活動別内訳		
施設・事業名	2013 (平成25) 基準年	2023 (令和5) 年度	基準 年度比	電力 使用	燃料 使用	車両 使用
下水処理（処理にかかるエネルギー使用量）	1,671	1,456	▲12.9%	1,454	2	0
下水処理（下水処理・汚泥焼却に伴う排出）	707	720	+1.8%	—	—	—
下水処理 合計	2,379	2,176	▲8.5%	1,454	2	0
排出量合計（一般事務事業＋下水処理）	22,870	17,516		12,547	3,677	572

※資料中の数値は、端数処理の関係で合計値等が整合しない場合があります。

4 宇治市の事務事業におけるエネルギー消費量の推移

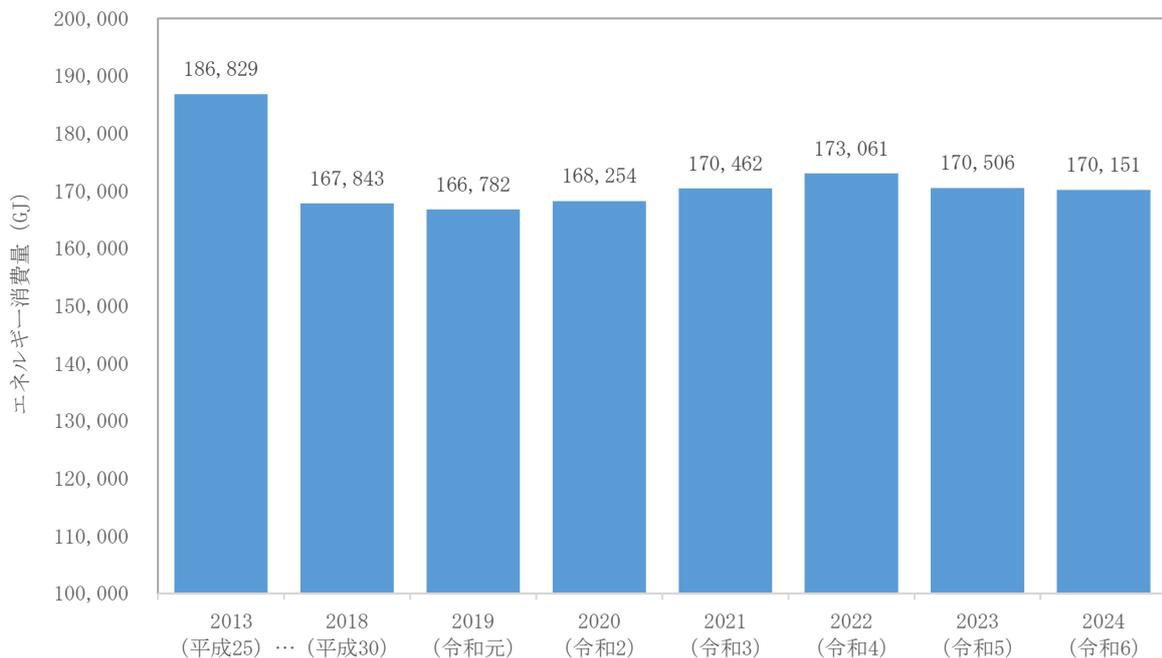
2024（令和6）年度のエネルギー消費量について、前年度比では0.2%減少し、基準年度比では8.9%減少しています。施設のLED化の実施等により電力使用量が減少したことが主な要因と考えられます。今後、気候変動の影響により、冷房負荷の増大が予想されるため、再生可能エネルギーの利用促進やエネルギー効率の向上の取組を進め、電力や燃料の使用抑制に努めていきます。

表 2-12-4 宇治市の事務事業のエネルギー消費量（単位：GJ）

	2013 (平成25) 【基準年度】	2023 (令和5) 【前年度】	2024 (令和6)	基準 年度比	前年度 比
エネルギー消費量	186,829	170,506	170,151	▲8.9%	▲0.2%

※GJ（ギガジュール）はエネルギーを表す単位

図 2-12-4 宇治市の事務事業のエネルギー消費量の推移



第 13 章 宇治市 ZEV 普及促進事業費補助事業

令和 6 年度から、ZEV（電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車）の普及を促進し、市域における自動車からの温室効果ガス排出量の削減及び持続可能な脱炭素社会を推進するため、ZEV、充電設備及びV2H充放電設備を導入する者に対し、費用の一部を補助する制度を実施しています。

表 2-13-1 令和 6 年度事業実績（ZEV）

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市民または市内の事業者であること ・補助対象車両の所有者であること ・市税を滞納していないこと ・宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等でないこと ・過去に本事業による補助を受けていないこと
補助対象機器	<ul style="list-style-type: none"> ・国内で販売される 4 輪車両のうち、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車のいずれかであること ・「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の交付決定を受けた車両であること ・中古車でないこと
補助金の額	1 件あたり 150 千円
補助件数	93 件
補助金額	13,950 千円

表 2-13-2 令和 6 年度事業実績（充電設備）

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象設備を所有している市内の事業者 ・市税を滞納していないこと ・宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等でないこと ・過去に本事業による補助を受けていないこと
補助対象機器	<ul style="list-style-type: none"> ・「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の交付決定を受けた設備であること ・中古品でないこと ・申請者が所有している又は使用承諾を得ている土地・建物に設置しているもの ・市内に所在する事業所に導入するもの
補助金の額	急速充電設備：設備購入費（設備本体のみ）の合計額の 2 分の 1 以内で 200 千円を限度とする 普通充電設備：設備購入費（設備本体のみ）の合計額の 2 分の 1 以内で 100 千円を限度とする
補助件数	交付実績なし
補助金額	交付実績なし

表 2-13-3 令和 6 年度事業実績 (V2H 充放電設備)

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象設備を所有している市民 ・ 市税を滞納していないこと ・ 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等でないこと ・ 過去に本事業による補助を受けていないこと
補助対象機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の交付決定を受けた設備であること ・ 中古品でないこと ・ 申請者が所有している又は使用承諾を得ている土地・建物に設置しているもの ・ 市内に所在する戸建住宅に導入するもの
補助金の額	設備購入費（設備本体のみ）の合計額の 2 分の 1 以内で 50 千円を限度とする
補助件数	交付実績なし
補助金額	交付実績なし

第 14 章 ゼロカーボンセミナー

脱炭素社会の実現に向け、脱炭素について考え自ら行動する人材の育成を図るとともに、意識や行動の変容を促すため、あらゆる世代の市民、事業者、環境団体、職員等が学ぶ機会を提供するゼロカーボンセミナーを実施しています。

表 2-14-1 令和 6 年度事業実績

対象	内容	参加者数
地球温暖化対策地域協議会	太陽光発電の現状と効果的な啓発方法	約 30 人
職員（集合・オンライン）	地球温暖化の最新事情 他	約 250 人
職員（課長・副課長）	脱炭素の推進	約 80 人
事業者	地球沸騰化時代のビジネスへ 他	約 20 人
事業者（出前講座）	地球温暖化の現状及び脱炭素の取組 他	約 15 人

第Ⅲ部

環境衛生

市の木 もみじ（イロハモミジ）



昭和56年3月1日制定

毎秋華麗に紅葉しつつ年々成長し、数百年の樹齢を保つイロハモミジは、活力ある宇治市の将来を象徴するにふさわしい木として制定されました。

「もみじ葉のなお色まさる朝日山よのまの霜の心ぞしる」藤原定家

第Ⅲ部 環境衛生

第1章 ラブホテル建築等の規制

昭和 63 年に供用が予定されていた京滋バイパス沿線を含め全市的にラブホテルの進出が懸念されたことから、昭和 57 年 8 月、宇治市環境保全審議会で「モーテル類似施設の建築規制」について審議され、昭和 58 年 4 月に答申された「ラブホテル建築規制についての提言」に則り、昭和 59 年 3 月に「宇治市ラブホテル建築等規制条例」を制定しました。その後、昭和 60 年には「宇治市ラブホテル建築等規制審議会」を設置し、条例施行に伴うラブホテルの建築等規制に関する審議のために、具体的に対応する体制を整えました。

平成 4 年 6 月の都市計画法の改正に伴う用途地域の指定替え及び平成 29 年 4 月の都市計画に伴う用途地域の追加を行いました。規制区域の変更は生じませんでした。

現在、市内の一部地域においてラブホテルの建築が可能となっていますが、当地域についても「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」及び「京都府風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」により風俗営業が規制されています。

第2章 犬の適正飼養管理

狂犬病予防法に基づき、犬の登録・注射は、年間を通じて開業獣医において実施しています。海外では依然として狂犬病が発生しており、国内への侵入も危惧されることから、今後も狂犬病対策を行う必要があります。

また、糞害等、飼い犬に関する問題が住環境を悪化させており、予防注射時における糞回収袋の配布、広報等により、犬の正しい飼い方についての啓発活動を実施しています。

表 3-2-1 犬の登録及び狂犬病予防注射の状況

(単位：件)

年度 区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
犬の登録	8,806	8,986	8,812	8,374	8,358
犬の注射	6,108	6,071	6,007	5,862	5,740

表 3-2-2 動物飼養管理業務の状況

(単位：件)

年度 区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
犬の引取	4	5	0	1	2
猫の引取	18	16	8	0	0
犬の苦情	28	18	30	13	25
犬の捕獲	4	1	2	0	0

資料：京都府山城北保健所

表 3-2-3 犬の苦情内訳（令和 6 年度）

内 訳	件数
捕獲してほしい	0
つないでほしい	4
糞便・尿を放置している	2
鳴声がやかましい	8
捕獲したので引き取ってほしい（野犬）	0
飼育方法が悪い	2
人を襲う（咬傷事故）	7
虐待されている	0
その他	2
合 計	25

資料：京都府山城北保健所

第 3 章 猫の避妊等手術補助事業

宇治市では、令和 5 年度より「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨に基づき、飼い主のいない猫の繁殖を抑制することで、市民の動物愛護と適正な管理に関する意識を啓発するとともに、人と猫との調和のとれた共生社会の実現と市民の快適な生活環境を保持するため、市内に生息する飼い主のいない猫の避妊・去勢手術及び耳カット施術に要する費用を負担した方や団体に対して、1 件あたり 5,000 円を限度に予算の範囲内において補助金の交付を行っています。

表 3-3-1 受付件数

	5 年度	6 年度
受付件数（件）	110（雄：45、雌：65）	113（雄：51、雌：62）

第 4 章 衛生害虫の駆除

1 野蜂への対応

蜂の巣の撤去は、他の害虫処理と同様にあくまでも発生源の管理者が自ら対処すべきものです。

このため、市に問い合わせがあった場合、蜂の巣撤去の専門業者を取りまとめている「京都府ペストコントロール協会」の紹介を行っています。

2 トビケラ対策

昭和 47 年頃から、宇治川周辺において毎年トビケラの大量発生が繰り返されてきまし

た。

平成 25 年度に「トビケラ対策検討関係者会議」を開催したものの、抜本的な対策は見つかっておらず、市では電撃殺虫器の設置と薬剤散布の 2 つの対策を行っています。

令和 5 年度より、薬剤散布の実施回数を年 3 回から年 5 回に増やし、対策強化を図りました。

表 3-4-1 トビケラ対策の状況

対 策	開始年度	6 年度	備 考
電撃殺虫器の設置	昭和 48 年度 (3 基設置)	宇治橋近辺に、4 月中旬から 10 月下旬の間設置・稼働	トビケラが灯りに群がる習性を利用して、誘蛾灯で誘い、6,000～11,000V の高圧電流で感電死させる。
薬剤散布 (5 回)	昭和 57 年度	4 月 10 日・5 月 2 日・ 6 月 3 日・7 月 30 日・ 10 月 30 日に実施	トビケラが昼間、木の葉の陰に潜む習性を利用し、宇治川兩岸の樹木に薬剤を散布する。

第 5 章 あき地の雑草等の除去指導

1 概要

「宇治市あき地の雑草等の除去に関する条例」に基づき、あき地に繁茂した雑草等の放置を規制することにより、生活環境の保全と農地の保護等を図っています。

あき地の適正管理は、所有者の義務であり、雑草等の除去についても自己処理が原則です。今後も問題のあるあき地所有者に対して、助言・指導するとともに、苦情者、町内会・自治会等との連携を強め、一層実効性を高めていく必要があります。

表 3-5-1 雑草処理の状況

① 対応区分別件数・面積

(単位：件、㎡)

	助言・指導		自己処理		委 託		未処理	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
2 年度	47	11,141	12	2,740	34	8,328	1	73
3 年度	49	14,774	20	7,584	29	7,190	0	0
4 年度	55	21,928	21	10,056	34	11,872	0	0
5 年度	46	13,699	19	7,560	27	6,139	0	0
6 年度	46	16,490	17	8,536	29	7,954	0	0

図 3-5-1 助言・指導後の処理件数の推移

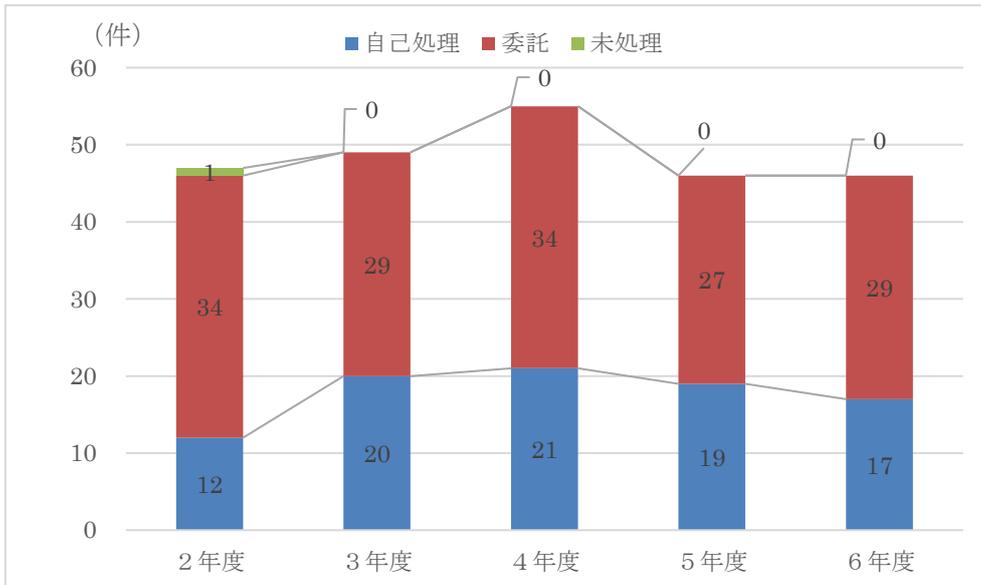
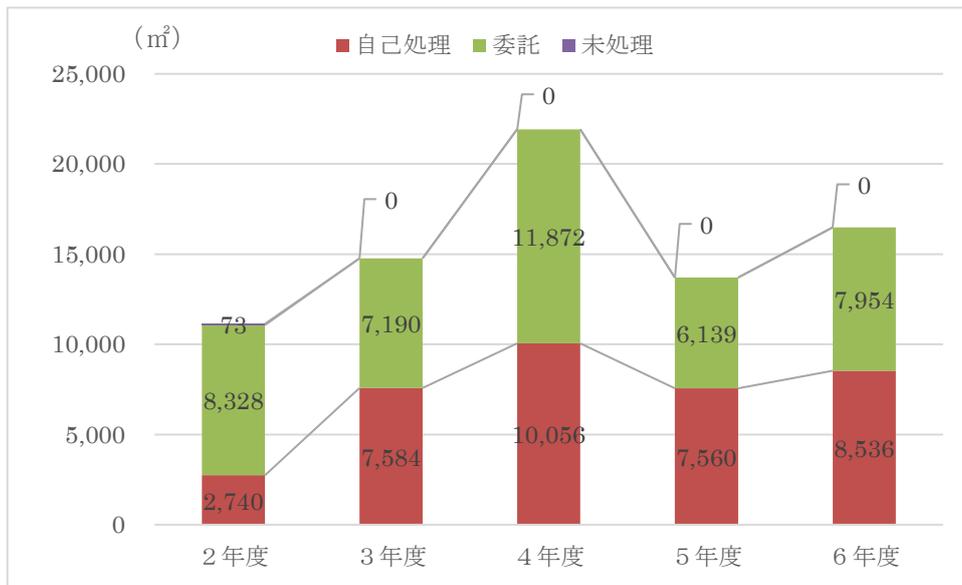


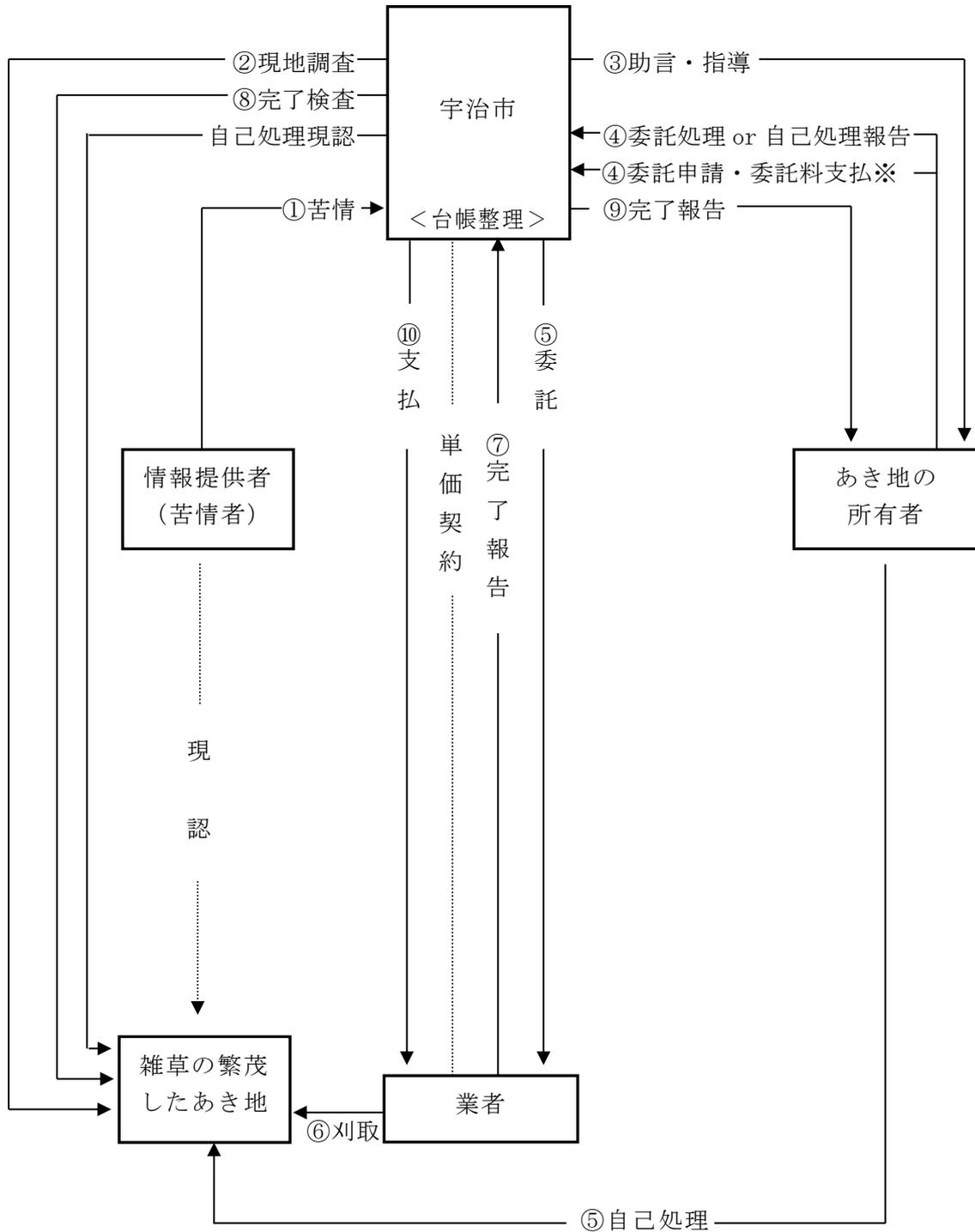
図 3-5-2 助言・指導後の処理面積の推移



2 苦情処理の手続

あき地の適正管理は所有者の義務であり、雑草除去は自己処理が基本です。

図 3-5-3 苦情が発生した場合の事務処理フロー



(備考) ※ = 60 円/m² (刈り倒し)

第6章 公衆浴場への助成

「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」及び「宇治市補助金等交付規則」に基づき、公衆浴場業者への助成事業として補助金の交付を行っています。

表 3-6-1 公衆浴場業者への助成事業の状況

(単位：件、千円)

年度 項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対象数	4	3	3	3	3
補助金額	576	432	432	432	432

(備考) 令和3年4月から1浴場が休業し、令和5年3月に廃業。

第7章 市有共同墓地への支援

宇治市には、旧来の共同墓地が40箇所点在し、「宇治市有共同墓地の設置及び管理に関する条例」に基づき管理を行うことを前提としていました。しかし、これらの墓地については、地域ごとに固有の伝統や宗教的色彩を色濃く帯びた慣習が存在し、使用対象者も地域や関連する檀家等に限定されている墓地が多く、墓地の実態的な管理は、全面的に地元委ねているのが現状でした。

このように、旧来の共同墓地が、広く一般市民に開放された施設とはなっていないことから、平成8年4月1日付けで前述の条例を廃止し、墓地の維持・管理は墓地管理者及び管理組織が自費で行い、宇治市の管理範囲は敷地保全の一部としました。

これに伴い、「宇治市有共同墓地整備事業費補助金交付要項」を新たに設け、現在、大字中墓地(4箇所)及び天ヶ瀬墓地内への移設に伴い廃止した無縁墓地を除く34箇所の市有共同墓地に対して、必要に応じてこれを適用することとしました。

第8章 宇治市天ヶ瀬墓地公園の管理運営

高度経済成長期における急激な人口増加とその後の定住化、核家族化の進行、家族観や墓地観の変化等により、宇治市の墓地需要は増大の一途を辿っていました。

これに対して、旧来の市有共同墓地や寺院墓地は絶対的に区画数が不足しており、この間民間霊園の進出はあったものの、長期展望に基づいた積極的な施策の事業展開を求められ、府内では初めて公営墓地公園を建設しました。しかし、近年の墓地需要は、社会情勢の変化や祭祀に対する意識の変化もあり、一定の落ち着きが見られます。

墓地公園は、祖霊が安らぎ、故人を追慕するにふさわしい静寂・荘厳な環境の創出とともに、墓参者のみならず広く市民に開かれた親しみの持てる空間とするため、散策と憩いの場に必要の修景施設等の配置や緑との調和に配慮した美しい公園とすることを整備の基本としています。

墓地公園の管理については、平成 18 年度から財団法人宇治市霊園公社（平成 25 年 4 月 1 日に一般財団法人へ移行）が指定管理者として管理運営業務を行っていましたが、令和元年度で指定管理期間の任期が満了し、令和 2 年度から令和 11 年度までの間は、日本管財・五輪グループが指定管理者として管理運営業務を行うこととなりました。

また、近年の都市化、少子化といった社会情勢の変化の中、祭祀承継者の不在、祭祀財産の相続に対する経済的・心理的不安感等により、墳墓に対する市民ニーズが多様化していることを踏まえ、今後の墓地公園のあり方を検討することを目的に、平成 28 年度に「宇治市天ヶ瀬墓地公園のあり方検討委員会」が設置され、今後の墳墓需要の予測や市民アンケートを実施しました。その結果、合葬式墓地の利用希望が 7 割を超えており、墳墓需要に応える手段の一つとなることから合葬式墓地の整備を検討すべきとの提言を受け、合葬式墓地を整備することとなりました。

1 墓所

表 3-8-1 取組の経過

昭和 63 年度	基本計画
平成元年度	基本設計、地質調査
平成 2 年度	実施設計、管理棟設計、地質調査、景観計画
平成 3 年度	造成第 1 期工事・第 1 期造園工事に着手、墓地公園条例施行、墓地経営許可（9 月 30 日）
平成 4 年度	造成第 1 期工事完了、造成第 2 期工事着手、第 1 期造園工事完了、開園・第 1 期分供用開始
平成 5 年度	造成第 2 期工事完了、第 2 期造園工事完了、第 2 期分供用開始
平成 6 年度	第 3 期造園工事完了、管理棟・和風庭園完成、第 3 期分供用開始
平成 7 年度	第 4 期造園工事完了、第 4 期分供用開始
平成 11 年度	第 5 期造園工事完了、既造園分の供用
平成 12 年度	第 5 期分供用開始
平成 15 年度	第 6 期造園工事完了、第 6 期分供用開始
平成 18 年度	第 7 期造園工事完了、第 7 期分供用開始
平成 22 年度	第 8 期造園工事完了、トイレ 2 基新設・スロープ・駐車場整備
平成 23 年度	第 8 期分供用開始

表 3-8-2 施設の概要

名 称	宇治市天ヶ瀬墓地公園
位 置	宇治市宇治金井戸 7 番地の 44 ほか
造 成 面 積	57,656 m ²
事 業 年 度	平成 3 年度 ～ 平成 22 年度
着 工	平成 3 年 10 月 31 日
総 墓 所 数	2,975 区画
施 設 内 容	管理事務所、休憩所、和風庭園、芝生広場、園路植栽帯
供 用 開 始	平成 4 年 9 月 21 日

表 3-8-3 墓所使用料・墓園管理料

(単位：円)

区 分	墓所使用料	墓園管理料 (年額)
2 m ² 墓所	500,000	4,000
3 m ² 墓所	750,000	6,000
4 m ² 墓所	1,000,000	8,000

表 3-8-4 墓所使用者募集状況

(単位：件、人)

区 分	令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度			墓所 使用者数
	募集	応募	決定	募集	応募	決定	募集	応募	決定	
2 m ²	14	23	12	15	8	3	25	7	7	1,826
3 m ²	2	1	1	4	3	3	7	1	1	759
4 m ²	4	1	1	6	2	2	6	0	0	334
計	20	25	14	25	13	8	38	8	8	2,919

(備考) 1. 応募数>募集数、かつ募集数>決定数となることがあるのは、辞退者が発生することがあるため

2. 墓所使用者数は令和 7 年 3 月 31 日現在

2 合葬式墓地

表 3-8-5 取組みの経過

平成 28 年度	宇治市天ヶ瀬墓地公園のあり方検討委員会
平成 30 年度	合葬式墓地基本計画
令和元年度	合葬式墓地詳細設計、地質調査、測量業務、土壌分析調査
令和 2 年度	合葬式墓地建築工事完了
令和 3 年度	合葬式墓地供用開始

表 3-8-6 施設の概要

名 称	宇治市天ヶ瀬墓地公園 合葬式墓地
位 置	宇治市宇冶金井戸 7 番地の 41
延 べ 床 面 積	121.9 m ²
事 業 年 度	令和 2 年度
着 工	令和 2 年 9 月 1 日
埋 蔵 数	合葬室 7,500 体 個別安置室 1,500 体
施 設 内 容	合葬室、個別安置室、記名板、墓参スペース
供 用 開 始	令和 3 年 7 月 1 日

表 3-8-7 合葬式墓地使用料

(単位：円)

施設区分		金額（1体につき）	
		市民	市民以外
合葬室		55,000	82,500
個別安置室	10年	110,000	165,000
	20年	165,000	247,500
記名板		55,000	82,500

表 3-8-8 令和6年度合葬式墓地許可件数状況

(単位：件、人)

施設区分	申請数	市内		市外		合葬式墓地 使用者数
		焼骨有	生前予約	焼骨有	生前予約	
合葬室	144	84	41	13	6	521
個室10年	7	2	5	0	0	13
個室20年	2	0	0	0	2	8
(合計)	153	86	46	13	8	542
記名板	72	38	18	11	5	265

(備考) 合葬式墓地使用者数は令和7年3月31日現在

第9章 宇治市斎場の管理運営

宇治市斎場は、風致地区にふさわしい、近代の技と美の粋を尽くした清楚なたたずまいで、環境へ配慮した無公害設備を採用するとともに、市民の利便性向上の為、葬儀ができる葬祭場を付設し、昭和59年4月に開設しました。

施設の管理運営は指定管理者へ委託しており、平成18年度から令和元年度までは財団法人宇治市霊園公社（平成25年4月1日に一般財団法人へ移行）へ委託、令和7年度から令和11年度までは、日本管財・五輪グループへ委託することとなっています。

表 3-9-1 施設の概要

名称	宇治市斎場
位置	宇治市宇冶金井戸7番地の37
敷地面積	13,656.95 m ²
工期	昭和58年8月着工 ～ 昭和59年3月竣工
供用開始	昭和59年4月23日
建築規模	鉄筋コンクリート造 延床面積 2,455.92 m ²

施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ■火葬棟 <ul style="list-style-type: none"> ・火葬炉（前室付台車式大型炉） 8基 ・炉前ホール ・告別室 2室 ・収骨室 3室 ・安置室 1室 ■待合棟 <ul style="list-style-type: none"> ・待合ホール ・和室 3室 ・洋室 2室 ・事務室 ■葬祭棟 <ul style="list-style-type: none"> ・葬祭場 ・葬祭ホール ・遺族控室 2室 ■その他 <ul style="list-style-type: none"> ・渡り廊下 ・霊灰庫 ・庭園 ・駐車場 ・プロパン庫
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 3-9-2 斎場使用料

(単位：円)

区 分		単 位	金額	
			市 内	市 外
火 葬 場	大人（12歳以上）	1体	12,000	90,000
	小人（12歳未満）	1体	8,000	60,000
	妊娠4月以上の死産児	1体	6,000	45,000
	妊娠4月未満の死産児	1体	3,600	27,000
	肢体の一部及び胎盤	4キログラムまで	3,600	27,000
4キログラムを超え1キログラムごとに		800	6,000	
第1葬祭場		午後4時から翌日の午後4時まで	52,000	186,000
		午前0時から午後4時まで	26,000	93,000
第2葬祭場及び第3葬祭場		午後4時から翌日の午後4時まで	26,000	93,000
		午前0時から午後4時まで	13,000	46,500
安 置 室		午後4時から翌日の午後4時まで	3,600	12,900
待 合 室		1室2時間	2,400	8,600

(備考) 1. 第2葬祭場及び第3葬祭場は第1葬祭場を2分の1ずつに区画したものをいう。

2. 「市内」とは、死亡者が死亡時に本市の住民基本台帳に記録されている場合をいい、死産児については死産時にその父又は母が、肢体の一部及び胎盤については使用者が、使用の許可の際に本市の住民基本台帳に記録されている場合をいう。

3. 「市外」とは、前項に定める場合以外の場合をいう。

表 3-9-3 火葬場使用件数

(単位：件)

区 分		年 度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
市 内	大 人		1,664	1,791	2,045	1,976	1,962
	小 人		0	4	1	7	5
	死 産 児		19	12	11	12	17
	肢体の一部・胎盤		0	2	0	0	0
	小 計		1,683	1,809	2,057	1,995	1,984
市 外	大 人		1,607	1,809	2,038	2,027	2,041
	小 人		0	1	3	5	4
	死 産 児		1	7	7	6	10
	肢体の一部・胎盤		0	1	0	0	0
	小 計		1,608	1,818	2,048	2,038	2,055
合 計	大 人		3,271	3,600	4,083	4,003	4,003
	小 人		0	5	4	12	9
	死 産 児		20	19	18	18	27
	肢体の一部・胎盤		0	3	0	0	0
	合 計		3,291	3,627	4,105	4,033	4,039

表 3-9-4 葬祭場等使用件数

(単位：件)

区 分		年 度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
市 内	葬 祭 場		94	114	125	104	79
	安 置 室		185	225	282	246	308
	待 合 室		97	134	140	288	302
	小 計		376	473	547	638	689
市 外	葬 祭 場		19	16	20	18	10
	安 置 室		59	42	56	69	48
	待 合 室		69	161	175	257	317
	小 計		147	219	251	344	375
合 計	葬 祭 場		113	130	145	122	89
	安 置 室		244	267	338	315	356
	待 合 室		166	295	315	545	619
	合 計		523	692	798	982	1,064

第10章 環境美化の推進

1 経過

市民や観光客等による空き缶やたばこの吸殻等の放置、いわゆるごみのポイ捨てが、まちを汚し、市民の生活環境を損なう大きな要因となっていました。

そのため、ごみのポイ捨て防止のための条例制定を求める機運が高まり、これを受けて平成10年6月10日に環境保全審議会に「(仮称)宇治市ポイ捨て防止条例」の制定について諮問し、平成11年3月5日に答申を受け、同年10月8日に「宇治市環境美化推進条例」として公布し、翌年4月1日より施行するに至りました。

2 条例の特徴

この条例の主な特徴としては、次のような点があげられます。

- (1) 市内で特に環境の美化を推進すべき地域を、環境美化推進重点地域(以下「重点地域」として指定しました。
- (2) 重点地域におけるポイ捨て行為に対して、市長が指定した指定職員による指導を行い、これに違反したものに対して罰金を課すことにしました。
- (3) 重点地域内で飲料等を販売する業者等に対しては、空き缶等の回収容器の未設置や適正管理に対する命令違反に対して、その旨の公表と罰金を課すことにしました。
- (4) 野鳥保護の観点から、釣針、釣糸の放置を禁止しました。

3 環境美化活動

本市では、市民や観光客等への広報・啓発活動、行政・市民・事業者や事業団体が連携しての美化・清掃活動等に重点を置き、まちを常に美しく保つことにより、ポイ捨てをさせない、ポイ捨てしにくい環境をつくりだすことを目指しています。その一環として、広報紙による広報活動はもとより、重点地域における啓発看板の設置、環境美化推進ボランティアと協働して重点地域での美化・啓発活動等を進めています。



みんなで守ろう！歴史のまちを、きれいな宇治を

第Ⅳ部

環境の現況

市の花 やまぶき



昭和56年3月1日制定

やまぶきは年々黄金色の花を開き、宇治市の福々しい繁栄を象徴するにふさわしい花として制定されました。

「山吹や宇治のほいろの匂ふ時」松尾芭蕉

第Ⅳ部 環境の現況

第1章 大気

1 概要

宇治市では、市内全域の環境監視のため、二酸化窒素（17箇所測定、年4回分析）、降雨中のイオン分析（年3回測定）の観測を行っています。

また、京都府では、宇治測定局（山城北保健所内）で、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化窒素（NO₂）、光化学オキシダント（O_x）、微小粒子状物質（PM2.5）について常時測定しています。

2 大気の状態

(1) 二酸化窒素（NO₂）

窒素酸化物（NO_x）は物が燃焼すると必ず発生します。窒素（N₂）は、空気や燃料の中にも含まれており、燃焼にあたって酸素（O₂）と結合して、一酸化窒素（NO）が発生し、大気中で反応して二酸化窒素（NO₂）に変化します。

窒素酸化物は、今日の大気汚染の原因となる主な物質の一つになっています。

主な発生源は、工場、事業場と自動車等ですが、ビルや家庭の暖房、厨房からも多く発生しています。月平均値で見れば、福角大気観測局、宇治測定局とも環境基準の「1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内または以下」であるというレベルを超えていません。

宇治市が実施している簡易測定法の年平均値では、付近に交通量の多い道路がある箇所では値が高く、幹線道路から遠い箇所では値が低くなる傾向があります。

（表4-1-7～10, 4-5-2, 図4-5-1）

(2) 二酸化硫黄（SO₂）

二酸化硫黄は、石油や重油など不純物としての硫黄を含む化石燃料の燃焼時に発生します。（表4-5-6, 図4-5-5）

(3) 一酸化炭素（CO）

大気中の一酸化炭素は、燃料の不完全燃焼により生じるもので、主として自動車が発生源と考えられます。（表4-5-4, 図4-5-3）

(4) 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質は、大気中の浮遊粉じんのうち粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものをいいます。工場や事業場から排出されるもののほか、土壌の舞い上がりなど自然界で発生するもの、硫黄酸化物 (SO_x)・窒素酸化物 (NO_x) 等のガス状物質から大気中で二次的に生成されるもの、自動車から排出されるものがあります。

浮遊粒子状物質については、京都府が宇治市内で常時測定しています。また、宇治市としては福角大気観測局で常時測定を行っています。(表 4-1-9, 4-1-11, 4-5-5, 図 4-5-4)

なお、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子状物質を微小粒子状物質 (PM_{2.5}) といいます。PM_{2.5} は粒径が小さいため、肺の奥まで入りやすく、肺がん、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

(5) 光化学反応による大気汚染

光化学オキシダント (O_x) は、窒素酸化物 (NO_x)、炭化水素 (HC) 等が、太陽光線 (紫外線) を受け、光化学反応によって二次的に生成されるオゾンやパーオキシアセチルナイトレートなどの刺激性の酸化性物質で、光化学スモッグの原因となります。

昼間の光化学オキシダントの 1 時間値が 0.12ppm 以上となり、気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき光化学スモッグ注意報が発令されます。(表 4-1-12~14)

(6) 二酸化炭素 (CO_2)

二酸化炭素は、地球上では空気中に体積で約 0.03% 含まれ、石油、木材など炭素を含む物質の燃焼、火山噴火などで絶えず生成されています。

二酸化炭素の地球温暖化に対する寄与度は 63.7% と計算されています。同じ量の他の温室効果ガスとの比較ではメタンなどのほうが影響は大きいのですが、二酸化炭素の排出量が膨大なために温暖化寄与度が高くなっています。

大気中の二酸化炭素濃度は、産業革命以前は 280ppm 程度でしたが、現在は 400ppm となっています。二酸化炭素濃度は、国内では気象庁が 3 箇所を観測していますが、京都府や宇治市では測定していません。

(7) 自動車の増大と公共交通機関の利用状況

大都市地域を中心として、窒素酸化物による大気汚染が改善されない一因に自動車排出ガスの影響があります。自動車保有台数・通行量の増大により、1 台ごとの車両に対する規制の効果が相殺されています。

(8) 大気と環境の酸性化 (降雨の pH 測定)

大気と環境の酸性化とは、人工的排出による硫黄酸化物、窒素酸化物が大気中を長距離移流し、拡散する間に太陽光線、炭化水素、水分などの影響を受けて酸化し、地上に到達して環境が酸性化することです。この酸性化には、酸性粒子、ガスとなり、大気中に滞留した後、地上に到達する乾性沈着と、雨滴にとりこまれて強い酸性の雨水または霧となり降下する湿性沈着 (酸性雨) があります。酸性化が進むと湖沼の酸性化で魚類が死滅したり、土壌の酸性化で樹木が枯死したりするなどの被害を引き起こします。

雨は自然の状態でも二酸化炭素などが溶け込んでおり、やや酸性 (pH_{5.6} 程度) を示しているため、酸性雨は、pH_{5.6} 以下とされていますが、厳密には pH だけでなく、硫酸イオン、硝酸イオンなどもあわせて測定して評価しなければなりません。宇治市では、簡易採雨装置を市役所屋上に設置し、年 3 回、降雨の pH 等とともにイオン分析を行っています。

(表 4-1-1, 図 4-1-2)

図 4-1-1 酸性雨の仕組み

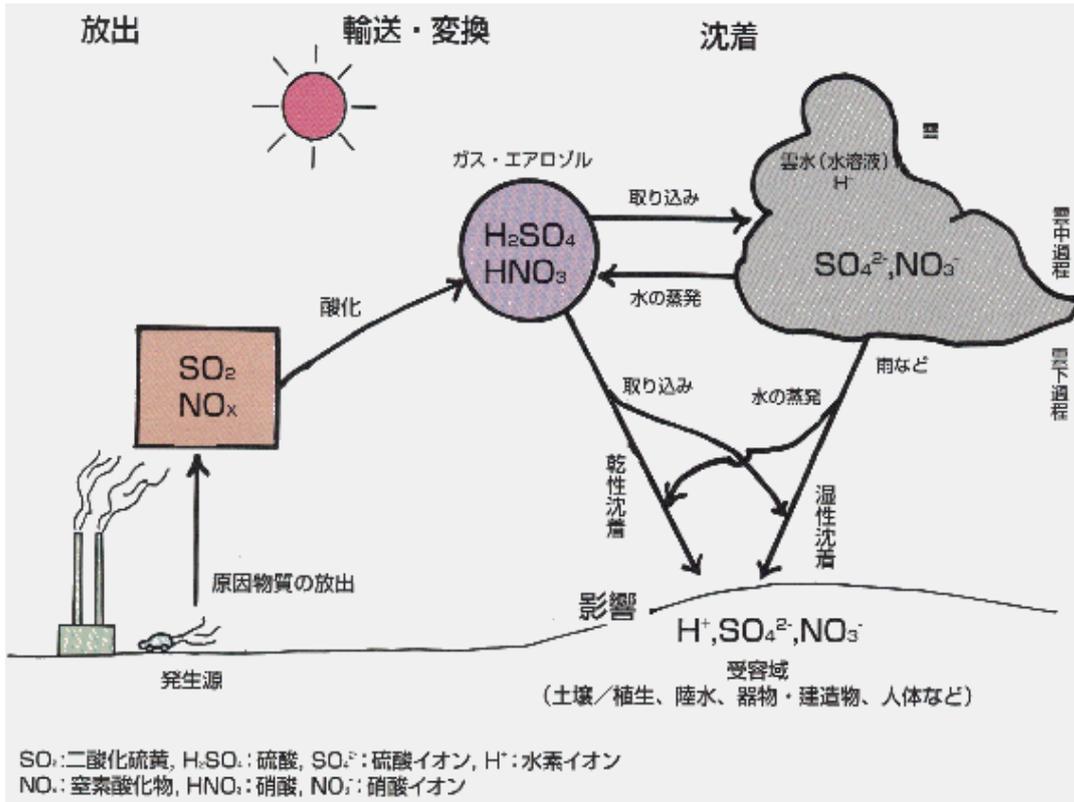
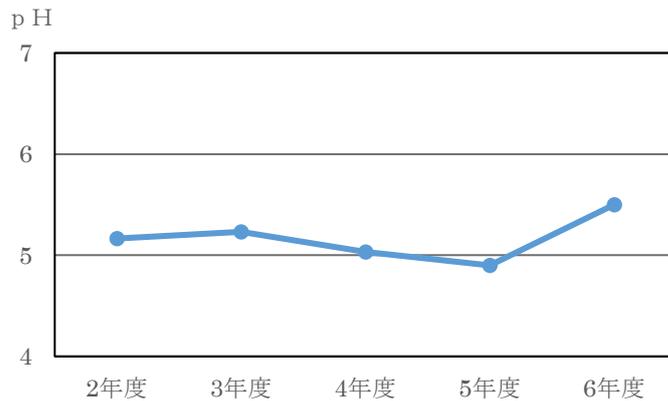


表 4-1-1 降雨中のイオン分析結果 (令和 6 年度)

分析項目	採雨日	6月28日	10月4日	1月6日
pH 測定時の温度	℃	22.0	24.0	14.0
水素イオン濃度 (pH)	pH	5.3	5.0	6.2
電気伝導率	mS/m	2.0	1.7	1.7
塩化物イオン	mg/L	0.7	0.4	0.5
硫酸イオン	mg/L	0.7	0.5	0.3
アンモニウムイオン	mg/L	< 0.1	< 0.1	0.1
硝酸イオン	mg/L	0.4	0.8	0.5

図 4-1-2 降雨中の水素イオン濃度の経年変化



(9) 大気汚染に係る環境基準等

ア 環境基準

表 4-1-2 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	測定方法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いた化学発光法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	非分散型赤外分析計を用いる方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること	

- (備考) 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しません。
2. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、またはこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとします。
3. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、その粒径が10μm以下のものをいいます。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいいます。
5. ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとします。

イ 環境基準評価方法

表 4-1-3 環境基準評価方法（二酸化窒素）

評価方法	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。
評価対象	年間における測定時間が6,000時間に満たない場合は評価対象としません。
通知	昭和53年環大企第262号環境庁大気保全局長通知

表 4-1-4 環境基準評価方法（二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質）

評価方法	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定結果について、測定を行った日、又は時間について環境基準により評価を行います。
	長期的評価	年間を通じて測定した1日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値について環境基準が維持されることとしています。但し、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続しないこととします。
評価対象	1日平均値の評価にあつては、1時間値の欠測が1日（24時間）のうち4時間を越える場合には評価対象としません。	
通知	昭和48年環大企第143号環境庁大気保全局長通知	

表 4-1-5 環境基準評価方法（光化学オキシダント）

評価方法	1時間値が0.06ppm以下であることとしています。
評価対象	6時から20時までの昼間時間帯について評価を行います。
通知	昭和48年環大企第143号環境庁大気保全局長通知

ウ 光化学スモッグ注意報等発令基準

表 4-1-6 光化学スモッグ注意報発令基準

区分	発令基準	解除基準	発令対象地域
注意報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.12ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるときとしています。	それぞれの注意報等の発令地点におけるオキシダント濃度が継続するおそれがないと認められるようになったときとしています。	①京都市地域（京都市） ②乙訓地域（向日市、長岡京市、大山崎町） ③宇治地域（宇治市、城陽市、久御山町） ④綴喜地域（八幡市、京田辺市、井手町） ⑤相楽地域（木津川市、精華町）
警報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.24ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるときとしています。		
緊急警報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.4ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるときとしています。		

図 4-1-3 大気関係測定地点

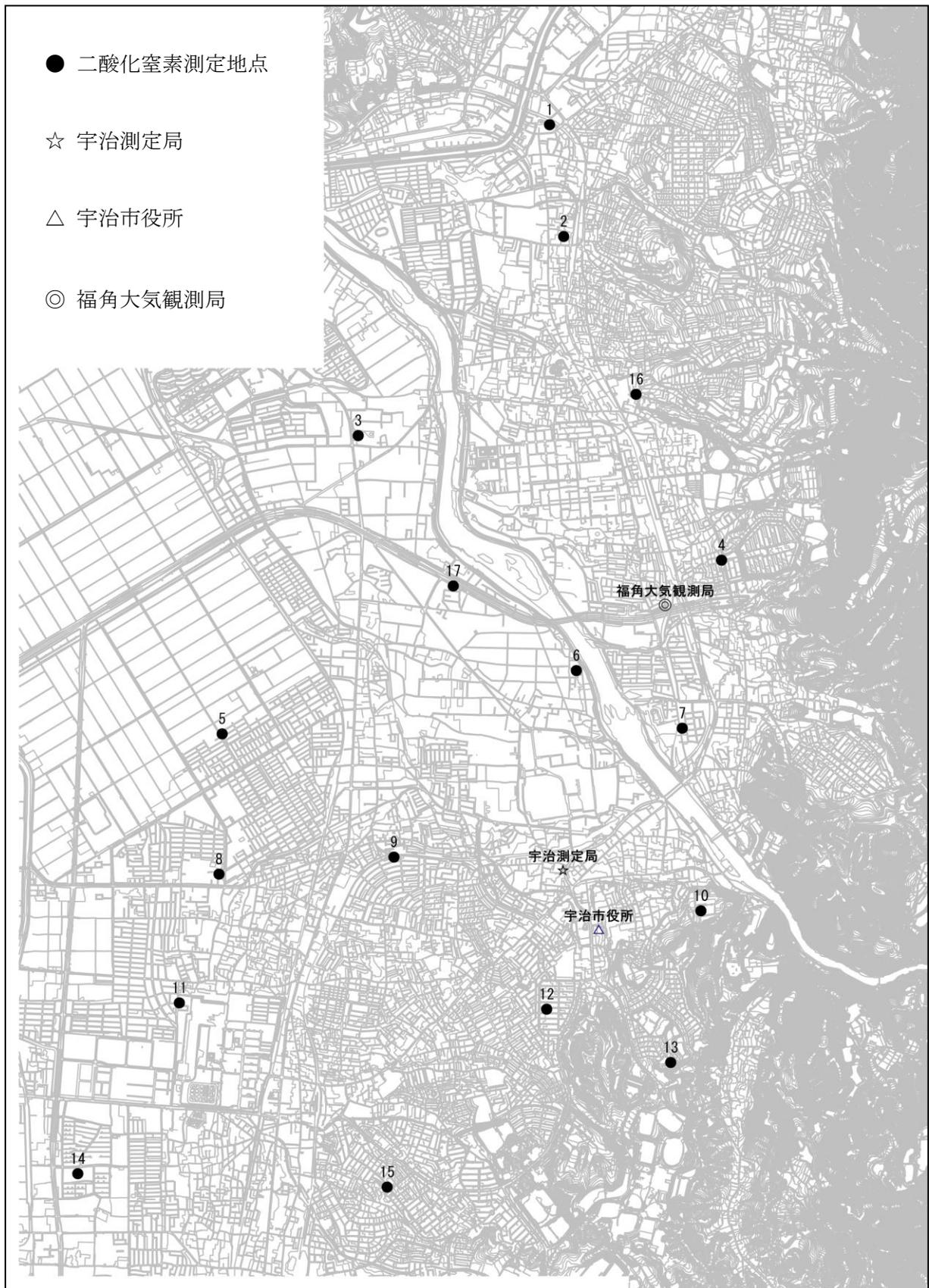


表 4-1-7 簡易測定法による二酸化窒素濃度の月間測定（令和6年度）

(単位 ppb)

No.	測定地点	4月	7月	10月	1月	平均値
1	六地藏公会堂	8	6	10	18	10.5
2	J R 木幡駐輪場	6	5	7	13	7.8
3	京都文教大学	10	8	12	17	11.8
4	菟道北集会所	8	5	8	13	8.5
5	堀池集会所	7	5	9	14	8.8
6	槇島集会所	6	5	7	10	7.0
7	三室戸集会所	5	5	6	12	7.0
8	西消防署	8	7	10	16	10.3
9	南陵集会所	6	5	7	11	7.3
10	菟道小学校	7	4	8	12	7.8
11	緑ヶ原集会所	6	5	8	15	8.5
12	琵琶台集会所	5	4	7	11	6.8
13	折居台南集会所	4	4	5	9	5.5
14	平盛小学校	8	7	9	15	9.8
15	広野寺山集会所	5	4	6	12	6.8
16	東宇治コミセン	7	5	7	15	8.5
17	旧吹前観測局	13	8	14	16	12.8
	月別平均値	7.0	5.4	8.2	13.5	8.5

(備考) 1ppb=0.001ppm

表 4-1-8 簡易測定法による二酸化窒素測定経年変化

(単位：ppb)

No.	測定地点	3年度	4年度	5年度	6年度
1	六地蔵公会堂	17	14	12	11
2	JR木幡駅駐輪場	13	10	10	8
3	京都文教大学	19	15	14	12
4	菟道北集会所	15	11	10	9
5	堀池集会所	15	11	10	9
6	槇島集会所	11	9	8	7
7	三室戸集会所	12	9	8	7
8	西消防署	16	12	12	10
9	南陵集会所	12	10	9	7
10	菟道小学校	11	8	9	8
11	緑ヶ原集会所	13	11	10	9
12	琵琶台集会所	11	9	8	7
13	折居台南集会所	9	8	7	6
14	平盛小学校	15	13	11	10
15	広野寺山集会所	11	9	9	7
16	東宇治コミセン	13	10	9	9
17	旧吹前観測局	19	15	14	13
	年度別平均値	14	11	10	9

(備考) 1ppb=0.001ppm

表 4-1-9 大気汚染の長期的評価による環境基準達成状況等（令和 6 年度）

市 町	測 定 局	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント
宇 治 市	宇 治	○	○	●

（備考）1. ○は達成、●は未達成

光化学オキシダントは昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えたことの有●、無○を示します。

2. 有効測定局（年間測定時間が 6,000 時間以上）について評価

表 4-1-10 二酸化窒素（NO₂）：経年変化

（単位：ppm）

市 町	測 定 局	年平均値				
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
宇 治 市	宇 治	0.009	0.008	0.008	0.008	0.006

表 4-1-11 浮遊粒子状物質（SPM）：経年変化

（単位：mg/m³）

市 町	測 定 局	年平均値				
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
宇 治 市	宇 治	0.015	0.013	0.013	0.014	0.014

表 4-1-12 光化学オキシダント高濃度出現日数（Ox）：経年変化

市 町	測 定 局	昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上となったことがある日数				
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
宇 治 市	宇 治	1	0	1	1	0

※資料：京都府資料から宇治市分を抜粋

表 4-1-13 光化学スモッグ注意報発令状況等の推移

年 度		2 年度		3 年度		4 年度		5 年度		6 年度	
区 分		注 意 報	被 害 の 訴 え								
年間発令日数/被害		1 日	0 名	0 日	0 名	0 日	0 名	1 日	0 名	0 日	0 名
年間発令時間		1 時間 40 分		0 時間 00 分		0 時間 00 分		2 時間 00 分		0 時間 00 分	
発令、発生数 月別内訳	4 月										
	5 月							1			
	6 月										
	7 月										
	8 月	1									
	9 月										
	10 月										
地域別 発令状況 の内訳	京都市地域	京都市	0	0	0	0	1	0			
	乙訓地域	向日市									
		長岡京市	1		0		0	1		0	
		大山崎町									
	宇治地域	宇治市									
		城陽市	1		0		0	1		0	
		久御山町									
	綴喜地域	八幡市									
		京田辺市	2		0		0	0		0	
		井手町									
相楽地域	木津川市										
	精華町	2		0		0	0		0		

(備考) 注意報の発令基準：オキシダント濃度の 1 時間平均値が 0.12ppm 以上になり、
気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。

表 4-1-14 光化学オキシダント (Ox) : 経年変化

市 町	測 定 局	昼間の日最高 1 時間値の年平均値 (ppm)				
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
宇 治 市	宇 治	0.050	0.049	0.049	0.050	0.051

(備考) 昼間の 1 時間値は、6 時から 20 時までの測定値

第2章 水質

1 概要

宇治市には、市街地の中央部を南東から北西へと縦断している宇治川をはじめとして、そこへ流入する中小河川、生活系支川・水路など、多くの河川が流れています。

河川の水質汚濁の原因については、そのほとんどを生活排水と工場排水が占めています。近年では、下水道の普及や市民・事業者の環境保全意識の高まりにより、生活排水・工場排水による汚濁は改善傾向にあります。

宇治市では、これらの河川の水質汚濁状況を把握し、良好で快適な水環境の保全を目的として、中小河川（10河川10地点）、生活系支川・水路（13河川13地点）、自然環境保全水系（3河川8地点）及び木幡池（14地点）で水質調査を実施しています。

また、工場や事業場による水質汚濁を未然に防止するため、排出水の採水調査を実施し、排水処理設備などの適正管理について指導や啓発を行っています。

ゴルフ場で使用される農薬からの水質汚濁についても、市内の3箇所のゴルフ場と農薬使用に関する協定を締結し、毎年排出水の調査を実施しています。

2 水質の状況

(1) 宇治川の水質

宇治川については、国土交通省近畿地方整備局が環境基準点2地点（隠元橋・宇治川御幸橋）とその他4地点の合計6地点において水質調査を年1回実施しています。環境基準点2地点では健康項目（26項目）、生活環境項目（8項目）、要監視項目（9項目）、特殊項目等（7項目）の測定が行われました。（表4-2-18～21）

(2) 中小河川の水質

10本の中小河川について、年4回の水質調査を実施しました。

（図4-2-1～3, 表4-2-4～5）

(3) 生活系支川・水路の水質

戦川水系2河川、排水幹線水系3河川、井川水系2河川、名木川水系3河川、他の水系3河川の合計13河川について、年2回の水質調査を実施しました。

（図4-2-1～2, 4-2-4, 表4-2-6～7）

(4) 河川底質重金属

井川及び名木川で川底の泥を採取し、総水銀・カドミウム・鉛・六価クロム・ヒ素について溶出試験を行いました。（表4-2-8）

(5) 自然環境保全水系の水質

志津川4地点、笠取川3地点と東笠取川1地点で水質調査を、うち志津川2地点と笠取川2地点で水生指標生物調査を実施しました。

（図4-2-1, 4-2-5, 表4-2-9～11）

(6) 木幡池の水質

流入河川・水路を含む 14 地点で年 1 回の総合的な水質調査を実施するとともに、木幡橋直下、大島樋門で年 4 回の水質調査を実施しました。

(図 4-2-1, 4-2-6, 表 4-2-12~17)

3 水質汚濁対策

(1) 工場・事業場排水

宇治市には、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 100 号）、京都府環境を守り育てる条例（平成 7 年京都府条例第 33 号）に係る特定施設を有する工場・事業場が 251 箇所あり、そのうち規制基準の適用を受けるのは 67 箇所です。このうち 33 箇所について排水の水質測定を実施しました。（表 4-2-22~23）

(2) ゴルフ場排水

宇治市では、平成元年度から平成 2 年度までに市内のゴルフ場 3 箇所と農薬使用に関する協定を結び、農薬の使用状況の報告を求めるとともに、適正な使用と保管の指導、排水口直下における農薬測定調査などを実施しています。（表 4-2-24）

4 水質汚濁に係る環境基準について

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正令和 3 年環境省告示第 62 号）は全公共用水域に適用されます。

表 4-2-1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	環 境 基 準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下

シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

- (備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正令和 3 年環境省告示第 62 号）は、各公共用水域につき、指定された水域ごとにア又はイの基準値の欄に掲げるとおりです。

アの表中の利用目的の適応性について、宇治市における該当水域は、宇治川(1) [環境基準点：隠元橋]であり、A 類型に指定されています。

イの表中の水生生物の生息状況の適応性について、宇治市における該当水域は、宇治川(1) [環境基準点：隠元橋]であり、生物 B 類型に指定されています。

表 4-2-2 水域類型ごとの環境基準

ア 河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学 的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU /100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU /100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2mg/L 以上	—

(備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

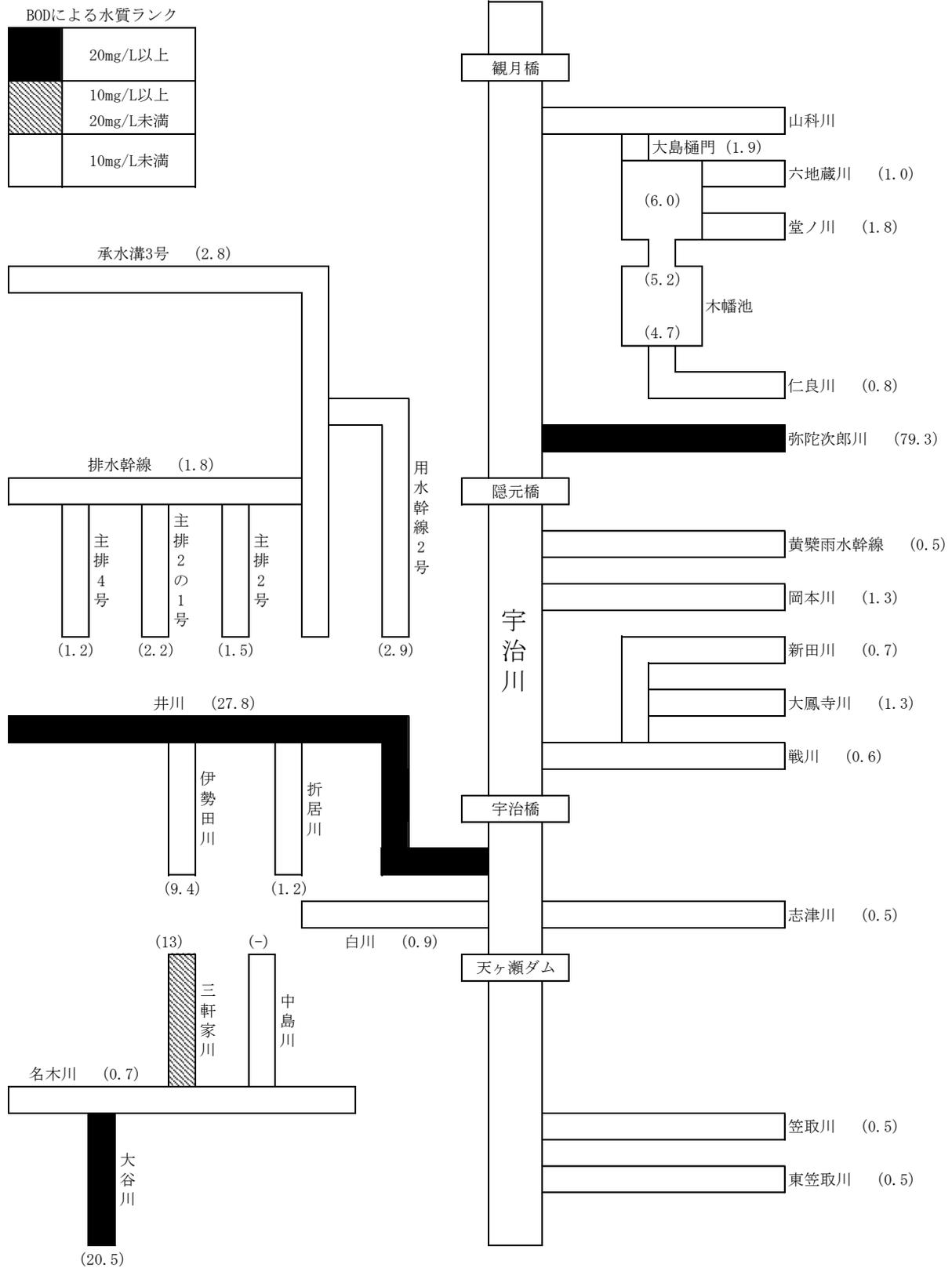
表 4-2-3 生物類型ごとの環境基準

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノ ール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

(備考) 基準値は、年間平均値とする。

図 4-2-1 市内河川汚濁状況図（令和 6 年度）



(備考) () 内は BOD 値の年間平均値

図 4-2-2 中小河川及び生活系支川水路測定地点

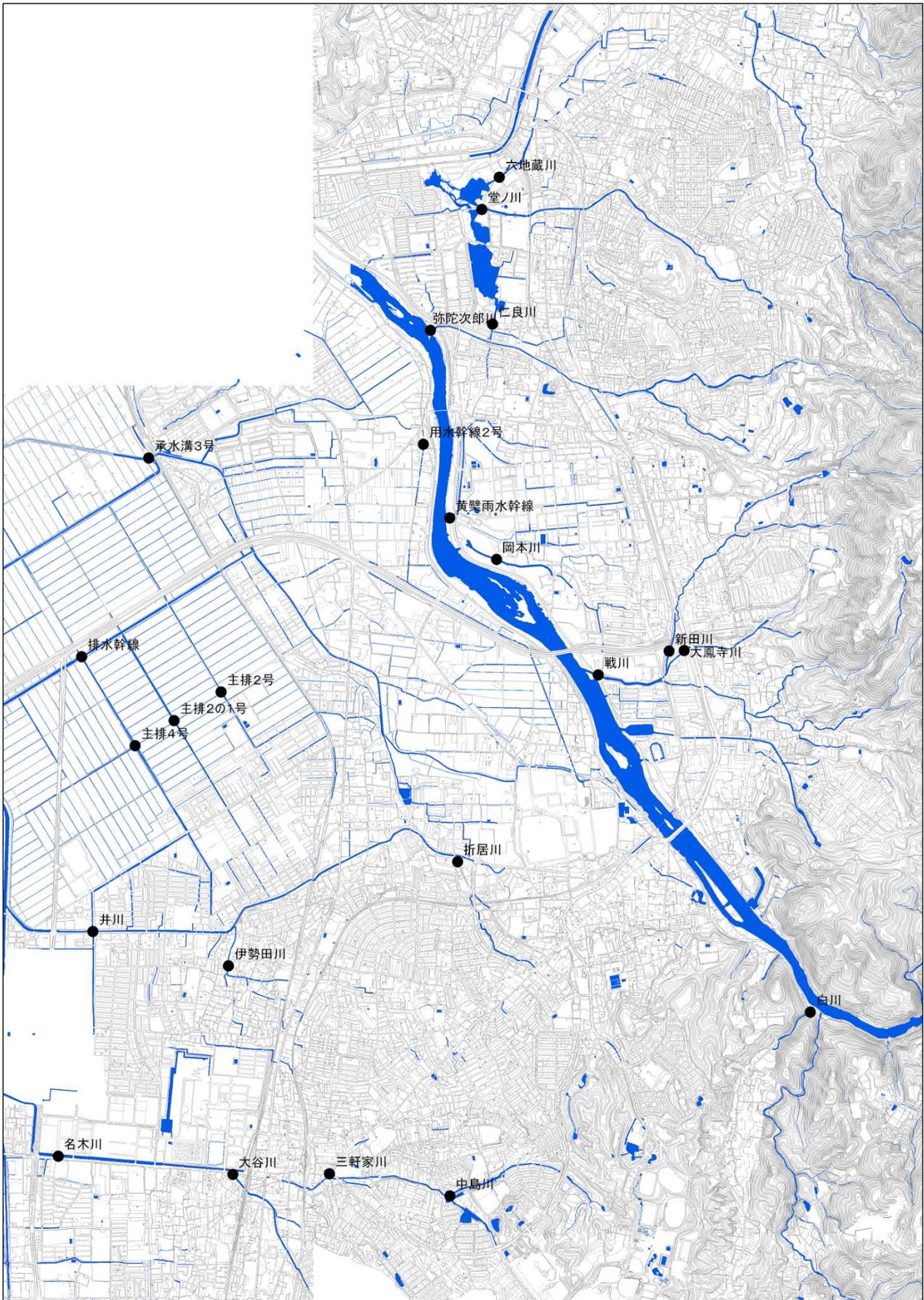


表 4-2-4 中小河川水質測定結果

河川名	採水日時		pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)
① 戦川	R6.4.23	9:20	8.8	11	1	3.6
	R6.7.16	9:20	8	9.1	<0.5	4.2
	R6.10.16	9:10	9	11	<0.5	2
	R7.1.15	9:10	9.1	15	<0.5	2.2
② 岡本川	R6.4.23	9:45	9.2	13	1.9	4.9
	R6.7.16	9:35	8.6	12	0.8	3.6
	R6.10.16	9:30	9.7	18	1.4	4
	R7.1.15	9:30	9	18	1.2	4.2
③ 黄檗雨水幹線	R6.4.23	10:05	7.9	9.5	0.5	3
	R6.7.16	9:50	7.8	8.8	<0.5	1.7
	R6.10.16	9:45	8.1	8.8	0.5	1.7
	R7.1.15	9:45	8.1	11	<0.5	2.6
④ 弥陀次郎川	R6.4.23	10:30	9	8.3	17	19
	R6.7.16	—	—	—	—	—
	R6.10.16	10:05	6.7	5.4	31	23
	R7.1.15	10:05	7.6	5.4	190	180
⑤ 堂ノ川	R6.4.23	11:00	7	9	3.4	4.1
	R6.7.16	10:40	7.3	9.7	1.8	4.7
	R6.10.16	10:50	7	11	1	2
	R7.1.15	10:40	7	11	1.1	1.8
⑥ 用水幹線2号	R6.4.23	11:25	7.4	6.3	4.5	5.4
	R6.7.16	10:50	6.8	5.7	0.5	1.5
	R6.10.16	11:00	7.3	5.1	1.7	4.1
	R7.1.15	11:00	10.3	13	4.8	6.5
⑦ 承水溝3号	R6.4.23	11:40	7.6	8	2.5	4.8
	R6.7.16	11:10	7.5	8.2	2	5.3
	R6.10.16	11:20	7.4	3.5	2.4	5.8
	R7.1.15	11:20	7.8	8.1	4.1	9.2
⑧ 排水幹線	R6.4.23	11:55	7.4	9.6	2.6	4.7
	R6.7.16	11:20	7.4	9.3	1.4	6.2
	R6.10.16	11:35	9.1	12	1.8	4.2
	R7.1.15	11:35	8.5	15	1.4	5.7
⑨ 井川	R6.4.23	12:10	7.7	9.5	2.3	5.4
	R6.7.16	11:50	8.6	10	0.9	3.3
	R6.10.16	12:05	10.1	5.6	41	95
	R7.1.15	12:25	11.2	9.8	67	97
⑩ 名木川	R6.4.23	12:25	7	9.7	1.2	2.9
	R6.7.16	12:15	7.3	9.1	0.7	4.6
	R6.10.16	12:30	6.9	8.2	<0.5	1.1
	R7.1.15	12:50	7.2	11	<0.5	1.7

(備考) ④弥陀次郎川は鉄バクテリアが大量発生したため、BOD等の数値が高くなった。鉄バクテリアは土壤に自然発生し、有害な物質ではない。

表 4-2-4 中小河川水質測定結果 (続き)

河川名	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	流量 (m ³ /sec)	BOD 負荷量 (kg/h)
① 戦川	1	0.9	0.04	<0.02	0.04524225	0.1628721
	6	1.1	0.072	<0.02	0.56666875	1.02000375
	<1	0.12	0.012	<0.02	0.01379125	0
	<1	0.24	0.007	<0.02	0.01092525	0
② 岡本川	3	2.2	0.15	<0.02	0.02385	0.163134
	2	4	0.56	<0.02	0.067755	0.1951344
	3	1	0.2	<0.02	0.0094725	0.0477414
	8	1.4	0.14	<0.02	0.00258875	0.0111834
③ 黄檗雨水幹線	1	1.4	0.054	<0.02	0.01989	0.035802
	1	2.1	0.13	<0.02	0.0703485	0.1266273
	<1	0.89	0.032	<0.02	0.001111	0.0019998
	1	1.2	0.017	<0.02	0.0003085	0
④ 弥陀次郎川	5	0.86	0.052	0.03	0.02252875	1.3787595
	—	—	—	—	—	—
	8	1.4	0.22	0.1	0	0
	23	3.8	0.26	0.02	0.020295	13.88178
⑤ 堂ノ川	1	2.8	0.066	<0.02	0.038319	0.46902456
	1	2.6	0.065	<0.02	—	—
	1	2.7	0.02	<0.02	0.011655	0.041958
	1	3.4	<0.003	0.02	0.0758085	0.30020166
⑥ 用水幹線2号	4	1.4	0.1	<0.02	0.0208625	0.3379725
	4	0.49	0.041	<0.02	0.047619	0.0857142
	2	1.2	0.13	0.03	0.011131	0.06812172
	5	1.7	0.12	0.1	0.00633625	0.1094904
⑦ 承水溝3号	10	0.98	0.084	<0.02	0.1735835	1.5622515
	20	0.95	0.24	<0.02	—	—
	8	1.2	0.29	<0.02	0.1117635	0.96563664
	9	1.9	0.21	<0.02	0.044727	0.66017052
⑧ 排水幹線	13	1	0.096	<0.02	—	—
	27	1.1	0.22	<0.02	—	—
	5	1.4	0.085	<0.02	—	—
	9	1.5	0.1	<0.02	—	—
⑨ 井川	2	2.2	0.15	<0.02	0.0971775	0.8046297
	8	2.1	0.16	<0.02	0.024325	0.078813
	19	2.9	0.63	0.06	0.0398325	5.879277
	13	6	0.79	0.03	0.028364	6.8413968
⑩ 名木川	3	2.3	0.089	<0.02	0.149482125	0.64576278
	3	1.7	0.097	<0.02	0.231725	0.583947
	1	2.8	0.027	<0.02	—	—
	1	3.1	0.025	<0.02	0.05035475	0

表 4-2-5 中小河川水質の経年変化

(単位 : mg/L)

	河川名	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
B O D 値	①戦川	1.1	1.1	0.7	0.8	0.6
	②岡本川	2.2	1.9	1.4	1.0	1.3
	③黄檗雨水幹線	0.7	0.8	0.5	0.9	0.5
	④弥陀次郎川	1.5	2.6	1.3	1.1	79.3
	⑤堂ノ川	4.2	5.5	1.9	3.5	1.8
	⑥用水幹線 2 号	3.1	8.6	4.4	3.1	2.9
	⑦承水溝 3 号	4.0	3.8	4.4	4.8	2.8
	⑧排水幹線	2.9	2.2	2.3	1.9	1.8
	⑨井川	8.7	5.5	3.7	8.8	27.8
	⑩名木川	0.8	1.2	0.5	0.6	0.7

(単位 : kg/h)

B O D 負 荷 量	①戦川	0.4	0.1	0.1	0.1	0.3
	②岡本川	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
	③黄檗雨水幹線	0.0	0.0	—	0.0	0.0
	④弥陀次郎川	0.0	0.0	0.0	0.1	7.6
	⑤堂ノ川	1.2	0.5	0.7	0.8	0.3
	⑥用水幹線 2 号	0.2	0.0	0.2	0.1	0.2
	⑦承水溝 3 号	0.8	2.7	1.3	1.2	1.1
	⑧排水幹線	1.4	1.1	—	—	—
	⑨井川	1.2	4.3	1.0	0.9	3.4
	⑩名木川	0.1	0.1	0.2	0.1	0.4

(単位 : mg/L)

全 窒 素	①戦川	1.0	0.4	0.8	0.5	0.6
	②岡本川	1.8	1.0	1.3	1.5	2.2
	③黄檗雨水幹線	1.3	1.5	0.9	1.3	1.4
	④弥陀次郎川	2.3	0.4	0.9	1.4	2.0
	⑤堂ノ川	3.8	4.2	3.4	3.8	2.9
	⑥用水幹線 2 号	1.6	2.8	2.5	2.0	1.2
	⑦承水溝 3 号	2.0	1.7	2.0	2.3	1.3
	⑧排水幹線	1.8	1.2	1.6	1.7	1.3
	⑨井川	5.1	4.2	3.8	2.9	3.3
	⑩名木川	3.1	2.9	2.8	2.7	2.5

(単位 : mg/L)

全 リ ン	①戦川	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0
	②岡本川	0.1	0.3	0.2	0.1	0.3
	③黄檗雨水幹線	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
	④弥陀次郎川	0.1	0.1	0.0	0.2	0.2
	⑤堂ノ川	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
	⑥用水幹線 2 号	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1
	⑦承水溝 3 号	0.2	0.3	0.2	0.4	0.2
	⑧排水幹線	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1
	⑨井川	0.5	0.5	0.2	0.3	0.4
	⑩名木川	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1

図4-2-3 中小河川水質 (BOD 値) の経年変化

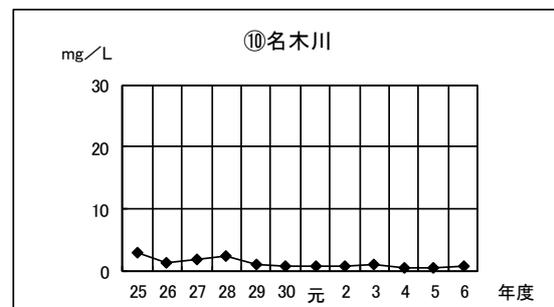
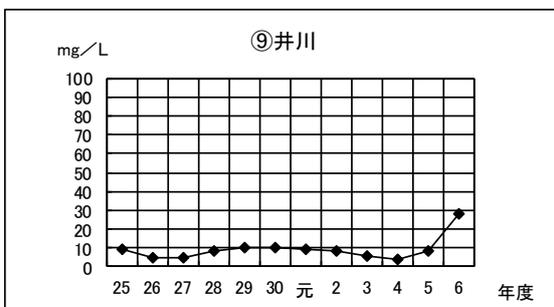
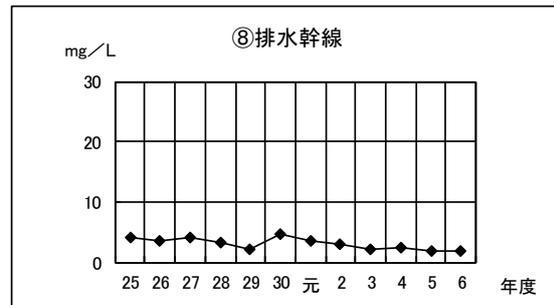
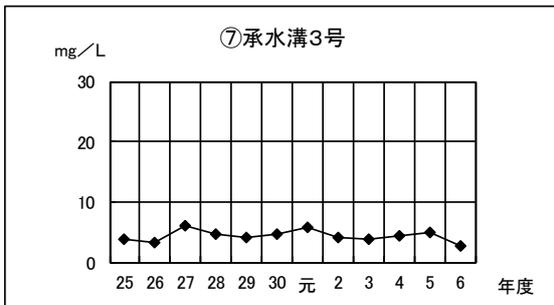
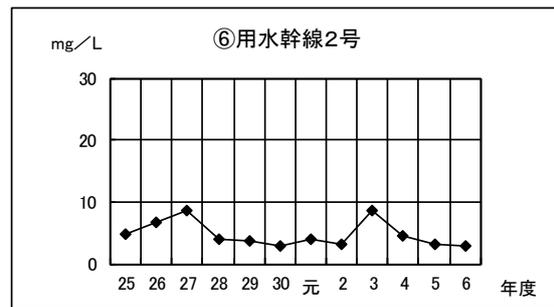
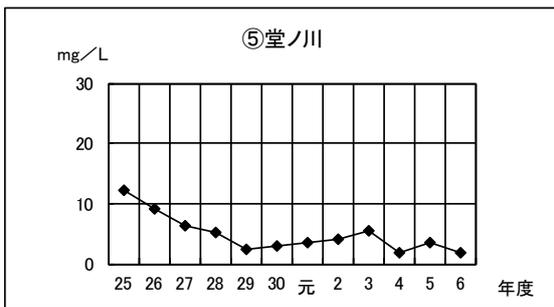
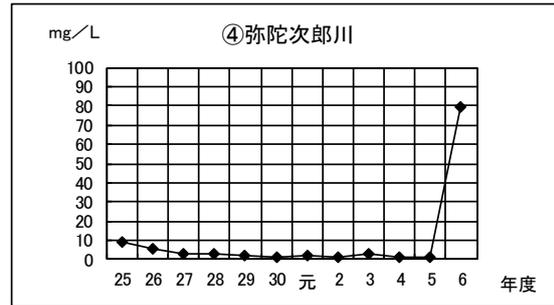
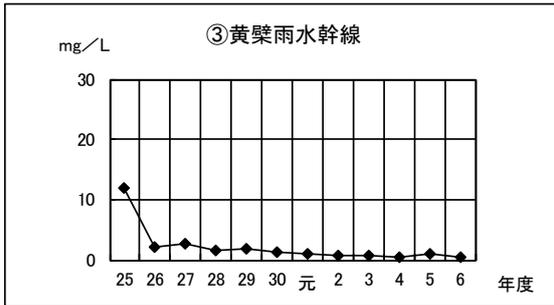
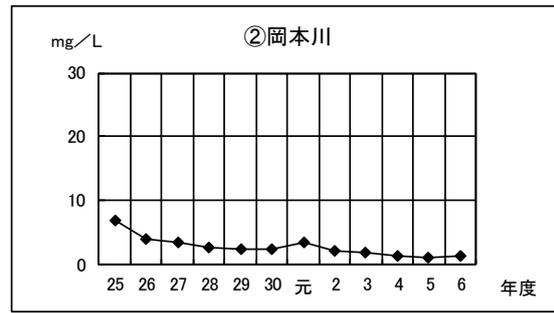
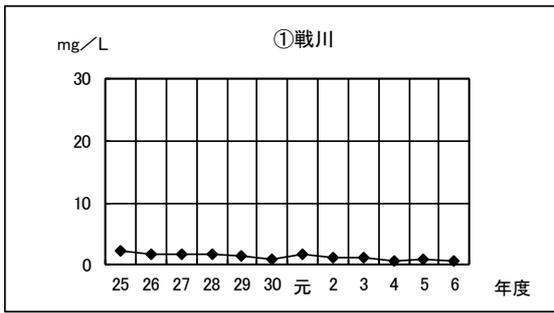


表 4-2-6 生活系支川・水路水質測定結果

河川名	採水日時		pH	DO	BOD	COD
				(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)
① 白川	R6.6.12	13:00	8.1	9	1.3	5
	R6.12.13	13:30	7.7	12	<0.5	3.7
② 大鳳寺川	R6.6.12	9:00	10	9.7	1.3	4.5
	R6.12.13	—	—	—	—	—
③ 新田川	R6.6.12	9:40	9.4	12	0.9	2.6
	R6.12.13	9:20	8.6	13	<0.5	1.9
④ 仁良川	R6.6.12	10:20	8.7	11	0.7	3.5
	R6.12.13	10:15	9	12	0.8	1.7
⑤ 六地藏川	R6.6.12	10:05	9.4	19	1	4.2
	R6.12.13	9:55	8	13	1	4.5
⑥ 主排 2 号	R6.6.12	10:40	7.5	7.9	1.8	7.2
	R6.12.13	10:35	7.8	12	1.1	2.8
⑦ 主排 2 の 1 号	R6.6.12	10:50	7.4	8.3	1.7	11
	R6.12.13	10:45	9.3	20	2.6	4.8
⑧ 主排 4 号	R6.6.12	11:00	7.6	12	1.2	6.2
	R6.12.13	11:00	9.2	18	1.1	4.3
⑨ 折居川	R6.6.12	11:40	9.5	7.8	1.9	6.6
	R6.12.13	12:00	7.6	11	0.5	3.6
⑩ 伊勢田川	R6.6.12	11:50	10	9.1	6.8	17
	R6.12.13	11:40	8.6	14	12	17
⑪ 中島川	R6.6.12	—	—	—	—	—
	R6.12.13	—	—	—	—	—
⑫ 三軒家川	R6.6.12	—	—	—	—	—
	R6.12.13	13:00	7.3	12	13	21
⑬ 大谷川(広野)	R6.6.12	12:30	10.4	9.2	18	24
	R6.12.13	12:30	6.8	7.1	23	16

表 4-2-6 生活系支川・水路水質測定結果 (続き)

河川名	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	流量 (m ³ /sec)	BOD 負荷量 (kg/h)
① 白川	4	—	—	—	0.014399	0.06738732
	1	6.2	0.44	<0.02	0.00163	0
② 大鳳寺川	1	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
③ 新田川	3	—	—	—	0.027412	0.08881488
	2	0.38	0.007	<0.02	0.01278	0
④ 仁良川	4	—	—	—	0.0133965	0.03375918
	5	2.1	0.17	<0.02	0.0219105	0.06310224
⑤ 六地藏川	2	—	—	—	0.014256	0.0513216
	6	2.5	0.24	<0.02	0.00668275	0.0240579
⑥ 主排 2 号	27	—	—	—	0.05906	0.3827088
	1	2	0.057	<0.02	0.00531375	0.02104245
⑦ 主排 2 の 1 号	170	—	—	—	—	—
	10	2.4	0.027	<0.02	0.0028125	0.026325
⑧ 主排 4 号	15	—	—	—	0.1455125	0.628614
	8	3.6	0.11	<0.02	0.02928	0.1159488
⑨ 折居川	1	—	—	—	0.0335025	0.2291571
	4	2.1	0.15	<0.02	0.015868	0.0285624
⑩ 伊勢田川	4	—	—	—	—	—
	16	7.5	0.93	0.04	—	—
⑪ 中島川	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
⑫ 三軒家川	—	—	—	—	—	—
	61	8.2	1.2	0.04	—	—
⑬ 大谷川(広野)	15	—	—	—	—	—
	20	2.7	0.64	0.14	0.006	0.4968

(備考) ②大鳳寺川 (12 月実施分)、⑪中島川 (6・12 月実施分)、⑫三軒家川 (6 月実施分) の採水については、水量不足により欠測

表 4-2-7 生活系支川・水路水質 (BOD 値) の経年変化

(単位 : mg/L)

河川名	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 白川	1.2	0.9	1.8	3.4	0.9
② 大鳳寺川	1.9	1.4	1.4	0.8	1.3
③ 新田川	2.4	2.2	1.3	2.6	0.7
④ 仁良川	0.9	1.4	2.7	1.6	0.8
⑤ 六地藏川	1.6	1.0	1.5	1.0	1
⑥ 主排2号	2.7	2.0	1.3	1.2	1.5
⑦ 主排2の1号	1.3	1.8	1.9	2.6	2.2
⑧ 主排4号	2.3	2.0	1.9	1.9	1.2
⑨ 折居川	3.6	3.9	2.4	1.9	1.2
⑩ 伊勢田川	3.2	10.9	15.5	9.5	9.4
⑪ 中島川	—	—	—	—	—
⑫ 三軒家川	9.1	8.0	7.2	7.8	13
⑬ 大谷川 (広野)	4.4	4.5	13	4.5	20.5

(備考) 数値はBODの年間平均値

表 4-2-8 河川底質重金属測定結果

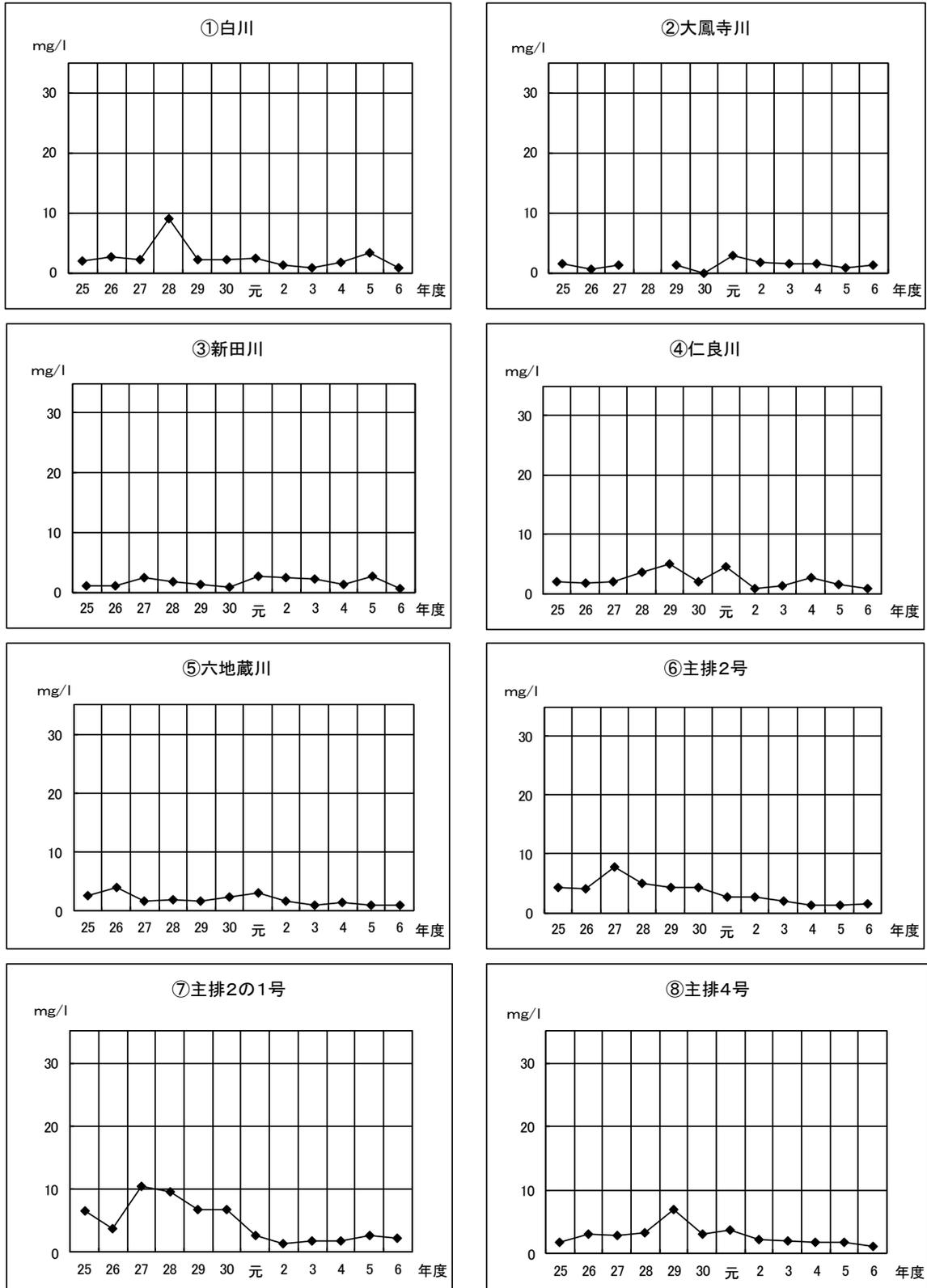
(単位 : mg/L)

河川名	採取日	T-Hg (総水銀)	Cd (カドミウム)	Pb (鉛)	Cr ⁶⁺ (六価クロム)	As (ヒ素)
承水溝3号	R7.1.15	<0.0005	<0.0003	<0.001	<0.01	0.002
排水幹線	R7.1.15	<0.0005	<0.0003	0.003	<0.01	0.001
参考基準		≦0.0005	≦0.01	≦0.01	≦0.05	≦0.01

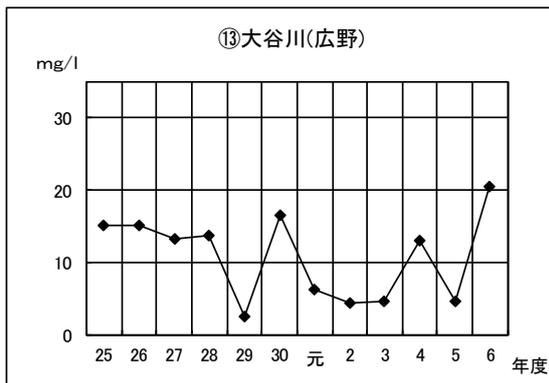
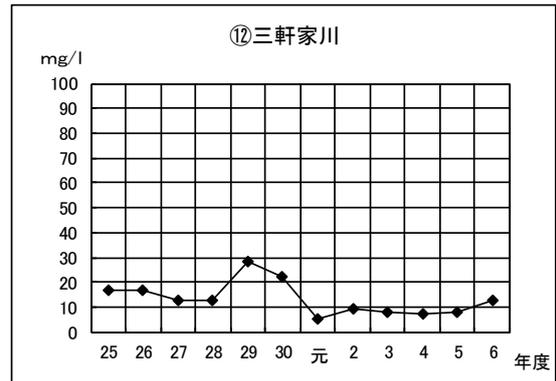
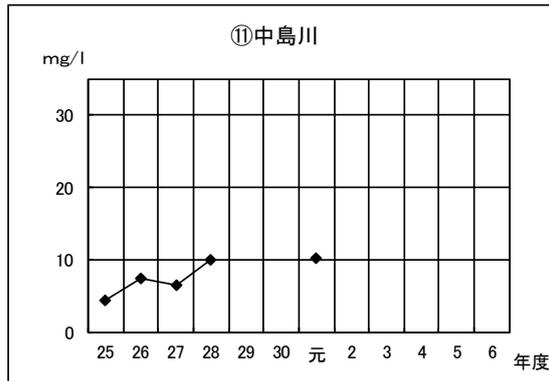
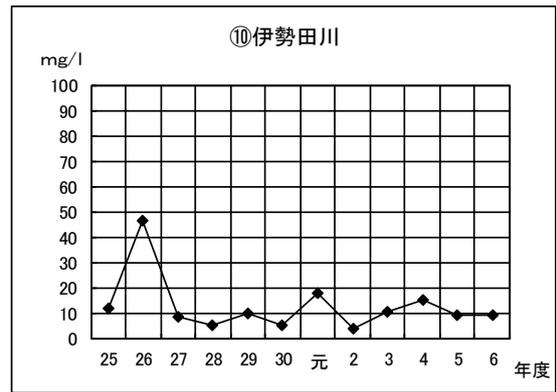
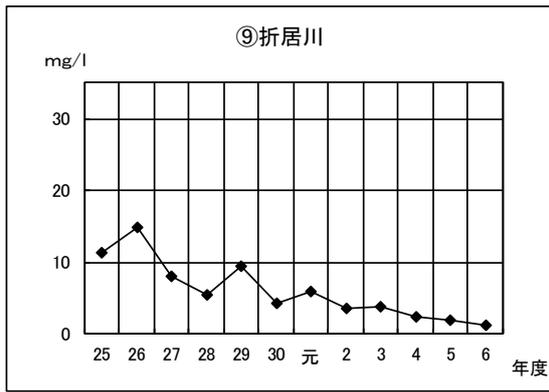
(備考) 1. 測定方法は、溶出試験による。

2. 参考基準とは、土壤汚染対策法に基づく基準値

図4-2-4 生活系支川・水路水質（BOD値）の経年変化



(備考) ②大鳳寺川 (28年度実施分) については、水量不足により欠測



(備考) ⑪中島川 (29年度、30年度、令和2～6年度実施分) については、水量不足により欠測

図 4-2-5 自然環境保全水系測定地点

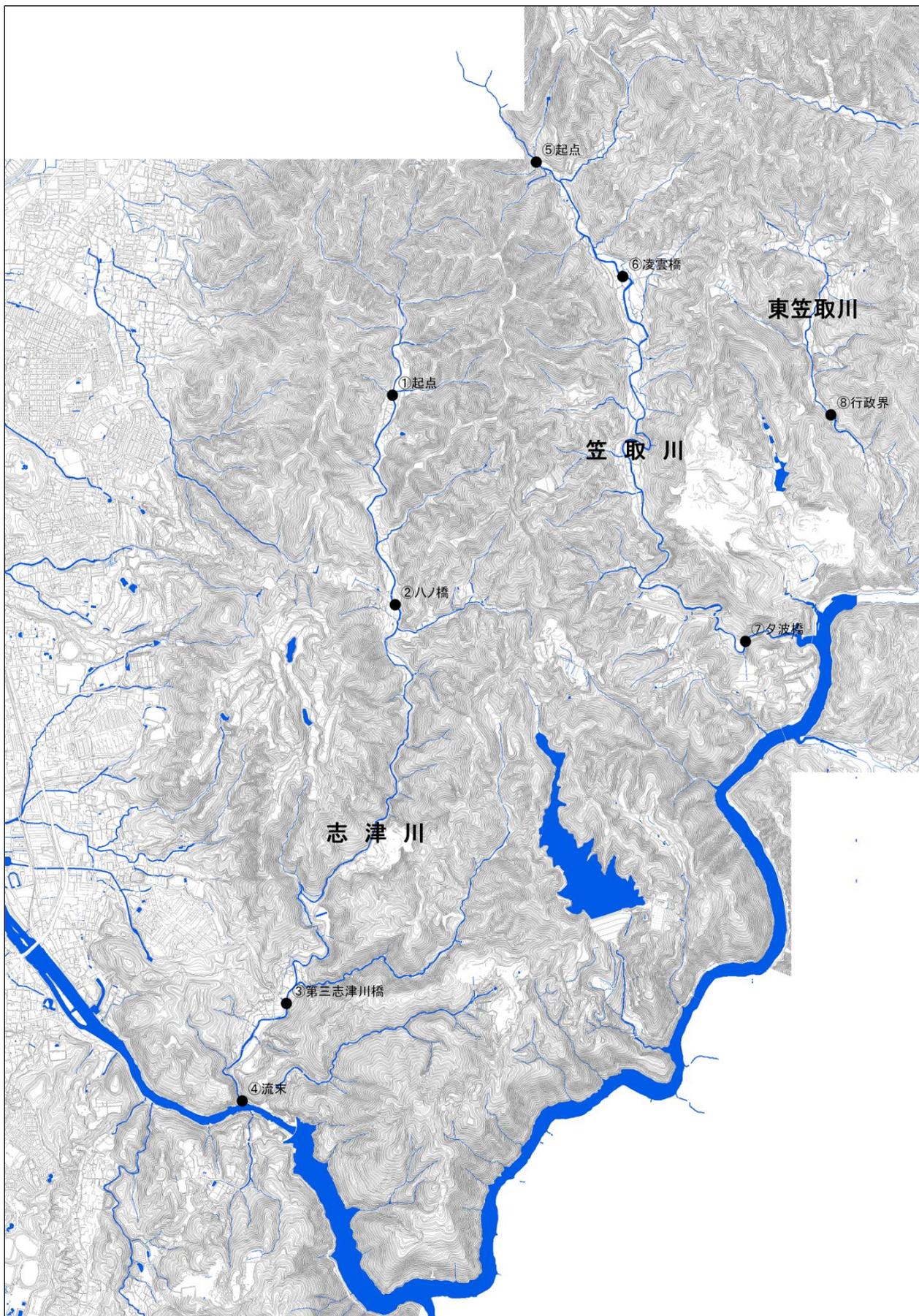


表 4-2-9 自然環境保全水系水質測定結果

(採水日：令和6年5月20日)

河川名	採水時間	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)
① 志津川起点	10:50	6.7	9.9	<0.5	1.7
② 志津川八ノ橋	10:30	7.2	10	<0.5	1.6
③ 第3志津川橋	9:55	7.7	9.4	<0.5	2.1
④ 志津川流末	9:20	7.7	9.5	0.6	2.3
⑤ 笠取川起点	11:55	7.3	9.9	<0.5	2.1
⑥ 笠取川凌雲橋	11:25	7.3	9.1	<0.5	2.2
⑦ 笠取川夕波橋	12:27	7.5	9.3	<0.5	2.1
⑧ 東笠取川行政界	12:48	7.5	9	<0.5	3.5

河川名	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	流量 (m ³ /sec)	BOD 負荷量 (kg/h)
① 志津川起点	3	—	—	—	0.1288025	—
② 志津川八ノ橋	1	—	—	—	0.049605	—
③ 第3志津川橋	6	—	—	—	0.7118205	—
④ 志津川流末	3	0.55	0.035	<0.02	—	—
⑤ 笠取川起点	3	—	—	—	0.03645325	—
⑥ 笠取川凌雲橋	3	—	—	—	0.116856	—
⑦ 笠取川夕波橋	2	0.69	0.005	<0.02	0.130417	—
⑧ 東笠取川行政界	14	0.95	0.092	<0.02	0.107382	—

(備考) T-N、T-P、MBAS は④志津川流末、⑦笠取川夕波橋、⑧東笠取川行政界でのみ測定

表 4-2-10 自然環境保全水系 (BOD 値) の経年変化

(単位：mg/L)

河川名	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
④ 志津川流末	0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.6
⑦ 笠取川夕波橋	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
⑧ 東笠取川行政界	<0.5	<0.5	0.5	0.7	<0.5

表 4-2-11 自然環境保全水系水生指標生物調査結果

(令和6年5月20日実施)

調査場所名(No.)		2 志津川八ノ橋				3 第3志津川橋				5 笠取川起点				6 笠取川凌雲橋																			
時刻		10:30 AM				9:50 AM				12:00 PM				11:30 AM																			
天気		くもり				くもり				晴れ				晴れ																			
水温(°C)		17.05				18.14				16.3				18.79																			
川幅(m)		3				4.6				2.5				2.5																			
生物を採取した場所		/				/				/				/																			
生物採取場所の水深(cm)																																	
流れの速さ																																	
川底の状態																																	
水のごり、におい、その他																																	
魚、水草、鳥、その他の生物																																	
水質																		見つかった指標生物の欄に○印、数が多かった上位2種類(最大3種類)に●印をつける。															
きれいな水	水質階級Ⅰ																	1.カワゲラ類					○1				●4				●6		
		2.ヒラタカゲロウ類	●8				●8				○2				○4																		
		3.ナガレトビケラ類	●2				●2				●3				●6																		
		4.ヤマトビケラ類	○1																														
		5.アミカ類																															
		6.ヨコエビ類																															
		7.ヘビトンボ	○1								○1																						
		8.ブユ類																															
		9.サワガニ																															
		10.ナミウズムシ																															
ややきれいな水	水質階級Ⅱ	1.コガタシマトビケラ類					○1																										
		2.オオシマトビケラ																															
		3.ヒラタドロムシ類																															
		4.ゲンジボタル																															
		5.コオニヤンマ													○1																		
		6.カワニナ類																															
		7.ヤマトシジミ																															
		8.イシマキガイ																															
きたない水	水質階級Ⅲ	1.ミズカマキリ																															
		2.ミズムシ																															
		3.タニシ類																															
		4.シマイシビル																															
		5.ニホンドロソコエビ																															
		6.イソコツブムシ類																															
とてもきたない水	水質階級Ⅳ	1.ユスリカ類																															
		2.チョウバエ類																															
		3.アメリカザリガニ																															
		4.エラミミズ																															
		5.サカマキガイ																															
水質階級の判定	水質階級	I				II				III				IV																			
	1.○印と●印の個数	12				11				10				16																			
	2.●印の個数	10				10				7				12																			
	3.合計(1.欄+2.欄)	22				21				17				28																			
	その地点の水質階級	I				I				I				I																			

表 4-2-12 木幡池総合水質測定結果

ポイント		採水時間	水温 (°C)	導電率 (mS/m)	pH	BOD (mg/L)
①	南池中央部	R6.11.12 10:30	18.1	13.9	9.4	5.2
②	南池仁良川流入付近	R6.11.12 10:48	18.0	13.7	9.4	4.7
③	中池中央部	R6.11.12 9:45	17.1	21	9.3	6.0
⑥	木幡橋直下	R6.11.12 9:25	17.2	14.1	9.4	5.2
⑦	都市下水路流入付近	R6.11.12 11:07	17.8	14.3	9.3	6.2
⑧	中池-北池湿地帯分水路	R6.11.12 10:08	18.2	63.3	7.0	2.4

ポイント	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100ml)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)
①	7.9	23	12	5	0.6	0.1
②	7.7	22	12	1	0.6	0.1
③	8.7	27	11	10	0.9	0.1
⑥	8.4	27	12	6	0.6	0.1
⑦	9.3	23	12	2	0.7	0.2
⑧	3.6	7	8.2	44	2.5	0.0

ポイント	MBAS (mg/L)	クロロフィルα (μg/L)	Pb (mg/L)	透視度 (度)	透明度 (m)	水深 (m)
①	<0.01	62	<0.005	0.3	0.3	0.5
②	<0.01	59	<0.005	0.3	0.3	0.6
③	<0.01	82	<0.005	0.3	0.3	0.7
⑥	<0.01	83	<0.005	0.3	0.3	0.5
⑦	<0.01	69	<0.005	0.2	0.5	0.5
⑧	<0.01	27	<0.005	0.7	0.7	0.7

(備考) ポイントの番号は図 4-2-6 の番号と対応(表 4-2-13~17 においても同じ)

表 4-2-13 木幡池流入河川水質測定結果

ポイント		採水時間		水温 (°C)	導電率 (mS/m)	pH	BOD (mg/L)
④	五ヶ庄 1 号・仁良川合流点	R6.11.12	9:55	18.0	21.7	7.1	0.7
④-1	仁良川流末	R6.11.12	10:30	21.4	18.2	6.4	<0.5
④-2	五ヶ庄 1 号流末	R6.11.12	10:10	18.3	25.0	7.5	0.6
⑤-1	木幡 8 号	R6.11.12	11:25	18.9	24.9	7.6	<0.5
⑤-2	木幡 9 号	R6.11.12	11:05	19.8	19.0	7.3	<0.5
⑨	堂ノ川	R6.11.12	12:00	21.6	98.9	6.9	6.3
⑩	六地藏川	R6.11.12	13:35	20.6	28.4	10.0	0.7

ポイント	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	流量 (m³/日)	BOD 負荷量 (kg/日)	大腸菌数 (CFU/100ml)	T-N (mg/L)
④	1.4	<1	12	350	0.25	87	3.4
④-1	0.9	<1	7.4	30	0.015	27	2.9
④-2	1.7	<1	10	180	0.11	160	4.0
⑤-1	1.8	<1	9.4	19	0.010	30	0.72
⑤-2	1.6	<1	10	40	0.020	17	0.73
⑨	4.7	1	9.6	8,800	55	9	4.1
⑩	4.5	1	26	1,410	0.99	9	3.2

ポイント	NO ₃ -N (mg/L)	NO ₂ -N (mg/L)	NH ₄ -N (mg/L)	org-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	透視度 (度)
④	3.3	<0.01	0.01	0.12	0.12	<0.01	>100
④-1	2.8	<0.01	0.01	0.02	0.10	<0.01	>100
④-2	3.8	<0.01	<0.01	0.20	0.18	<0.01	>100
⑤-1	0.65	0.03	0.02	0.01	0.022	<0.01	>100
⑤-2	0.70	0.01	<0.01	<0.01	0.032	<0.01	>100
⑨	2.2	0.15	1.1	0.57	0.035	<0.01	>100
⑩	3.0	0.05	0.02	0.07	0.21	<0.01	76

表 4-2-14 木幡池木幡橋直下水質測定結果

ポイント	採水日時		pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)
⑥	R6.4.23	10:50	7.4	7.1	6	7	22
	R6.7.16	10:25	8.7	11	2.9	6.4	23
	R6.10.16	10:35	7.3	8.8	5.2	8.5	27
	R6.11.12	9:25	9.4	12	5.2	8.4	27
	R7.1.15	10:30	7.5	11	1.4	4.3	12

ポイント	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	Pb (mg/L)	クロロフィルα (μg/L)
⑥	1.3	0.069	—	—	47
	0.7	0.1	—	—	67
	1.3	0.13	—	—	63
	0.57	0.11	<0.01	<0.005	83
	2.8	0.03	—	—	12

(備考) MBAS、Pb は 11 月のみ測定

表 4-2-15 木幡池大島樋門水質測定結果

ポイント	採水日時		pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)
⑪	R6.4.23	10:45	7.2	7.5	3.2	4.6	6
	R6.7.16	10:10	7.3	7.8	1.6	5	13
	R6.10.16	10:20	7.1	7.6	1.3	3.3	8
	R6.11.12	14:05	7.2	8.3	1.9	2.5	3
	R7.1.15	10:15	7.2	9.6	1	2.9	4

ポイント	流量 (m ³ /日)	BOD 負荷量 (kg/日)	大腸菌数 (CFU/100ml)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)
⑪	—	—	—	2.3	0.076	<0.02
	—	—	—	1	0.1	<0.02
	—	—	—	2.2	0.055	<0.02
	8,000	15	15	2.9	0.027	<0.01
	—	—	—	3.4	0.015	<0.02

(備考) 流量、大腸菌数は 11 月のみ測定

表 4-2-16 木幡池水質 (BOD 値) の経年変化

(単位 : mg/L)

ポイント	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
①	5.6	5.4	6.4	6.3	5.2
②	6.0	6.3	4.2	8.5	4.7
③	2.8	3.9	4.2	3.0	6.0

表 4-2-17 木幡池水質 (COD 値) の経年変化

(単位 : mg/L)

ポイント	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
①	8.6	7.2	7.7	7.4	7.9
②	8.7	8.0	5.9	8.5	7.7
③	4.7	5.3	5.2	4.2	8.7

表 4-2-18 宇治川水質測定結果（健康項目）

類型あてはめ 河川名	環境基準点名	カドミウム		全シアン		鉛		六価クロム		ヒ素	
		平均	m / n	平均	m / n	平均	m / n	平均	m / n	平均	m / n
宇治川①	隠元橋	<0.0003	0 / 1	<0.1	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.01	0 / 1	<0.005	0 / 1
宇治川②	宇治川御幸橋	<0.0003	0 / 1	<0.1	0 / 1	<0.005	0 / 1	<0.01	0 / 1	<0.005	0 / 1
環境基準(水質環境目標)値		0.003以下		検出されないこと		0.01以下		0.02以下		0.01以下	
報告下限値		0.0003		0.1		0.005		0.01		0.005	

総水銀		PCB		ジクロロメタン		四塩化炭素		1,2-ジクロロエタン		1,1-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン	
平均	m / n	平均	m / n	平均	m / n	平均	m / n	平均	m / n	平均	m / n	平均	m / n
<0.0005	0 / 1	-	/	<0.002	0 / 1	<0.0002	0 / 1	<0.0004	0 / 1	<0.01	0 / 1	<0.004	0 / 1
<0.0005	0 / 1	<0.0005	0 / 1	<0.002	0 / 1	<0.0002	0 / 1	<0.0004	0 / 1	<0.01	0 / 1	<0.004	0 / 1
0.0005以下		検出されないこと		0.02以下		0.002以下		0.004以下		0.1以下		0.04以下	
0.0005		0.0005		0.002		0.0002		0.0004		0.01		0.004	

1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1,3-ジクロロプロパン		チウラム		シマジン	
平均	m / n	平均	m / n	平均	m / n	平均	m / n	平均	m / n	平均	m / n	平均	m / n
<0.1	0 / 1	<0.0006	0 / 1	<0.001	0 / 1	<0.001	0 / 1	-	/	-	/	-	/
<0.1	0 / 1	<0.0006	0 / 1	<0.001	0 / 1	<0.001	0 / 1	<0.0002	0 / 1	<0.0006	0 / 1	<0.0003	0 / 1
1以下		0.006以下		0.01以下		0.01以下		0.002以下		0.006以下		0.003以下	
0.1		0.0006		0.001		0.001		0.0002		0.0006		0.0003	

チオベンカルブ		ベンゼン		セレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素		ほう素		1,4-ジオキサソ	
平均	m / n	平均	m / n	平均	m / n	平均	m / n	平均	m / n	平均	m / n	平均	m / n
-	/	<0.001	0 / 1	<0.002	0 / 1	0.22	0 / 4	0.10	0 / 1	<0.1	0 / 1	<0.005	0 / 1
<0.002	0 / 1	<0.001	0 / 1	<0.002	0 / 1	0.34	0 / 4	0.09	0 / 1	<0.1	0 / 1	<0.005	0 / 1
0.02以下		0.01以下		0.01以下		10以下		0.8以下		1以下		0.05以下	
0.002		0.001		0.002		0.02		0.08		0.1		0.005	

表 4-2-19 宇治川水質測定結果（生活環境項目）

類型あてはめ 河川名	環境基準点名	類型	pH		BOD			COD		
			最小 ～最大	m/n	平均	最小 ～最大	x/y	平均	最小 ～最大	m/n
宇治川①	隠元橋	A	7.7 ～8.3	0/12	0.8	<0.5 ～1.2	0/12	2.9	2.4 ～3.2	-
宇治川②	宇治川御幸橋	B	7.6 ～7.9	0/12	1.0	0.6 ～1.4	0/12	3.2	2.7 ～4.3	-
報告下限値			-		0.5			0.5		

SS			DO			大腸菌数			全窒素			全リン		
平均	最小 ～最大	m/n	平均	最小 ～最大	m/n	平均	最小 ～最大	m/n	平均	最小 ～最大	m/n	平均	最小 ～最大	m/n
3	<1 ～5	0/12	9.5	7.4 ～12	1/12	14	2 ～38	0/12	0.41	0.24 ～0.61	-	0.022	0.018 ～0.026	-
8	4 ～40	1/12	9.4	7.5 ～12	0/12	53	4 ～150	0/12	0.56	0.29 ～0.74	-	0.046	0.029 ～0.1	-
1			0.5			1			0.05			0.003		

資料提供：京都府

- (備考)
- m/n の m は環境基準超過検体数、n は総検体数である。
 - x/y の x は環境基準に適合しない日数で y は総測定日数である。
 - pH、大腸菌群数 (MPN/100mL) を除き、単位は mg/L である。
 - 平均は日間平均値の年間平均値である。
 - BOD の最小、最大は日間平均値の最小、最大である。
 - m が-の場合は、その項目に環境基準の適用がないことを意味する。
 - 報告下限値とは環境省の通達に基づき府が定めており、報告する下限値のこと。
 - ND とは「検出されない」の意味である。

表 4-2-20 宇治川水質測定結果（要監視項目）

類型あてはめ 河川名	環境基準点名	クロロホルム			1,2-ジクロロベンゼン			p-ジクロロベンゼン			インプロチオラン		
		平均	最小 ～最大	k/n	平均	最小 ～最大	k/n	平均	最小 ～最大	k/n	平均	最小 ～最大	k/n
宇治川①	隠元橋	-	<0.006	0/1	-	-	-	-	<0.02	0/1	-	<0.004	0/1
宇治川②	宇治川御幸橋	-	<0.006	0/1	-	<0.006	0/1	-	<0.02	0/1	-	<0.004	0/1
報告下限値		0.006			0.006			0.02			0.004		

トルエン			7%酸ジエチルキリン			ニッケル			フェノール			ホルムアルデヒド		
平均	最小 ～最大	k/n	平均	最小 ～最大	k/n	平均	最小 ～最大	k/n	平均	最小 ～最大	k/n	平均	最小 ～最大	k/n
-	-	-	-	-	-	-	<0.005	0/1	-	<0.001	0/1	-	<0.1	0/1
-	<0.06	0/1	-	<0.006	0/1	-	<0.005	0/1	-	<0.001	0/1	-	<0.1	0/1
0.06			0.006			0.005			0.001			0.1		

表 4-2-21 宇治川水質測定結果（特殊項目等）

類型あてはめ 河川名	環境基準点名	銅			鉄			マンガン		
		平均	最小 ～最大	k/n	平均	最小 ～最大	k/n	平均	最小 ～最大	k/n
宇治川①	隠元橋	-	<0.01	0/1	0.01	0.01	1/1	-	<0.01	0/1
宇治川②	宇治川御幸橋	-	<0.01	0/1	0.05	0.05	1/1	-	<0.01	0/1
報告下限値		0.01			0.01			0.01		

クロム			アンモニア性窒素			無機性リン			陰イオン界面活性剤		
平均	最小 ～最大	k/n	平均	最小 ～最大	k/n	平均	最小 ～最大	k/n	平均	最小 ～最大	k/n
-	-	-	0.03	0.02 ～0.04	12/12	0.010	0.005 ～0.018	12/12	-	<0.01	0/2
-	<0.01	0/1	0.04	0.02 ～0.04	12/12	0.026	0.011 ～0.057	12/12	-	<0.01	0/2
0.01			0.01			0.002			0.01		

資料提供：京都府

- （備考） 1. k/n の k は報告下限値以上の検体数である。
 2. 平均は報告下限値以上の日間平均値の年間平均値である。

表 4-2-22 工場・事業場排水水質測定状況

業種	測定実施工場・事業場数	延べ測定回数
化学工業	5	5
繊維工業	2	2
食料品製造業	3	3
土石製品製造業	4	4
金属製品製造業	1	1
電気機械器具	2	2
輸送用機械器具	1	1
卸・小売業・飲食業	2	2
不動産業	1	1
娯楽業	2	2
出版・印刷	0	0
医療・福祉	4	4
教育・学術研究機関	1	1
サービス業	1	1
公務	1	1
宗教	1	1
合 計	31	31

表 4-2-23 水質改善指導等の状況

規制基準等不適合工場・事業場数	改善指導等の内容	
	口頭改善指導工場数	文書改善指導工場数
4	4	0

表 4-2-24 ゴルフ場排水口等における農薬測定調査結果

種類	農薬名	総検体数	検出数	検出濃度 (mg/L)	暫定指導 指針値 (mg/L)	暫定指針 値超えの 検体数
殺虫剤	テブフェノジド	2	0	<0.0005	0.42	0
	クロチアニジン	3	0	<0.0005	2.5	0
	フルベンジアミド	4	0	<0.0005	0.45	0
	ダイアジノン	3	0	<0.0001	0.05	0
殺菌剤	チオファネートメチル	3	0	<0.0005	3	0
	プロパモカルブ塩酸塩	5	0	<0.0005	7.7	0
	チフルサミド	3	2	<0.0005(1) 0.0006(1) 0.0022(1)	0.37	0
	ボスカリド	1	0	<0.0005	1.1	0
除草剤	ホラムスルフロン	2	0	<0.0005	13	0
	ハロスルフロンメチル	3	0	<0.0005	2.6	0
	フルポキサム	3	0	<0.0005	0.21	0
	アシュラム	3	1	<0.0005 (2) 0.0013(1)	2	0
	メチオゾリン	1	0	<0.001	0.18	0

※ () 内の数は検体数

第3章 騒音・振動

1 概要

騒音は、工場や事業場からの操業音、建設作業騒音、自動車や鉄道等の交通騒音、近隣からの生活騒音等、その発生源は身近に多種多様に存在しているため、宇治市でも例年多くの相談が寄せられています。(図 4-3-1) 静かで落ち着いた暮らしができる生活環境の保全に資するため、環境騒音・道路(自動車)騒音・鉄道騒音等を測定し、騒音・振動の発生状況の監視を行っています。

2 騒音・振動の状況

(1) 一般地域の環境騒音

環境省が定めた「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に基づき、一般地域の環境騒音の実態を把握するため、市内 15 地点(A 地域 5 地点、B 地域 6 地点、C 地域 4 地点)で昼間・夜間の各時間帯について測定を実施しました。(図 4-3-2,表 4-3-1~2)

(2) 道路交通騒音・振動

環境基準(道路に面する地域)並びに騒音規制法及び振動規制法に基づく要請限度への適合状況を把握するため、市内の幹線道路 11 路線 13 地点で昼間・夜間の各時間帯の騒音・振動及び交通量の測定を実施しました。(図 4-3-3,表 4-3-3~5)

(3) 鉄道騒音・振動

平成 8 年度より、平成 7 年 12 月に定められた「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」に基づき鉄道騒音の測定を実施しています。この指針は新設または大規模改良の鉄道を対象にしていますが、生活環境の保全並びに騒音問題の未然防止のため、この指針に基づいて在来線の測定・評価・監視を行っています。

なお、在来線鉄道の振動に対して指針等は定められていませんが、環境保全及び現状の把握のため「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策についての勧告に基づく評価方法について(勧告)」に基づき測定を実施しています。(図 4-3-4,表 4-3-6~7)

3 騒音・振動防止対策

(1) 工場・事業場指導

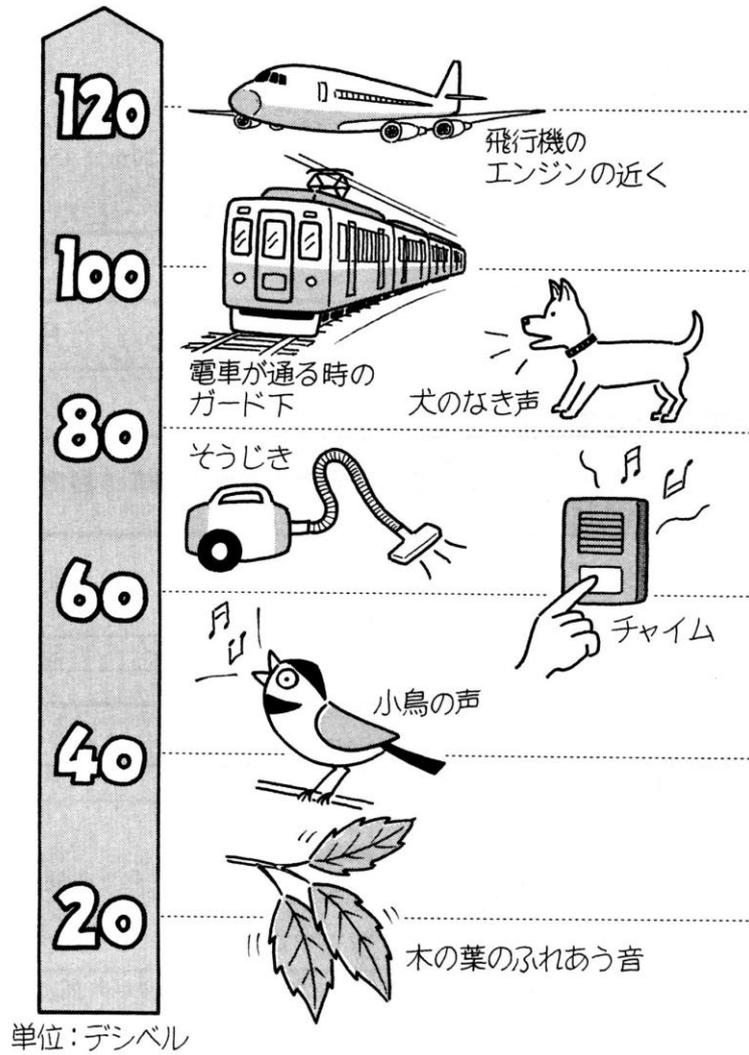
騒音規制法・振動規制法・京都府環境を守り育てる条例に係る規制対象工場の内、生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある工場・事業場に対して騒音・振動測定を実施しました。

なお、特定施設の届出時に生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある工場・事業場に対しては、防音・防振対策を指導しました。(表 4-3-8~11)

(2) カラオケ騒音指導

夜間のカラオケ騒音に関する苦情について、現地調査・指導等を行います。(表 4-3-12)

図 4-3-1 騒音の目安



騒音に係る環境基準並びに騒音規制法第 17 条第 1 項に基づく
自動車騒音の限度値 ～抜粋～

(単位 Leq:dB)

		環境基準		要請限度値	
		昼間	夜間	昼間	夜間
一般地域	A 地域	55	45		
	B 地域				
	C 地域	60	50		
道路に面する地域	A 地域 (a 区域)	1 車線		65	55
		2 車線以上	60	55	70
	B 地域 (b 区域)	1 車線		65	55
		2 車線以上			
	C 地域 (c 区域)	1 車線以上	65	60	75
幹線交通を担う道路に近接する空間		70	65		

※昼間…6:00～22:00、夜間…22:00～翌 6:00

A 地域 (a 区域) : 第 1・2 種低層住居専用地域、第 1・2 種中高層住居専用地域

B 地域 (b 区域) : 第 1・2 種住居地域、準住居地域

C 地域 (c 区域) : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

幹線交通を担う道路 : 高速道路・国道・府道及び 4 車線以上の市町村道

近接する空間 : 2 車線以下の車線を有する道路 道路敷地境界から 15m までの範囲

: 2 車線を超える車線を有する道路 道路敷地境界から 20m までの範囲

振動規制法第 16 条に基づく道路交通振動の限度値 ～抜粋～

	昼間	夜間
	8:00～19:00	19:00～翌 8:00
第 1 種区域 (住居系地域)	65	60
第 2 種区域 (近商・商業・準工業・工業)	70	65

京都府環境を守り育てる条例第 57 条に基づく夜間営業等の騒音の制限 ～抜粋～

<騒音の規制基準の遵守 (府条例第 57 条第 1 項) >

区域の区分	住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域
規制基準	40	50	55
規制時間	22:00 ～ 翌 6:00		

<音響機器の使用制限 (府条例第 57 条第 2 項) >

区域の区分	住居地域
規制音響機器	<ul style="list-style-type: none"> ・カラオケ装置 (伴奏音楽等を収録した録音テープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置) ・ジュークボックス
使用禁止時間	23:00 ～ 翌 6:00

※ただし、防音設備の設置により営業所内の規制音響機器から発する音が外部に漏れないものは、この制限を受けません。

図 4-3-2 一般地域の環境騒音測定地点



表 4-3-1 一般地域の環境騒音測定結果

(単位 Leq:dB)

地域	No.	測定地点	用途地域	測定結果		環境基準	
				昼間	夜間	昼間	夜間
A	1	御蔵山集会所	第一種低層住居 専用地域	46	41	55	45
	2	折居台南集会所		46	37		
	3	羽戸山集会所		42	36		
	4	琵琶台集会所		50	37		
	11	明星集会所		51	42		
B	5	伊勢田北集会所	第一種住居地域	42	36		
	6	落合集会所		49	44		
	7	源氏物語ミュージアム		49	40		
	8	木幡地域福祉センター		45	39		
	9	新半白集会所		48	40		
	10	西小倉コミュニティセンター		42	37		
C	12	大和田集会所	近隣商業 地域	51	47	60	50
	13	妙楽集会所		44	37		
	14	木幡熊小路集会所	準工業 地域	47	44		
	15	安田町集会所		51	49		

測定年月日：令和7年2月12日～3月10日

表 4-3-2 一般地域の時間帯別適合率

(適合地点/測定地点)

	昼間	夜間
A 地域	5/5	5/5
B 地域	6/6	6/6
C 地域	4/4	4/4
計	15/15	15/15

図 4-3-3 道路交通騒音・振動測定地点

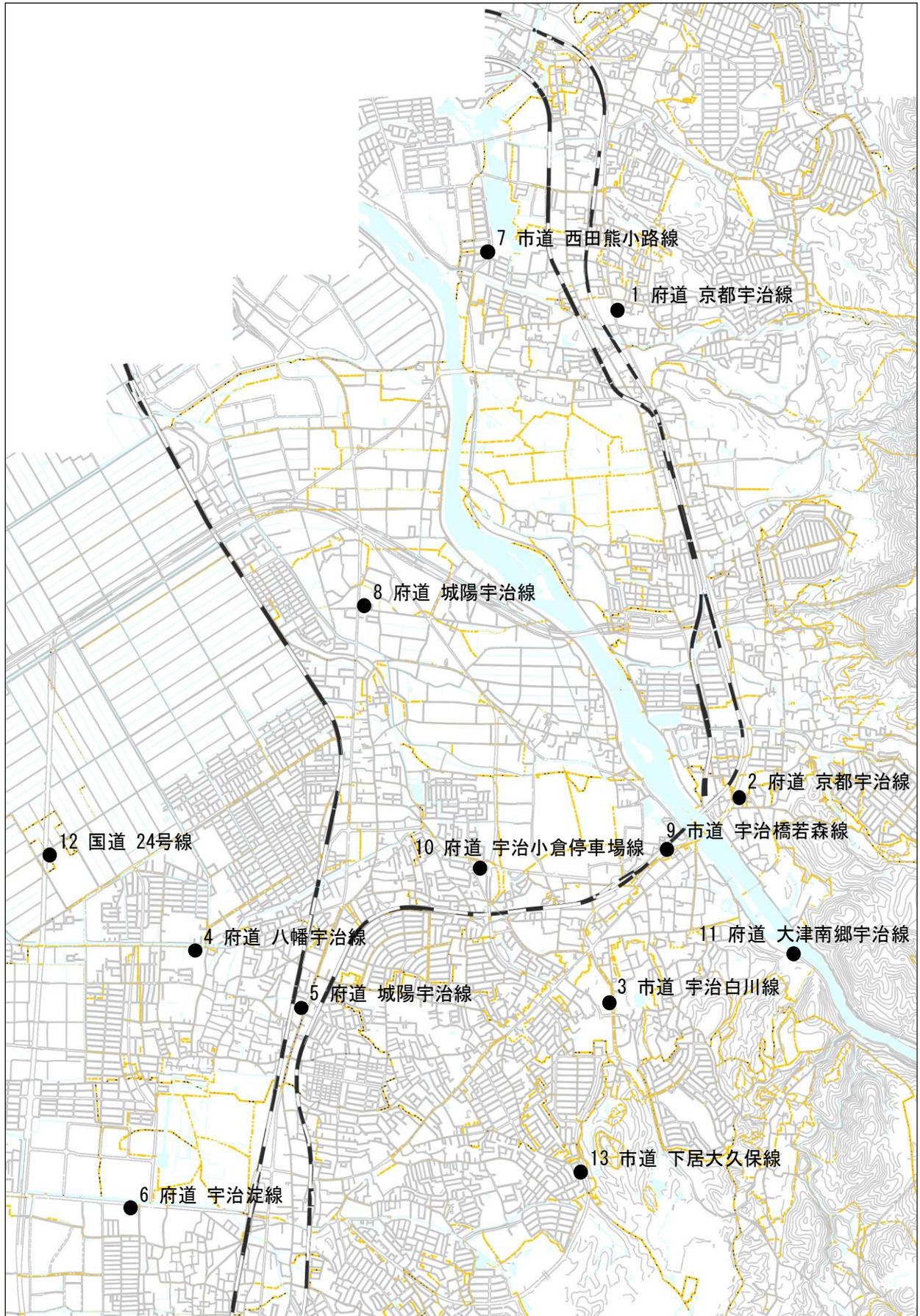


表 4-3-3 道路交通騒音測定結果

(単位 Leq:dB)

地域	No.	路線名	測定地点	測定結果		環境基準		要請限度値	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
A	13	市道 下居大久保線	広野町小根尾	64	57	60	55	70	65
B	3	市道 宇治白川線	宇治琵琶	63	57	65	60	75	70
C	7	市道 西田熊小路線	木幡熊小路	58	54				
	9	市道 宇治橋若森線	宇治里尻	63	58				
幹線交通を担う道路近接空間	1	府道 京都宇治線	木幡南端	65	60	70	65		
	2	府道 京都宇治線	菟道大垣内	64	58				
	4	府道 八幡宇治線	伊勢田町遊田	62	56				
	5	府道 城陽宇治線	伊勢田町大谷	62	59				
	6	府道 宇治淀線	大久保町田原	67	64				
	8	府道 城陽宇治線	槇島町一ノ坪	63	61				
	10	府道 宇治小倉停車場線	宇治蔭山	58	54				
	11	府道 大津南郷宇治線	宇治塔川	58	51				
	12	国道 24号	伊勢田町西遊田	69	66				

測定年月日：令和7年1月8日～令和7年3月6日

(備考) 数値 は 24 時間測定値

表 4-3-4 道路交通振動測定結果

(単位 L10:dB)

No.	路線名	測定地点	測定結果		要請限度値	
			昼間	夜間	昼間	夜間
限度値第1種区域						
1	府道 京都宇治線	木幡南端	38	36	65	60
2	府道 京都宇治線	菟道大垣内	29	27		
3	市道 宇治白川線	宇治琵琶	37	30		
5	府道 城陽宇治線	伊勢田町大谷	32	33		
11	府道 大津南郷宇治線	宇治塔川	39	32		
13	市道 下居大久保線	広野町小根尾	30	31		
限度値第2種区域						
4	府道 八幡宇治線	伊勢田町井尻	39	39	70	65
6	府道 宇治淀線	大久保町田原	46	42		
7	市道 西田熊小路線	木幡熊小路	41	38		
8	府道 城陽宇治線	槇島町一ノ坪	49	47		
9	市道 宇治橋若森線	宇治里尻	39	38		
10	府道 宇治小倉停車場線	宇治蔭山	25	21		
12	国道 24号	伊勢田町西遊田	46	44		

測定年月日：令和7年1月8日～令和7年2月19日

表 4-3-5 交通量

(台/10分)

No.	路線名	台数
1	府道 京都宇治線	129
2	府道 京都宇治線	199
3	市道 宇治白川線	144
4	府道 八幡宇治線	135
5	府道 城陽宇治線	180
6	府道 宇治淀線	191
7	市道 西田熊小路線	140
8	府道 城陽宇治線	197
9	市道 宇治橋若森線	204
10	府道 宇治小倉停車場線	150
11	府道 大津南郷宇治線	54
12	国道 24号	285
13	市道 下居大久保線	113

(備考) 交通量については、普通自動車、大型車、二輪車を含む。

表 4-3-6 鉄道騒音・振動測定結果

(単位：dB)

No.	測定地点	騒音		振動
		昼間	夜間	
1	近鉄京都線 小倉町蓮池	65	58	53
2	京阪宇治線 五ヶ庄折坂	60	56	59
3	J R 奈良線 木幡中村地内	56	50	47

測定年月日：令和6年6月26日～7月9日

- (備考) 1. 騒音：在来鉄道の 신설または大規模改良に際しての騒音対策の指針に基づく評価方法による。(Leq)
2. 振動：環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策についての勧告に基づく評価方法による。(ピークレベルの平均値)

表 4-3-7 鉄道騒音・振動経年変化

(単位：dB)

No.	年度 測定地点	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
		1	近鉄(小倉町)	68/62	65/59	54/48
		52	59	60	53	53
2	京阪(五ヶ庄)	58/53	57/54	57/53	58/54	60/56
		55	54	54	59	59
3	J R (木幡)	58/51	57/50	56/50	56/50	56/50
		63	53	50	45	47

- (備考) 1. 数値は上部が騒音(昼間/夜間：Leq)、下部が振動(ピークレベルの平均値)

表 4-3-8 京都府環境を守り育てる条例による騒音・振動に係る特定施設状況

(令和7年3月31日現在)

	特定施設	届出工場数	特定施設数
騒音	金属加工機械	85	787
	圧縮機	343	3,433
	送風機	54	358
	粉砕機	31	232
	繊維機械	3	11
	建設用資材製造機械	2	4
	木材加工機械	36	103
	合成樹脂加工機械	5	92
	遠心分離機	1	7
	クーリングタワー	23	312
	重油バーナー	4	13
	工業用動力ミシン	5	85
振動	金属加工機械	13	23
	粉砕機	31	234
	バッチャープラント	4	5
	冷凍機	265	2,003
	遠心分離機	1	2

表 4-3-9 騒音規制法・振動規制法による特定施設設置状況

(令和7年3月31日現在)

	特定施設	届出工場数	特定施設数
騒音規制法	金属加工機械	55	382
	空気圧縮機及び送風機	142	1,358
	土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	6	28
	織機	5	102
	建設用資材製造機械	8	13
	穀物用製粉機	0	0
	木材加工機械	17	56
	抄紙機	1	2
	印刷機械	15	58
	合成樹脂用射出成形機	15	261
	鋳造型機	2	13
振動規制法	金属加工機械	60	670
	圧縮機	87	351
	土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	7	27
	織機	3	26
	コンクリートブロックマシン	2	10
	木材加工機械	1	2
	印刷機械	9	61
	ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	0	0
	合成樹脂用射出成形機	18	289
鋳造型機	2	13	

表 4-3-10 騒音・振動に係る各種届出件数（令和6年度）

届出の種類	騒音規制法	振動規制法	京都府環境を守り育てる条例	
			騒音	振動
設置	2	2	9	4
使用	0	0	0	0
数変更	3	3	11	6
防止方法変更	0	0	0	0
使用方法変更		0		0
氏名等変更	3	1	10	8
全廃	0	0	1	0
承継	0	0	0	0
合計	7	5	31	18

表 4-3-11 騒音規制法・振動規制法特定建設作業届出件数（令和6年度）

	作業の種類	届出件数
騒音規制法	くい打機等を使用する作業	2
	びょう打機を使用する作業	0
	さく岩機を使用する作業	56
	空気圧縮機を使用する作業	5
	コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
	バックホウを使用する作業	0
	トラクターショベルを使用する作業	0
	ブルドーザーを使用する作業	0
	合計	63
振動規制法	くい打機等を使用する作業	2
	鋼球を使用して破壊する作業	0
	舗装版破碎機を使用する作業	0
	ブレーカーを使用する作業	45
	合計	47

（備考）ひとつの届出に複数の特定建設作業を含む場合、作業毎に件数を足しています。

表 4-3-12 カラオケ騒音苦情件数と指導状況

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
カラオケ苦情件数	1	1	2	1	1
指導を行った店の実数	2	1	3	0	0

第4章 悪 臭

1 概要

私たちは日常生活で実に多くのにおいを感じています。この中でも、特に人間の嗅覚に直接作用して不快感を与えるもののことを悪臭といいます。

悪臭は、感じる側の主観的要因に左右され、また、継続性がないことから、発生源が特定できないことが多くあります。発生源が特定され、対策がなされたとしても、少しでもにおいが残っていると苦情の解決には至らないため、解決は困難な場合が多いのが実状です。

2 悪臭防止法の規制対象

悪臭防止法では、事業場であればすべて規制の対象となり、政令で指定する特定の施設を対象として規制する大気、水質、騒音、振動とは異なる規制の方法となっています。

3 悪臭防止法による臭気指数の規制

悪臭の原因が特定の少数の物質として判明していて、濃度や排出量を測定できる場合は、濃度規制により規制されます。しかし、多数の物質が複合して相加、相乗、相殺しながら悪臭の原因となっているような場合は、人間の嗅覚を用いて測定する嗅覚測定法が的確に対応できるとして、平成7年の悪臭防止法改正により、臭気指数による規制が加わりました。

4 臭気指数

臭気指数とは、臭気濃度（臭気を感じられなくなるまで無臭の空気で希釈した場合の希釈倍数）を対数で表示したもので、「臭気指数=Log（臭気濃度）×10」と定められています。たとえば10倍に希釈して臭気を感じられなくなったとき（臭気濃度10）は臭気指数10、50倍に希釈して臭気を感じなくなったとき（臭気濃度50）は臭気指数17、100倍に希釈（臭気濃度100）なら臭気指数20となります。大きい倍数で希釈しなければいつまでも臭気を感じるということは、濃度が高いということなので、臭気指数が大きいことは濃度が高いことを意味します。

5 臭気強度

臭気強度は、においの強さを表示するもので、6段階臭気強度表示法による臭気強度が悪臭防止法の規制の基本尺度に用いられており、その内容は以下のとおりです。

表 4-4-1 臭気強度の基本尺度

臭気強度	内 容
0	無 臭
1	やっと感知できるにおい
2	何のにおいであるかわかる弱いにおい
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈な（我慢できない）におい

臭気強度、臭気指数、臭気濃度は以下のように対応しています。

表 4-4-2 臭気強度・指数・濃度の対応関係

臭気強度	臭気指数の範囲	臭気濃度の範囲
2.5	10 ～ 15	10 ～ 32
3.0	12 ～ 18	16 ～ 64
3.5	14 ～ 21	26 ～ 126

6 規制基準

臭気の規制基準の設定は、悪臭防止法施行令に定められた特定悪臭物質の濃度による規制か、人間の嗅覚に基づく臭気指数規制のどちらかが適用されますが、ひとつの自治体で両方の規制が適用されることはありません。宇治市では、濃度規制基準を定めており、臭気指数による規制は適用していません。

(1) 敷地境界線上の規制（第1号規制基準）

第1号規制とは、悪臭を事業場の敷地からは外に出さないとの観点から設けられた敷地境界の地表の規制基準であり、この基準が基礎になっているので第1号といいます。本市では、悪臭防止法で定められた22の特定悪臭物質濃度の許容限度として定められています。

なお、現在本市では導入していませんが、悪臭防止法施行規則により、濃度規制に変えて臭気指数規制を行う場合は、第1号規制（敷地境界）の臭気指数は10～21の範囲内で定めることとされています。この範囲は、臭気強度の2.5から3.5（らくに感知できるにおいの程度）に対応させたものです。

(2) 気体排出口の規制（第2号規制基準）、排出水の規制（第3号規制基準）

本市の場合、第2号規制は、13の物質について第1号規制に適合するように悪臭防止法施行規則で規定された換算式に基づいて算出した排気口での流量です。

第3号規制は、4つの物質について排出水の規制基準について第2号と同様の考えにより、悪臭防止法施行規則で規定した換算式で算出した濃度です。

(3) 許容限度

悪臭防止法における規制物質の許容限度は地域により異なります。地域はA地域とB地域の2種類に分類されています。

A地域とは、規制地域のうちB地域以外の区域をいいます。

B地域とは、規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条の規定により農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により森林地域として定められた地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する市街化区域にあるものを除く。）をいいます。

7 特定悪臭物質の規制基準

悪臭防止法は昭和 47 年に施行され、現在は 22 の悪臭物質が規制対象になっています。

表 4-4-3 悪臭防止法に基づく規制物質（宇治市に適用される基準）

規制物質	許容限度		化学式	においの性質	適用規制		
	A地域 (ppm)	B地域 (ppm)			1 号	2 号	3 号
アンモニア	1.00	5.00	NH ₃	し尿のようなにおい	○	○	
メチルメルカプタン	0.002	0.01	CH ₃ SH	腐った玉葱のようなにおい	○		○
硫化水素	0.02	0.2	H ₂ S	腐った卵のようなにおい	○	○	○
硫化メチル	0.01	0.2	(CH ₃) ₂ S	腐ったキャベツのようなにおい	○		○
二硫化メチル	0.009	0.1	(CH ₃) ₂ S ₂		○		○
トリメチルアミン	0.005	0.07	(CH ₃) ₃ N	腐った魚のようなにおい	○	○	
アセトアルデヒド	0.05	0.5	CH ₃ CHO	刺激的な青臭いにおい	○		
プロピオンアルデヒド	0.05	0.5	CH ₃ CH ₂ CHO	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	○	○	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.08	CH ₃ (CH ₂) ₂ CHO		○	○	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.2	(CH ₃) ₂ CHCHO		○	○	
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.05	CH ₃ (CH ₂) ₃ CHO	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	○	○	
イソバレールアルデヒド	0.003	0.01	(CH ₃) ₂ CHCH ₂ CHO		○	○	
イソブタノール	0.9	20	(CH ₃) ₂ CHCH ₂ OH	刺激のある発酵臭	○	○	
酢酸エチル	3.00	20	CH ₃ CO ₂ C ₂ H ₅	シンナーのようなにおい	○	○	
メチルイソブチルケトン	1.00	6.00	CH ₃ COCH ₂ CH(CH ₃) ₂		○	○	
トルエン	10	60	C ₆ H ₅ CH ₃	ガソリンのようなにおい	○	○	
スチレン	0.4	2.00	C ₆ H ₅ CH=CH ₂	都市ガスのようなにおい	○		
キシレン	1.00	5.00	C ₆ H ₄ (CH ₃) ₂	ガソリンのようなにおい	○	○	
プロピオン酸	0.03	0.2	CH ₃ CH ₂ COOH	刺激的な酸っぱいにおい	○		
ノルマル酪酸	0.001	0.006	CH ₃ (CH ₂) ₂ COOH	汗臭いにおい	○		
ノルマル吉草酸	0.0009	0.004	CH ₃ (CH ₂) ₃ COOH	むれた靴下のようなにおい	○		
イソ吉草酸	0.001	0.01	(CH ₃) ₂ CHCH ₂ COOH		○		

（備考）規制基準は「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成 24 年 3 月 30 日 宇治市告示第 38 号）による。

第5章 京滋バイパス

1 概要

京滋バイパスは、京阪神都市圏の広域幹線道路網計画の一環として、一般国道1号（滋賀・京都間）及び名神高速道路の交通混雑緩和を目的に、滋賀県草津市を起点とし、京都府久御山町を終点とする延長27.0kmの路線で昭和63年8月29日に供用開始されました。

供用開始に先立って、昭和57年9月29日に宇治市と日本道路公団（現在の西日本高速道路株。以下同じ。）との間で環境の保全に関する協定が締結され、その協定に基づき調査・測定を行っています。

また、平成15年8月10日には久御山JCから大山崎JCまで延伸され、名神高速道路の2ルート化が図られました。これに備えて日本道路公団と平成15年8月1日に新たな協定を締結しました。

2 大気測定結果

大気汚染の防止対策を推進するため、京滋バイパス沿道の吹前・福角観測局で昭和63年4月より試験観測を行い、同年8月より本格的に観測を開始しました。さらに、市役所と観測局の間をテレメータシステムで結び、大気汚染状況を常時監視しています。なお、平成10年度からは吹前観測局が休止され、1局体制となっています。測定 の各項目とも毎年大きな変化はなく、協定値（環境基準）を下回っています。また、大山崎JCまでの延伸に伴い、平成16年2月より、新たに浮遊粒子状物質の測定を開始しました。

観測局所在地

福角大気観測局・・・宇治市五ヶ庄福角10-23

(1) 二酸化窒素 (NO₂)

窒素酸化物濃度は、福角観測局において自動測定器（吸光光度法）で測定しています。二酸化窒素の年平均値は、長期的に低下傾向にあります。

図4-5-1 二酸化窒素の経年変化（年平均値）

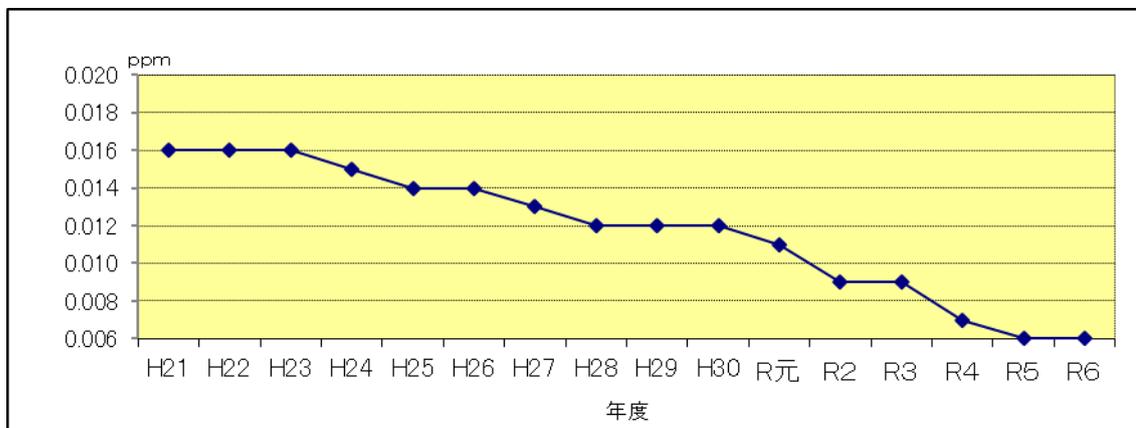
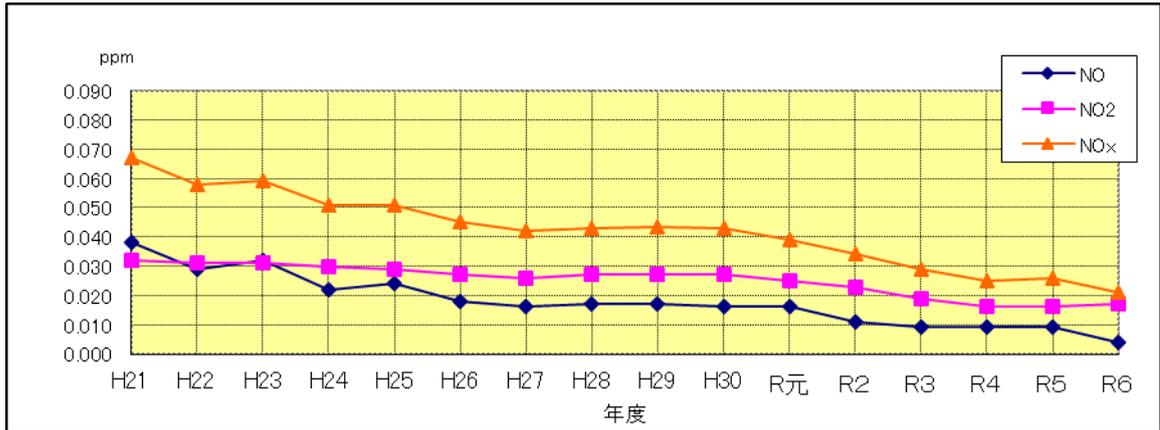


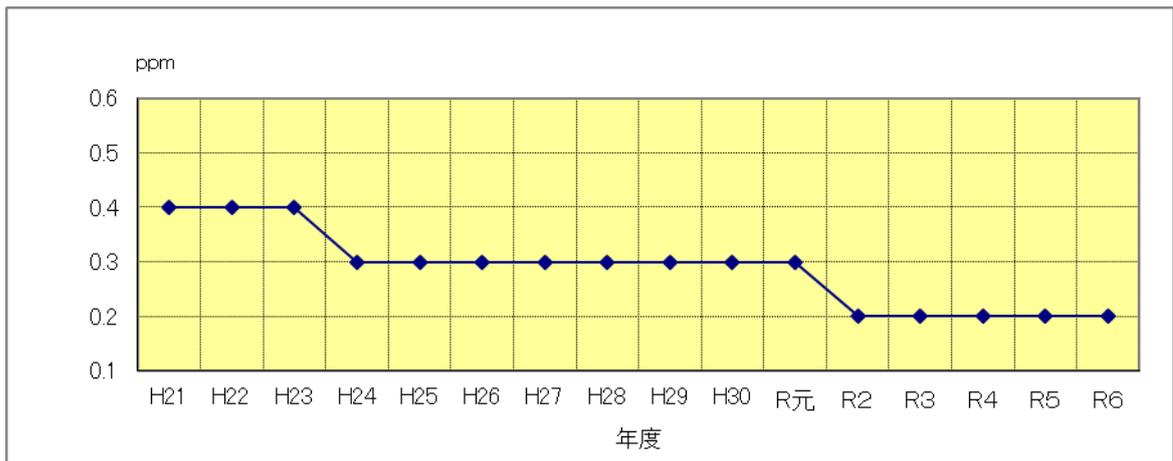
図4-5-2 窒素酸化物の経年変化（年間98%値）



(2) 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素濃度は、福角観測局において自動測定器（非分散型赤外分析法）で測定しています。一酸化炭素の日平均値は、協定値を下回っていました。年平均値は、長期的に低下傾向にあります。

図4-5-3 一酸化炭素の経年変化（年平均値）

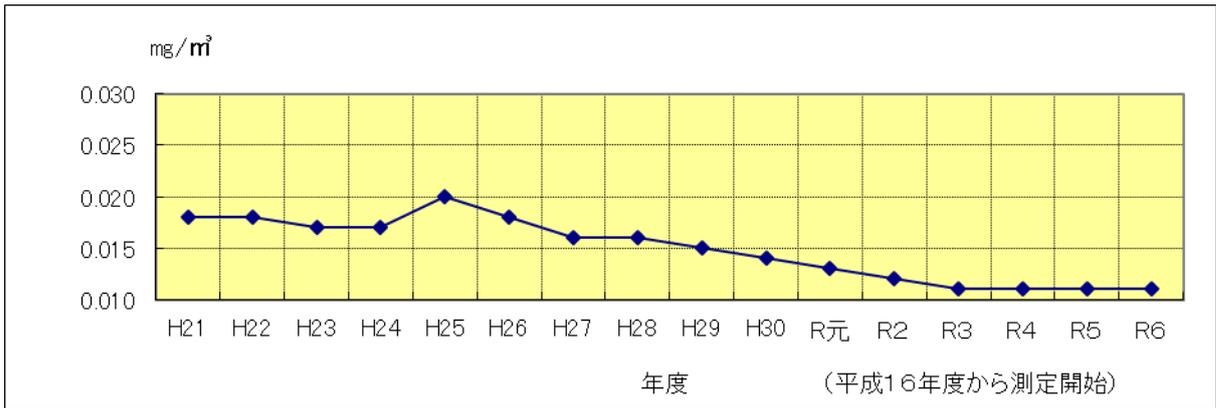


(3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質濃度については、平成16年度から測定を開始しており、自動測定器（β線吸収法）を用いています。

浮遊粒子状物質の日平均値は、協定値を下回っていました。年平均値は測定開始以来、低下傾向にあります。

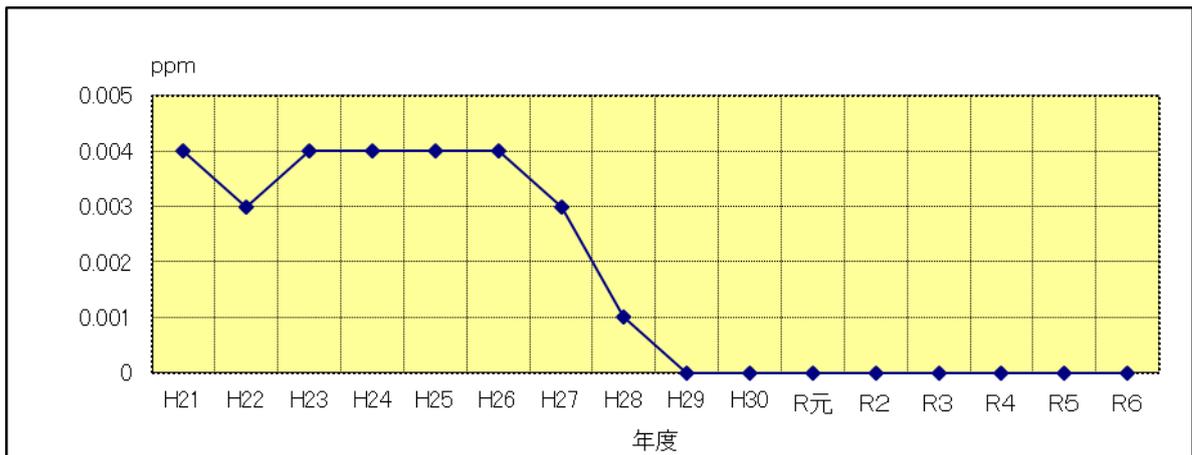
図4-5-4 浮遊粒子状物質の経年変化（年平均値）



(4) 二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄濃度は、福角観測局において自動測定器（溶液導電率法）で測定しています。二酸化硫黄の日平均値は、協定値を下回っていました。

図4-5-5 二酸化硫黄の経年変化（年平均値）



(備考) 環境の保全に関する協定における協定値（環境基準値）

- 二酸化窒素 (NO₂) : 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であること。
- 一酸化炭素 (CO) : 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
- 浮遊粒子状物質 (SPM) : 1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20 mg/m³以下であること。
- 二酸化硫黄 (SO₂) : 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.10ppm以下であること。

(5) 風向風速

福角観測局では、風向風速も測定しています。

宇治市の風向は西南西が多く、次に南東が多くなっています。

なお、風向風速については参考値とします。

図4-5-6 令和6年度福角局風配図

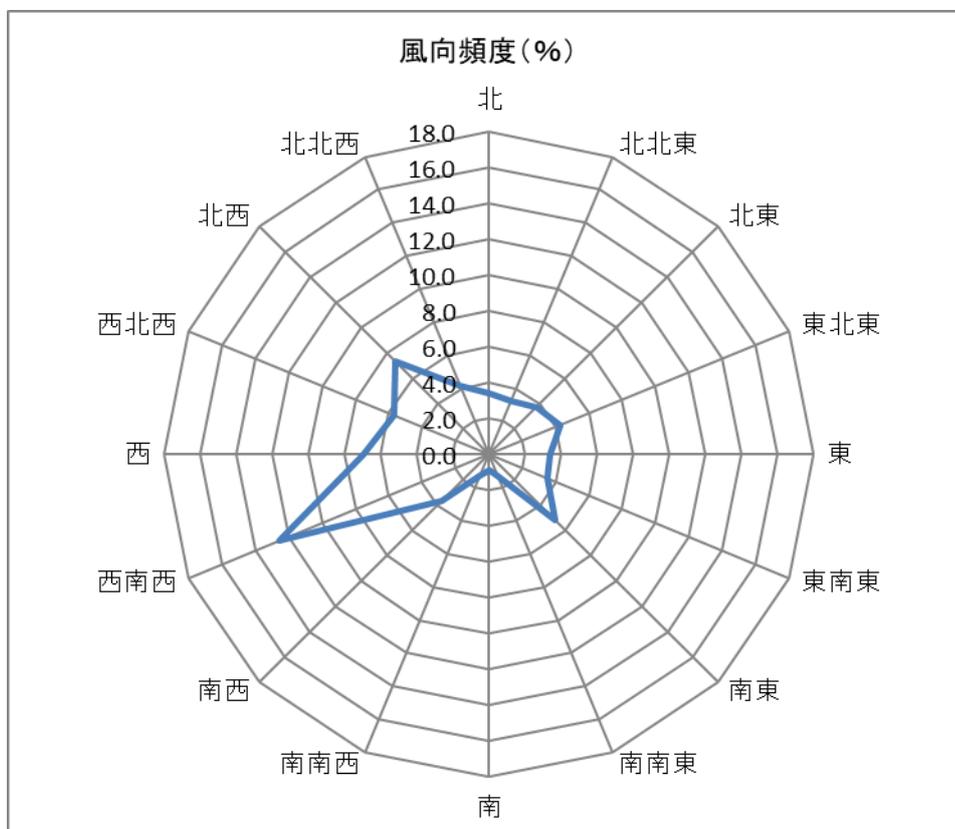


表4-5-1 一酸化窒素濃度測定結果 (NO : 令和6年度 月間値の推移)

一酸化窒素	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
有効測定日数(日)	30	31	30	31	31	29	31	30	31	31	28	30	363
測定時間(時間)	716	735	717	740	737	710	738	715	737	738	667	733	8,683
月平均値(ppm)	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002
1時間値の最高値(ppm)	0.009	0.008	0.010	0.013	0.009	0.010	0.009	0.018	0.027	0.031	0.018	0.023	0.031
日平均値の最高値(ppm)	0.004	0.003	0.003	0.004	0.003	0.006	0.002	0.004	0.005	0.005	0.004	0.004	0.006
日平均値の年間98%値(ppm)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.004

表4-5-2 二酸化窒素濃度測定結果 (NO₂ : 令和6年度 月間値の推移)

二酸化窒素	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	29	31	30	31	31	28	30	363
測定時間 (時間)	716	735	717	740	737	710	738	715	737	738	667	733	8,683
月平均値 (ppm)	0.005	0.004	0.004	0.005	0.003	0.005	0.006	0.008	0.010	0.010	0.009	0.009	0.006
1時間値の最高値 (ppm)	0.018	0.014	0.016	0.016	0.013	0.015	0.020	0.029	0.030	0.034	0.032	0.032	0.034
日平均値の最高値 (ppm)	0.011	0.006	0.008	0.009	0.008	0.008	0.012	0.016	0.017	0.020	0.019	0.016	0.020
日平均値の年間98% 値(ppm)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.017

表4-5-3 窒素酸化物濃度測定結果 (NO_x : 令和6年度 月間値の推移)

窒素酸化物	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	29	31	30	31	31	28	30	363
測定時間 (時間)	716	735	717	740	737	710	738	715	737	738	667	733	8,683
月平均値 (ppm)	0.006	0.005	0.006	0.008	0.005	0.007	0.007	0.009	0.012	0.012	0.011	0.010	0.008
1時間値の最高値 (ppm)	0.025	0.022	0.024	0.028	0.020	0.021	0.024	0.033	0.052	0.062	0.043	0.048	0.062
日平均値の最高値 (ppm)	0.014	0.009	0.011	0.013	0.011	0.014	0.013	0.019	0.022	0.023	0.022	0.018	0.023
日平均値の年間98% 値(ppm)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.021

表4-5-4 一酸化炭素濃度測定結果 (CO : 令和6年度 月間値の推移)

一酸化炭素	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
測定時間 (時間)	716	738	717	740	739	716	739	715	739	740	668	740	8,707
月平均値 (ppm)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
1時間値の最高値 (ppm)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.7	0.5	0.5	0.7
日平均値の最高値 (ppm)	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
8時間値が20ppm を超えた回数 (回)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が10ppm を超えた日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値が30ppm 以上の日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値の2%除外 値(ppm)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.4

表4-5-5 浮遊粒子状物質測定結果 (SPM：令和6年度 月間値の推移)

浮遊粒子状物質	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
有効測定日数(日)	30	31	30	31	31	30	29	30	31	31	28	31	363
測定時間(時間)	717	740	719	741	742	717	713	718	741	741	666	742	8,697
月平均値(ppm)	0.014	0.011	0.012	0.015	0.012	0.012	0.008	0.009	0.007	0.009	0.008	0.012	0.011
1時間値の最高値(ppm)	0.087	0.027	0.030	0.062	0.059	0.043	0.032	0.027	0.028	0.047	0.045	0.076	0.087
日平均値の最高値(ppm)	0.060	0.017	0.018	0.028	0.027	0.028	0.017	0.019	0.017	0.030	0.031	0.036	0.060
1時間値が0.20mg/m3を超えた時間数(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.10mg/m3を超えた日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値が30ppm以上の日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.10mg/m3を超えた日が2日以上連続したことの有無(有×無○)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日平均値の2%除外値(mg/m3)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.028

表4-5-6 二酸化硫黄濃度測定結果 (SO₂：令和6年度 月間値の推移)

二酸化硫黄	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
有効測定日数(日)	30	31	30	31	29	30	31	30	31	31	28	31	363
測定時間(時間)	714	736	715	737	714	710	738	715	737	737	663	736	8,652
月平均値(ppm)	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.000	0.000
1時間値の最高値(ppm)	0.002	0.002	0.001	0.006	0.001	0.002	0.003	0.002	0.002	0.003	0.004	0.005	0.006
日平均値の最高値(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002
1時間値が0.1ppmを超えた時間数(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値の2%除外値(ppm)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002

3 騒音・振動測定結果

(1) 騒音

すべての地点で協定基準が守られています。

表 4-5-7 騒音測定結果（令和6年度）

No.	測定地点	地域	昼（6:00～22:00）		夜（22:00～翌6:00）		測定日
			測定値	協定基準	測定値	協定基準	
1	菟道東隼上り	1 中高	55	70	47	65	R6.11.5～
2	五ヶ庄福角	1 住	52		46		R6.11.5～
3	菟道平町	1 住	53		49		R6.10.17～
4	槇島町吹前	準工	58		54		R6.10.22～
5	槇島分署	準工	64		59		R6.10.22～

（備考）測定値は Leq (dB)、24 時間測定

(2) 振動

すべての地点で協定値を大きく下回っています。

表 4-5-8 振動測定結果（令和6年度）

No.	測定地点	地域	昼（8:00～19:00）		夜（19:00～翌8:00）		測定日
			測定値	協定基準	測定値	協定基準	
1	菟道東隼上り	1 中高	37	65	37	60	R6.10.22～
2	五ヶ庄福角	1 住	32		28		
5	槇島分署	準工	44	70	40	65	

（備考）測定値は L10 (dB)、昼間・夜間各時間帯 4 回測定

(3) 交通量

平成 15 年 8 月 10 日に久御山 JC から大山崎 JC まで延伸され、第二京阪道路全線開通後の平成 23 年度以降、交通量は増加傾向を示しています。

表 4-5-9 京滋バイパス本線の月平均交通量

(単位：台/月)

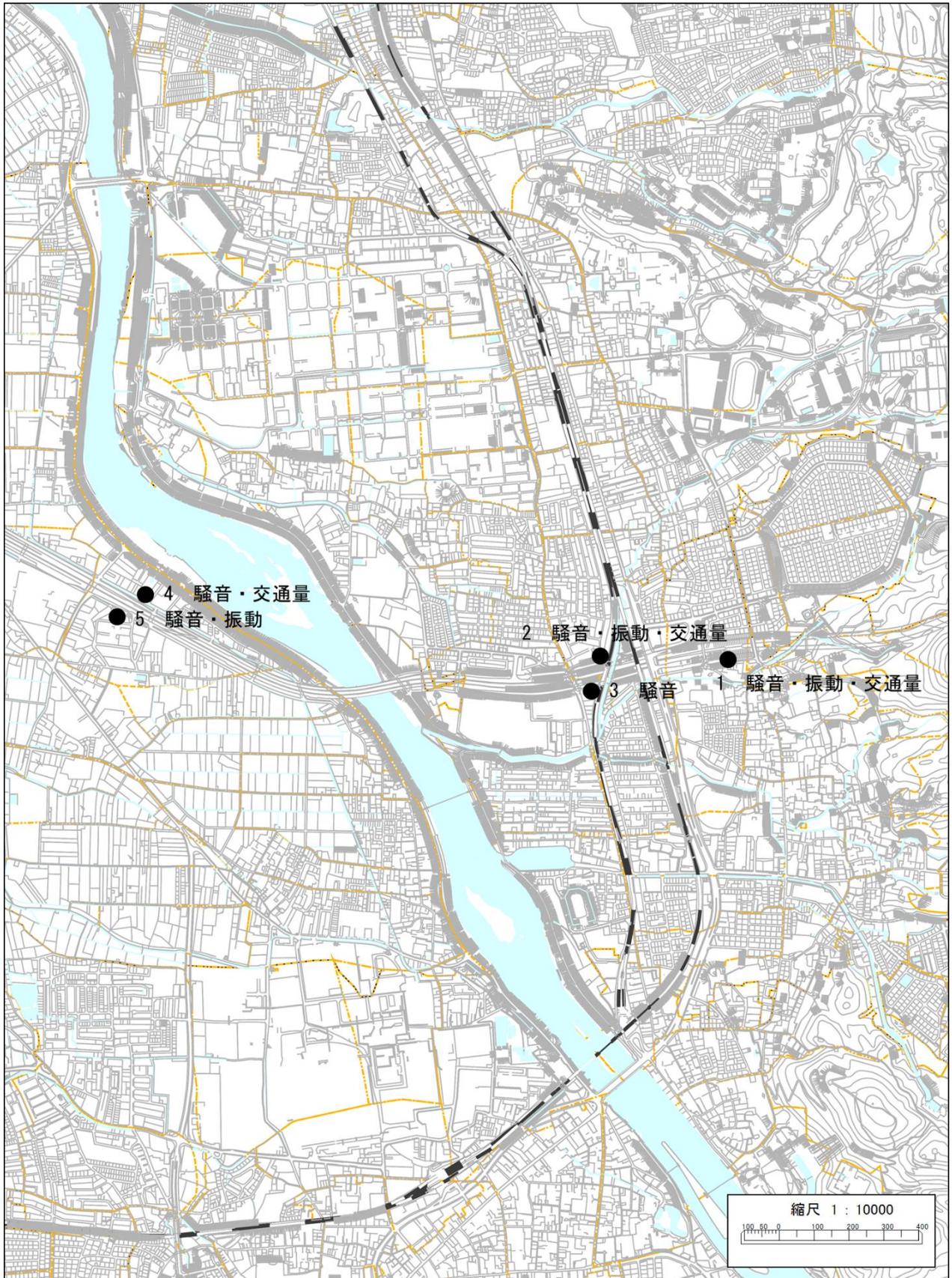
区間	上下	元年	2年	3年	4年	5年	6年
笠取～宇治東	上り	30,538	25,903	26,221	29,005	30,024	30,940
	下り	31,814	26,936	27,548	30,384	31,450	31,498
	合計	62,352	52,839	53,769	59,389	61,474	62,438
宇治東～ 宇治西	上り	27,410	23,044	23,432	26,039	26,988	28,003
	下り	29,086	24,546	25,218	27,903	29,061	29,012
	合計	56,496	47,590	48,650	53,942	56,049	57,015

資料：(株)西日本高速道路調査

表 4-5-10 京滋バイパス併設側道の日平均交通量（令和 6 年度）

No.	測定地点	測定値（台/10分間）	測定日
1	菟道東隼上り	170	R6.11.5
2	五ヶ庄福角	170	R6.11.5
4	槇島町吹前	189	R6.10.22

図 4-5-7 京滋バイパス関係測定地点



第6章 有害化学物質

1 概要

私たちの身の回りには、様々な化学物質が存在しています。この化学物質は生活の利便化をもたらしてきた一方で、その生産・使用・廃棄などの方法によっては人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす恐れがあるということが近年明らかになってきました。

有害化学物質の中でも、特に高い関心が持たれているものとして、ダイオキシン類や内分泌かく乱物質（環境ホルモン）が挙げられます。ダイオキシン類については、平成12年1月にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、環境基準が設定されるなど対策が推進されています。

宇治市においても、市内のダイオキシン類の現状を把握するため、平成11年度から調査を開始しました。また平成12年度から、東宇治浄化センターの処理水についても調査を行っています。

2 ダイオキシン類調査

(1) 環境基準・排出基準

	環境基準（平成11年環境庁告示第68号 最終改正令和4年環境省告示第89号）
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質除く）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

	排出基準（平成11年総理府令第67号 最終改正令和3年環境省令第3号）
排水	10 pg-TEQ/L 以下

(2) 土壌調査（表4-6-1）

宇治市内の10地点で調査を行い、うち5地点はごみ焼却施設の影響測定のため発生源周辺で実施し（発生源周辺状況把握調査）、残り5地点については市内の概況を把握するため住居地域内で実施しました（一般環境把握調査）。

(3) 水質調査（表4-6-2）

（一財）宇治廃棄物処理公社の処理水が流入する仙郷谷川の間地点で調査しました。

(4) 底質調査（表4-6-3）

水質調査を実施した仙郷谷川の間地点で、河川の底泥について調査しました。

(5) 排水調査（表4-6-4）

排水調査では、東宇治浄化センター及び（一財）宇治廃棄物処理公社の旧処理施設並びに新処理施設の処理水について調査しました。

表 4-6-1 ダイオキシン類調査結果（土壌）

（単位：pg-TEQ/g）

場所	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
荒楨南児童遊園	1.2	—	2.2	—	—
折居台第1児童公園	—	0.073	—	—	0.15
折居台第2児童公園	0.37	—	—	0.42	—
御蔵山児童公園	0.78	0.98	0.63	—	0.71
河原公園	—	—	—	—	—
桐生谷児童公園	2.4	1.7	1.9	—	—
菟道公園	—	—	—	—	0.082
中川原児童公園	—	—	—	0.33	—
東山公園	2.9	2.3	2.4	2.4	—
平尾第3児童公園	—	—	—	0.22	—
琵琶台第2児童公園	—	—	0.15	—	—
琵琶台第3児童公園	—	—	0.12	—	—
宮谷児童遊園	—	—	—	—	2.1
紫ヶ丘児童遊園	—	—	0.53	—	—
河原青少年センター運動広場	0.25	—	—	—	0.51
木幡幼稚園グラウンド	—	0.039	—	—	—
伊勢田小学校グラウンド	0.64	—	—	—	0.63
岡屋小学校中庭	0.36	—	—	—	—
御蔵山小学校グラウンド	—	—	0.029	—	—
宇治小学校グラウンド	1.1	—	—	—	—
北小倉小学校グラウンド	—	0.30	—	—	—
楨島小学校グラウンド	—	0.071	—	—	—
小倉小学校グラウンド	—	—	—	0.87	—
北楨島小学校グラウンド	—	—	—	0.029	—
木幡小学校グラウンド	—	0.14	—	0.11	—
菟道小学校グラウンド	0.30	—	—	—	0.0073
南部小学校グラウンド	—	—	—	1.1	—
大久保小学校グラウンド	—	—	—	0.43	—
西大久保小学校グラウンド	—	—	1.5	—	—
南小倉小学校グラウンド	—	0.086	—	—	—
三室戸小学校グラウンド	—	—	—	—	0.59
宇治中学校グラウンド	—	—	—	1.4	—
北宇治中学校グラウンド	—	—	0.034	—	—
木幡中学校グラウンド	—	—	—	—	0.46
広野中学校グラウンド	—	0.088	—	—	0.086
環境基準	1,000				

（備考） 1. 測定値はポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーPCBの毒性等量（TEQ）合計値（以下の表においても同じ。）

2. 1 pg（ピコグラム）は、1兆分の1g（以下の表においても同じ。）

表 4-6-2 ダイオキシン類調査結果（水質）

（単位：pg-TEQ/L）

場所	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
仙郷谷川 流末	0.021	0.021	0.025	0.035	0.024
仙郷谷川 中間地点	0.022	0.025	0.023	0.11	0.021
環境基準	1				

表 4-6-3 ダイオキシン類調査結果（底質）

（単位：pg-TEQ/g）

場所	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
仙郷谷川 中間地点	0.97	1.2	2.6	3.0	3.9
環境基準	150				

表 4-6-4 ダイオキシン類調査結果（排水水）

（単位：pg-TEQ/L）

場所	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
東宇治浄化センター	0.0051	0.00069	0.00032	0.00030	0.00021
（一財）宇治廃棄物処理公社 旧処理施設	0.0040	0.00012	0.0000078	0.000063	0.000052
（一財）宇治廃棄物処理公社 新処理施設	0.014	0.00058	0.000038	0.000050	0.000024
排出基準	10				

第7章 浄化槽設置補助事業

1 概要

現在設置が認められている浄化槽は、し尿と生活雑排水を同時に処理する合併処理浄化槽であり、平成12年の浄化槽法改正（施行は平成13年4月）において、し尿のみを処理する単独処理浄化槽の設置は禁止され、既存の単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」とされました。合併処理浄化槽は排水が水質に及ぼす負荷が非常に少なく、河川、水路の水質汚濁防止の観点からは、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が求められます。

宇治市では、河川、水路などの水質改善を図るため、下水道事業計画区域外の区域及び下水道全体計画に入っていない地域（山間部等）における個人の居住用住宅に新設される浄化槽を対象に、設置費用等の一部を国・京都府・宇治市が1/3ずつ負担し、補助する制度を設けています。

また、令和2年度から、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を行う場合に、単独処理浄化槽の撤去費用と合併処理浄化槽本体の設置に付帯して行う宅内配管工事である浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ます及び放流管（住居の敷地に隣接する側溝までの放流管）の設置に要する宅内配管工事費用を補助する制度を追加し、令和6年度から、汲み取りから合併処理浄化槽への転換を行う場合に、汲み取り槽の撤去費用についても補助の対象に追加し、補助対象の拡大を図りました。

2 実績

平成9年度の制度創設以来、令和6年度で28年が経過しましたが、下水道事業計画区域の拡大等により、補助基数は年々減少傾向にあります。過去10年の事業実績は次のとおりです。

表4-7-1 補助基数の推移

(単位：基)

人槽等	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
5人槽		2	1	1	0	1	1	1	1	0	0
6～7人槽		0	0	1	1	1	0	1	3	0	0
8～10人槽		0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
宅内配管工事※								0	1	0	0
単独処理浄化槽撤去※								0	1	0	0
汲み取り槽撤去※											0
計		2	2	2	1	3	1	2	4	0	0

※ 本体設置に付帯する補助のため、合計基数には含みません。

表4-7-2 補助事業費の推移

(単位：千円)

人槽等 \ 年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
5人槽	664	332	332	0	332	332	332	332	0	0
6～7人槽	0	0	414	414	414	0	414	1,242	0	0
8～10人槽	0	548	0	0	548	0	0	0	0	0
宅内配管工事費							0	300	0	0
単独処理浄化槽撤去費							0	90	0	0
汲み取り槽撤去費										0
計	664	880	746	414	1,294	332	746	1,964	0	0

表4-7-3 補助金単価

(単位：円)

人槽等 \ 年度	平成9年度	10年度 ～ 18年4月25日	18年4月26日 ～ 18年度末	19年度～	令和2年度 ～ 令和5年度	令和6年度 ～
5人槽	309,000	354,000	342,000	332,000	332,000	332,000
6～7人槽	463,000	411,000	414,000	414,000	414,000	414,000
8～10人槽	824,000	519,000	537,000	548,000	548,000	548,000
宅内配管工事費					300,000	300,000
単独処理浄化槽撤去費					90,000	120,000
汲み取り槽撤去費						90,000

3 浄化槽法に基づく検査・点検について

浄化槽を正常に機能させ、環境を保全するためには、使用方法や維持管理を適切に実施していくことが重要です。

浄化槽法に基づく浄化槽管理者（個人の場合は一般的に住宅所有者）の義務は以下の通りです。

(1) 設置後の法定検査（浄化槽法第7条）

浄化槽使用開始後3箇月を経過してから5箇月以内（4箇月目から8箇月目の間）に浄化槽法第7条に基づく法定検査が必要です。この検査申込みは、浄化槽設置の手続きの一環として行われているので、別途申し込み手続きをする必要はありません。

指定検査機関：京都府知事指定検査機関「公益社団法人 京都保健衛生協会」
 京都市南区西九条西柳ノ内町28-2 TEL 075-681-1727(代)

(2) 保守点検（浄化槽法第10条）

浄化槽は年間をとおして日常的な保守点検が義務付けられていますので、浄化槽管理者は、保守点検業者と維持管理契約を結ぶ必要があります。（浄化槽の種類により異なりますが、年3回程度）

(3) 清掃（浄化槽法第10条）

浄化槽は年1回以上の清掃が必要です。市の許可を受けた清掃業者と契約を結び、清掃を実施する必要があります。

浄化槽清掃許可業者			
(有)池田清掃	TEL 0774-38-2731	(有)城陽環境開発	TEL 0774-53-9364
(株)木下商事	TEL 075-602-8131	(株)城南開発興業	TEL 075-981-0500
(有)豊坂ジェットクリーナー工業	TEL 0774-20-1575	(有)古川商事	TEL 0774-22-0429

(4) 定期検査（浄化槽法第11条）

浄化槽法第11条の規定により、毎年1回の法定検査が必要です。前記(1)の指定検査機関が実施しています。

第8章 公害苦情

1 概要

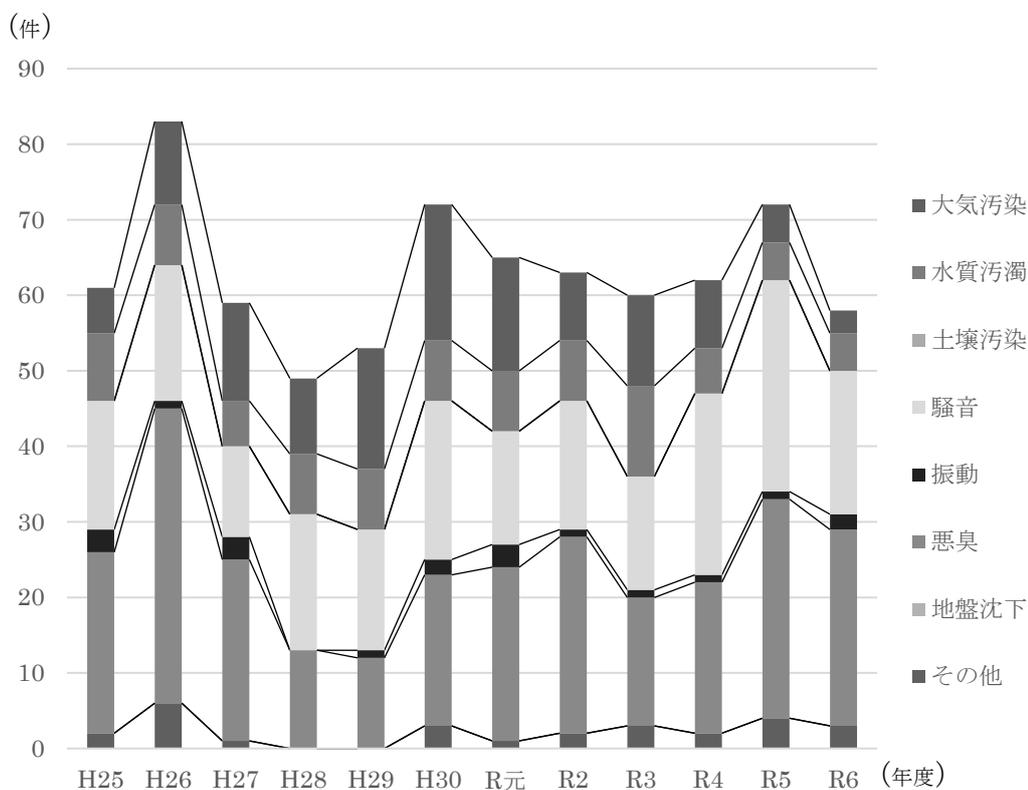
令和6年度に宇治市が受付した公害苦情は58件で、令和5年度（72件）より減少しました。

2 公害苦情の状況

(1) 種類別にみた公害苦情

公害の種類別では、悪臭の苦情が最も多く、次いで騒音の順に多くなっています。典型7公害の中でも、感知が難しい土壌汚染・地盤沈下は例年ほとんど報告されていません。

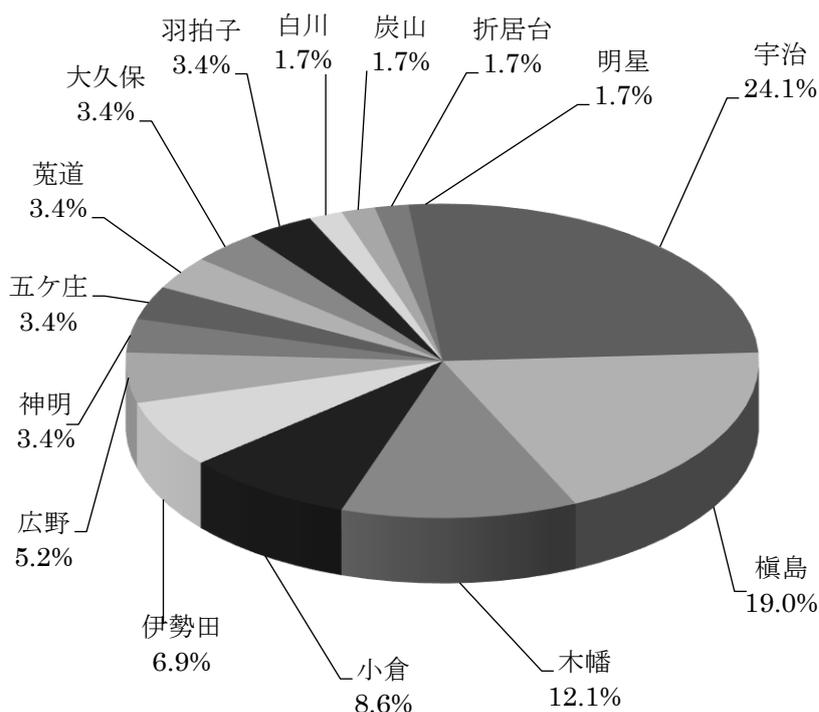
表 4-8-1 公害苦情受理件数の推移



(2) 地区別にみた公害苦情

地区別では、宇治が最も多く、次いで槇島、木幡の順に多くなっています。例年、槇島地区は苦情割合が多く、原因は、商工業地域と住居地域が混在していることによるものと考えられます。

表 4-8-2 地区別公害苦情の内訳（令和 6 年度）



(3) 月別にみた公害苦情

令和 6 年度は 5 月の公害苦情受理件数が 8 件で最多でした。例年、5 月から 10 月までの温暖な時期に悪臭や騒音などの苦情件数が増加する傾向にあります。

表 4-8-3 月別公害苦情受理件数（令和 6 年度）

(単位：件)

種類 \ 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計	構成比 (%)
大気汚染	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	3	5.2
水質汚濁	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	5	8.6
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
騒音	2	4	0	2	3	1	3	0	1	1	1	1	19	32.8
振動	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	3.4
悪臭	0	4	1	3	1	3	2	2	3	2	3	2	26	44.8
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
その他	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	3	5.2
計	4	8	1	5	4	6	5	3	6	6	4	6	58	100

(4) 公害苦情の解決に要した月数

表 4-8-4 解決に要した月数（令和6年度）

（単位：件）

	1箇月未満	1箇月以上 2箇月未満	2箇月以上 3箇月未満	3箇月以上 4箇月未満	4箇月以上	継続	計
大気汚染	0	1	1	0	1	0	3
水質汚濁	5	0	0	0	0	0	5
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0
騒音	8	1	2	2	6	0	19
振動	2	0	0	0	0	0	2
悪臭	9	6	3	3	3	2	26
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	2	0	3
計	25	8	6	5	12	2	58

(5) 発生源別にみた公害苦情

表 4-8-5 発生源別公害苦情受理件数（令和6年度）

（単位：件）

	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	その他	計	構成比(%)
産業用機械作動	0	0	0	5	0	0	0	0	5	13.9
産業排水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4.2
自然系	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.4
工事・建設業	1	0	0	13	2	0	0	0	16	23.6
飲食店営業	0	0	0	0	0	3	0	0	3	1.4
家庭生活（野焼き）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
家庭生活（その他）	1	1	0	0	0	2	0	0	4	5.6
焼却（野焼き）	0	0	0	0	0	4	0	0	4	5.6
廃棄物投棄	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2.8
その他	1	0	0	0	0	2	0	0	3	15.3
不明	0	4	0	1	0	15	0	2	22	26.4
計	3	5	0	19	2	26	0	3	58	100

(6) 用途地域別にみた公害苦情

表 4-8-6 用途地域別公害苦情発生件数（令和6年度）

（単位：件）

地域 \ 種類		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	その他	計	構成比 (%)
住居系地域	第一種低層住居	1	0	0	2	1	5	0	2	11	19.0
	第二種低層住居	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	第一種中高層住居	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	第二種中高層住居	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	第一種住居	1	2	0	6	1	12	0	0	22	37.9
	第二種住居	0	0	0	1	0	2	0	0	3	5.2
	準住居	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
近隣商業		0	0	0	0	0	1	0	0	1	1.7
商業		0	0	0	2	0	1	0	0	3	5.2
準工業		0	3	0	5	0	1	0	0	9	15.5
工業		1	0	0	1	0	0	0	0	2	3.4
市街化調整		0	0	0	1	0	2	0	0	3	5.2
都市計画区域外		0	0	0	1	0	2	0	1	4	6.9
不明		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
計		3	5	0	19	2	26	0	3	58	100

第Ⅴ部

清掃事業

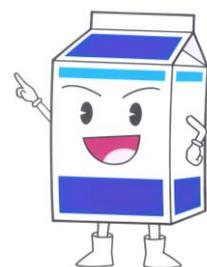
市の鳥 カワセミ



平成2年3月1日制定

清らかな河川を好むカワセミは、山紫水明の地宇治の自然環境を何時までも守っていこうという願いを込めて制定されました。

第V部 清掃事業



第1章 清掃事業のあらまし

1 清掃事業のあゆみ（令和6年度まで）

表 5-1-1 清掃事業のあゆみ

宇治市リサイクル推進キャラクター「バックン」

① 収集方法・収集日など	
昭和 26年 頃	不定期収集の実施
38年 4月	ごみの分別収集（もえるごみ・もえないごみ）実施
43年 8月	もえるごみの週1回曜日収集実施
50年 4月	もえないごみ収集を20日間隔に短縮
8月	古紙回収事業実施
52年 12月	もえるごみの週2回（定点）収集実施、午前・午後の収集時間を設定
54年 7月	もえないごみの月2回（定点）収集実施
56年 6月	古紙回収事業の一部定期化（水・木・金専用車で回収） 溝土回収の定期化（木・金） もえるごみの収集時間帯（午前・午後）の見直し実施
59年 9月	もえるごみの収集時間帯（午前・午後）の見直し実施
11月	筒型乾電池の週1回収集を実施
60年 12月	年末特別収集開始（全市年末3～4日毎日収集）
61年 8月	リサイクル事業（びん・缶収集）の試行開始（約670世帯）
平成元年 6月	もえるごみの収集時間帯（午前・午後）の見直し実施
2年 4月	もえないごみの月3回（定点）収集実施
3年 11月	紙パック収集（リサイクル事業）試行実施
5年 9月	土曜閉庁に伴う収集の見直し（曜日変更・時間変更）を実施
6年 4月	もえないごみ週1回収集を実施
6月	生ごみ堆肥化容器購入費補助事業を実施
7年 6月	生ごみ堆肥化容器購入費補助事業の対象にボカシ容器を追加
9年 4月	容器包装リサイクル法本格施行、缶・びん・ペットボトル・紙パックの分別収集を開始、市内一部地域で可燃ごみ収集日程変更
10年 10月	もえるごみの収集時間帯（午前・午後）の見直し実施
11年 4月	生ごみ堆肥化容器購入費補助事業の対象に電気式容器を追加
13年 4月	発泡トレイ類分別収集開始、スプレー缶分別収集開始 家電リサイクル法本格施行、廃家電4品目の引取義務外品のみ収集実施
11月	もえるごみの収集時間帯（午前・午後）の見直し実施
14年 1月	古紙回収事業拡充開始
11月	ごみ定点管理支援事業（ごみネット・掃除用具配布）

平成 15 年	3 月	不法投棄監視カメラ設置	
	4 月	廃食油回収支援事業を実施	
	10 月	メーカー等不存在廃パソコン収集実施	
16 年	4 月	古紙類はもえるごみとして収集せずに、すべてを古紙回収の対象とする	
	11 月	もえるごみの収集時間帯（午前・午後）の見直し実施	
18 年	4 月	ノンステップ収集の試行実施	
20 年	11 月	山間地区のもえるごみ週 2 回収実施	
21 年	3 月	ごみ定点管理支援事業（ごみネット・啓発ラベルシート配布）	
	4 月	ふれあい収集の試行実施 家電リサイクル法施行令改正、液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機の収集実施	
22 年	4 月	ふれあい収集の本格実施	
	10 月	もえるごみの収集時間帯（午前・午後）の見直し実施	
24 年	3 月	てんぷら油、ペットボトルキャップ、蛍光管分別収集施行実施（市内 10 箇所 で拠点回収）	
	6 月	指定ごみ袋制度試行実施	
	10 月	指定ごみ袋制度完全導入	
25 年	2 月	てんぷら油、ペットボトルキャップ、蛍光管分別収集の拠点回収箇所を 2 箇所追加（開地域福祉センター、ゆめりあうじ）（計 12 箇所）	
	10 月	もえるごみの収集時間帯（午前・午後）の見直し実施	
26 年	1 月	小型家電の拠点回収を実施（市内 12 箇所）	
27 年	1 月	プラマーク分別収集を実施	
28 年	10 月	もえるごみの収集時間帯（午前・午後）の見直し実施	
30 年	3 月	施設の廃止に伴い、てんぷら油、ペットボトルキャップ、蛍光管分別収集 及び小型家電の拠点回収箇所が 1 箇所減少（宇治公民館）（計 11 箇所） 生ごみ堆肥化容器等購入費補助事業の廃止	
令和元年	8 月	海外リユース（衣類、はきもの、かばん、服飾雑貨等の拠点回収）を市 役所にて実施	
	2 年	4 月	産後ケアふれあい収集の実施 もえるごみの収集時間帯（午前・午後）の見直し実施
		7 月	海外リユースの拠点回収箇所を 1 箇所追加（木幡公民館）（計 2 箇所）
	4 年	2 月	海外リユースの拠点回収箇所を 1 箇所追加（京都中央信用金庫木幡支店 内）（計 3 箇所）
		9 月	インクカートリッジの拠点回収を実施（市内 11 箇所）
	5 年	4 月	もえるごみの収集時間帯（午前・午後）の見直し実施
		8 月	ふれあい収集の対象者を拡充（要支援者を追加）

② 収集体制	
昭和 26 年 頃	リアカー・馬車などを使って収集実施
31 年 1 月	自動車（三輪）によるごみ収集実施
36 年	機械式積込車を導入
43 年 8 月	もえないごみの月 1 回収集を業者委託とする
56 年 6 月	もえるごみ全車を長谷山清掃工場に直接搬入する（天神ごみ中継所閉鎖）

61年 4月	折居清掃工場完成に伴い、収集体制の大幅な見直しを実施
平成元年 6月	収集体制の見直しを実施
5年 9月	土曜閉庁に伴う収集体制の見直しを実施
6年 3月	溝土回収業務を業者委託とする
9年 4月	資源ごみ分別収集の全市実施に伴い、収集体制の大幅な見直しを実施
11年 10月	CNG塵芥車（天然ガス車）を導入
13年 4月	廃家電4品目の引取義務外品のみ収集を業者委託とする
15年 10月	メーカー等不存在廃棄パソコン収集を業者委託とする
20年 4月	廃家電4品目の引取義務外品等の収集を直営収集とする
9月	もえるごみ（筒型廃乾電池を含む）及び缶収集の一部を業者委託とする
22年 9月	ハイブリッド塵芥車を導入
24年 7月	死獣収集の一部を業者委託とする
27年 1月	古紙回収（直営）を業者委託とする
令和2年 4月	事業系ごみ（直営）の収集を廃止

③ ごみ収集手数料	
昭和53年 4月	事業系ごみの改定（以降、昭和61，平成3，10，15，30年4月改定） 死獣処理の改定（以降、昭和59，平成10，15，30年4月改定）
平成15年 4月	家庭系臨時ごみの改定（以降、平成30年4月改定）
30年 4月	廃家電4品目、廃パソコンの改定
令和2年 4月	事業系ごみのごみ収集手数料を廃止

④ 主な法令・計画など	
昭和29年 7月	汚物清掃法廃止、清掃法施行
12月	宇治市清掃条例施行
45年 12月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律「廃棄物処理法」公布
46年 9月	清掃法廃止、「廃棄物処理法」施行
47年 4月	宇治市清掃条例廃止、宇治市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行
49年 4月	市内全域を計画処理区域に指定
51年 7月	宇治市環境保全条例施行
平成3年 4月	再生資源の有効な利用の促進に関する法律「資源有効利用促進法」公布
4年 9月	宇治市ごみ減量化促進協議会設置規定を制定
7年 6月	宇治市ごみ処理基本計画を策定 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 「容器包装リサイクル法」公布
8年 6月	宇治市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正 宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行
9月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画（第1期）を策定
10年 6月	特定家庭用機器再商品化法「家電リサイクル法」公布
11年 7月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画（第2期）を策定
12年 5月	建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律「建設資材リサイクル法」公布 国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律「グリーン購入法」公布

12年 6月	循環型社会形成推進基本法公布 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律「食品リサイクル法」公布
6月	資源の有効な利用の促進に関する法律「資源有効利用促進法」公布 (平成3年に制定された「再生資源の有効な利用の促進に関する法律」を一部改正)
14年 7月	使用済自動車の再資源化等に関する法律「自動車リサイクル法」公布 「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画(第3期)を策定
17年 6月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画(第4期)を策定
19年 6月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画(第5期)を策定
21年 3月	宇治市第2次ごみ処理基本計画を策定(改定)
22年 6月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画(第6期)を策定
24年 8月	「小型家電リサイクル法」公布
25年 6月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画(第7期)を策定
26年 3月	宇治市生活排水処理基本計画を策定
28年 6月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画(第8期)を策定
31年 3月	宇治市第3次ごみ処理基本計画を策定(改定)
令和 元年 6月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画(第9期)を策定
3年 6月	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」公布
4年 8月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画(第10期)を策定
5年 12月	宇治市災害廃棄物処理計画を策定
6年 5月	「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」公布

⑤ 機構	
昭和 26年 3月	市制施行、衛生課として発足
27年 4月	衛生課と民生課を統合、厚生課となる
46年 10月	清掃課となる
58年 7月	清掃事務所(庶務課、事業課)となる
平成 5年 4月	環境事業所(庶務課、事業課)となる
9年 4月	事業課を2係(業務係・ごみ減量推進係)とする
10年 4月	環境保全部門・清掃部門を統合し、環境政策室(環境企画課・事業課・ごみ減量推進課)とし、清掃部門は事業課を1係(業務係)、ごみ減量推進課を2係(庶務係・ごみ減量推進係)とする
19年 4月	事業課を2係(業務係・再資源化係)、ごみ減量推進課を1係(ごみ減量推進係)とする
25年 4月	事業課を2係(業務係・ふれあい啓発係)とする
26年 4月	事業課とごみ減量推進課を統合し、ごみ減量推進課とし、3係(再資源・計画係、業務係、ふれあい啓発係)とする
令和 4年 4月	課名をごみ減量推進課からまち美化推進課へと変更する

⑥ 施設など(城南衛生管理組合 他)	
昭和 31年 1月	宇治天神に焼却場建設
35年 10月	宇治天神の自然通風式焼却炉の処理能力を10t/日から18t/日に増設
39年 8月	し尿処理組合沢清掃工場(加温消化式, 100kl/日)完成
43年 7月	城南衛生管理組合長谷山清掃工場(50t/8h)完成

43年 7月	宇治天神焼却場閉鎖，中継所に改造（中継運搬機材導入）
44年 4月	林道立場線（搬入道路）完成
45年 8月	城南衛生管理組合沢清掃工場増設計画発表
46年 3月	城南衛生管理組合沢清掃工場（湿式酸化方式）増設工事着工
11月	宇治市仙郷山粗大ごみ処分地開設
47年 9月	城南衛生管理組合沢清掃工場（400k1/日）増設工事完成
48年 6月	城南衛生管理組合奥山埋立処分地開設
49年 5月	宇治市金井戸埋立処分地開設
51年 3月	城南衛生管理組合長谷山清掃工場改築計画発表
53年 3月	城南衛生管理組合奥山埋立処分地排水処理施設完成
5月	宇治市仙郷山粗大ごみ処分地閉鎖
6月	財団法人宇治廃棄物処理公社仙郷山埋立処分地開設 城南衛生管理組合長谷山清掃工場改築工事着工
55年 3月	宇治市金井戸埋立処分地閉鎖 城南衛生管理組合長谷山清掃工場（連続燃焼式焼却炉、200t/24h）改築工事完成
5月	城南衛生管理組合沢第2清掃工場（110k1/日）建設工事着工
57年 12月	城南衛生管理組合沢第2清掃工場（110k1/日）完成
58年 6月	城南衛生管理組合第2清掃工場（折居清掃工場）建設工事着工
59年 4月	宇治市斎場完成、死獣を動物専用炉で火葬する。
60年 6月	城南衛生管理組合粗大ごみ処理施設建設工事着工
61年 3月	城南衛生管理組合折居清掃工場（115t/24h×2基）完成 城南衛生管理組合粗大ごみ処理施設（100t/5h）完成
平成4年 8月	城南衛生管理組合大阪湾センター（フェニックス）へ処分委託開始
5年 3月	五ヶ庄西川原に古紙類のストックヤードを建設
6年 8月	城南衛生管理組合沢第1清掃工場更新工事着工
7年 4月	城南衛生管理組合 フロン回収事業を開始
9月	財団法人宇治廃棄物処理公社第3期処分地竣工
9年 2月	城南衛生管理組合沢第1清掃工場更新工事（115k1/日）完成
11年 1月	城南衛生管理組合リサイクルプラザ（43t/5h）運転開始
13年 3月	城南衛生管理組合グリーンヒル三郷山開設
4月	城南衛生管理組合粗大ごみ処理施設、奥山リユースセンターに名称変更
14年 3月	奥山埋立処分地の埋立て完了
15年 10月	城南衛生管理組合長谷山清掃工場更新工事着工
16年 10月	城南衛生管理組合沢第2清掃工場の運転停止
17年 4月	城南衛生管理組合沢第1清掃工場がクリーンピア沢に名称変更
18年 5月	城南衛生管理組合長谷山清掃工場閉鎖
9月	城南衛生管理組合クリーン21長谷山（120t/24h×2基）運転開始 城南衛生管理組合リサイクルプラザがエコ・ポート長谷山に名称変更
23年 4月	城南衛生管理組合クリーン21長谷山が灰溶融炉の稼働を停止
24年 7月	城南衛生管理組合奥山リユースセンター更新工事着工
25年 4月	宇治廃棄物処理公社の法人区分が財団法人から一般財団法人へ移行
27年 3月	城南衛生管理組合奥山リユースセンター閉鎖
4月	城南衛生管理組合リサイクルセンター長谷山（粗大ごみ処理施設60t/日、プラスチック製容器包装資源化施設17t/日）27年1月～3月の試運転を経て運転開始

27年12月	城南衛生管理組合新折居清掃工場建設工事着工
30年4月	城南衛生管理組合折居清掃工場閉鎖 城南衛生管理組合クリーンパーク折居（57.5t/24h×2炉）29年11月～ 30年3月の試運転を経て運転開始
6年7月	城南衛生管理組合本庁を八幡市から宇治市のクリーンパーク折居新事務所 棟へ移転

⑦ その他（し尿処理・料金改定など）	
昭和30年2月	し尿のくみとり制実施
32年7月	宇治市環境衛生連合会発足
37年7月	宇治市外4町し尿処理組合設立
39年11月	宇治市外4町し尿処理組合を城南衛生管理組合と名称変更 し尿処理手数料を制定（以降、昭和45年4月、50年4月、53年4月、56 年4月、59年4月、平成8年4月に改定）
45年4月	し尿収集を許可制から委託制に切替える
52年7月	財団法人宇治廃棄物処理公社設立
10月	宇治市清掃問題懇談会発足
56年4月	城南衛生管理組合に井手町加入（3市3町構成となる）
61年8月	財団法人宇治廃棄物処理公社処分料金改定
平成元年11月	リサイクル事業（缶・びん）の選別業務等を社会福祉法人天ヶ瀬学園に依頼
4年11月	宇治市ごみ減量化促進協議会を設置
5年2月	コンポストモニター制度実施
6年11月	宇治市ごみ減量化促進協議会が「ごみ減量と資源化方策」を市長に提言
7年10月	財団法人宇治廃棄物処理公社処分料金改定
8年3月	宇治市ごみ減量化推進協議会を設置
4月	家庭系し尿処理手数料について、人頭制から世帯制へ改定 リサイクル事業（缶）の選別業務等を社会福祉法人天ヶ瀬学園に依頼 紙パックの選別業務等を社会福祉法人宇治共同作業所・同胞の家に依頼
9年12月	財団法人宇治廃棄物処理公社搬入基準の見直し（排出先確認の導入）
10年4月	財団法人宇治廃棄物処理公社処分料金改定
11月	宇治市廃棄物減量等推進審議会を設置
13年4月	財団法人宇治廃棄物処理公社搬入基準の見直し （排出先確認の廃止、市販マニフェスト採用等）
14年4月	財団法人宇治廃棄物処理公社祝日開場の開始
15年4月	城南衛生管理組合ごみ処理手数料改定 財団法人宇治廃棄物処理公社処分料金改定
19年4月	財団法人宇治廃棄物処理公社処分料金改定（非飛散性アスベスト料金追加）
20年8月	同胞の家の紙パック選別業務等を特定非営利法人こもれびに依頼
27年1月	リサイクル事業（缶）の選別業務等を社会福祉法人宇治東福祉会に依頼
4月	一般財団法人宇治廃棄物処理公社処分料金改定
令和5年4月	一般財団法人宇治廃棄物処理公社処分料金改定
令和6年4月	城南衛生管理組合し尿処理手数料改定

2 啓発事業

(1) 環境教育等

地球環境への負荷を低減するために、循環型社会の形成に向けての取り組みとして未来の社会を担う子供たち等を対象に環境教育を行っています。

ア 環境教育

保育園児・幼稚園児には、ものを大切にすることやごみの分別を題材とした紙芝居を通して学んでもらい、小学校4年生には社会科の授業の一環として、ごみ問題の現状、限りある資源の有効利用、ごみの減量、分別収集の重要性についての理解を深めてもらっています。収集作業の実演や塵芥収集車の構造学習等を通じて、子供たちに環境問題をより身近に感じてもらえるよう工夫しています。また、平成30年度から中学生を対象に加えています。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症予防のため、いくつかの学校と園で事業を中止しましたが、令和5年度は、以前通りの平常時に戻っています。

表 5-1-2 環境教育実施状況

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
保育所・幼稚園	23園	27園	29園	34園	31園
小学校	16校	19校	21校	21校	21校
中学校	1校	3校	3校	4校	5校



幼稚園での環境教育



小学校での環境教育



中学校での環境教育

イ 出前講座

ごみ減量やリサイクルの大切さを伝えるため、随時、町内会・自治会等の要望に応じて、ごみの分別方法等についての説明会を行っています。



出前講座の様子

(2) ごみ収集カレンダーの配布

過去に実施した市民アンケート等で要望の多かった「ごみ収集カレンダー」を作成し、町内会等を通じて各世帯に配布しました。「ごみ収集カレンダー」はごみの収集日程をカレンダー形式で記載しており、排出日の誤りを減少させる効果が期待できます。



ごみ収集カレンダー

3 安全衛生

清掃事業を円滑に運営していくためには、安全な作業環境と職員の健康管理に留意することが不可欠です。本市においては、労働安全衛生法に基づき宇治市職員安全衛生管理規則(昭和62年7月17日公布)を定め、昭和62年7月30日に安全衛生委員会を設置し、市職員の安全及び衛生の確保に係る諸課題に取り組んでいます。

(1) 安全衛生委員会環境政策小委員会メンバー

行政代表委員	5名
労働組合代表委員	5名
安全管理者	1名
衛生管理者	2名

(2) 安全対策

ア 作業上の事故防止及び安全に関する指導・研修

- (ア) 始業前口頭伝達
- (イ) 始業前のストレッチ体操の実施
- (ウ) 塵芥車等に救急薬品を常備
- (エ) 研修

イ 小委員会での活動内容

- (ア) 作業の安全性向上について(調査・研究・職場巡視)
- (イ) 安全衛生教育について
- (ウ) 健康診断について
- (エ) 事故の原因調査及び再発防止対策について
- (オ) 職員の健康保持増進対策について

ウ 今までの実績

- (ア) 職場アンケート調査に基づく職場環境の改善
- (イ) 安全作業・安全運転の手引書(作業マニュアル)作成
- (ウ) 感染症防止について関係医療機関に協力を要請

4 宇治市廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の減量等に関する事項の審議機関として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、平成10年11月に「宇治市廃棄物減量等推進審議会」を設置しました。知識経験者、市民の代表者、事業者の代表者等を審議会委員に委嘱しています。

5 財政

(1) 清掃事業費当初予算

ア 歳出

表 5-1-3 清掃事業当初予算（歳出）

（単位：円）

目	節	4年度	5年度	6年度
清掃総務費	報酬	142,000	142,000	142,000
	給料	358,835,000	365,731,000	363,272,000
	職員手当等	253,667,000	264,508,000	260,847,000
	共済費	128,017,000	134,129,000	134,411,000
	旅費	31,000	32,000	22,000
	委託料	46,000	46,000	0
	負担金補助及び交付金	121,000	121,000	121,000
	（小計）	740,859,000	764,709,000	758,815,000
塵芥処理費	報酬	2,221,000	2,262,000	2,424,000
	報償費	37,500,000	36,500,000	35,500,000
	旅費	64,000	64,000	64,000
	需用費	25,046,000	25,920,000	27,512,000
	役務費	1,590,000	1,628,000	1,674,000
	委託料	361,736,000	360,337,000	358,111,000
	使用料及び賃借料	12,000	4,000	4,000
	原材料費	44,000	44,000	44,000
	備品購入費	36,100,000	7,600,000	25,300,000
	負担金補助及び交付金	1,422,119,000	1,408,209,000	1,407,321,000
	（小計）	1,886,432,000	1,842,568,000	1,857,954,000
対環境策費	需用費	0	617,000	617,000
	（小計）	0	617,000	617,000
処理費尿	負担金補助及び交付金	286,970,000	336,545,000	260,877,000
	（小計）	286,970,000	336,545,000	260,877,000
合計		2,914,261,000	2,944,439,000	2,878,263,000
一般会計予算額		66,830,000,000	68,360,000,000	74,280,000,000

イ 歳入

表 5-1-4 清掃事業当初予算（歳入）

（単位：円）

項	目	4年度	5年度	6年度
使用料	清掃使用料	0	0	0
手数料	衛生手数料	8,146,000	8,642,000	8,527,000
府補助金	総務費府補助金	0	0	0
雑入	雑入	294,000	1,755,000	2,164,000
合計		8,440,000	10,397,000	10,691,000

(2) 清掃事業費決算額

ア 歳出

表 5-1-5 清掃事業費決算額 (歳出)

(単位:円)

目	節	4年度	5年度	6年度	対前年 増減率
清掃 総務費	報酬	0	92,000	92,000	0.00%
	給料	360,934,482	357,060,357	360,541,675	0.97%
	職員手当等	259,473,897	258,192,717	264,993,223	2.63%
	共済費	128,696,270	127,427,890	125,557,190	-1.47%
	旅費	33,500	28,460	32,440	13.98%
	委託料	0	0	0	-
	負担金補助及び交付金	116,000	116,000	116,000	0.00%
	(小計)	749,254,149	742,917,424	751,332,528	1.13%
塵芥 処理費	報酬	2,120,501	2,229,627	2,212,632	-0.76%
	報償費	31,376,415	26,252,200	26,418,200	0.63%
	旅費	21,370	13,300	10,400	-21.80%
	需用費	30,604,028	28,652,020	34,124,934	19.10%
	役務費	1,520,111	1,490,011	2,213,794	48.58%
	委託料	357,269,302	357,272,314	357,533,420	0.07%
	使用料及び賃借料	203,959	580,099	987,095	70.16%
	原材料費	44,000	44,000	44,000	0.00%
	備品購入費	6,317,740	2,702,754	25,690,265	850.52%
	負担金補助及び交付金	1,395,380,392	1,348,878,580	1,412,886,532	4.75%
	(小計)	1,824,857,818	1,768,114,905	1,862,121,272	5.32%
対環 策費 境	需用費	0	617,000	496,315	-19.56%
	使用料及び賃借料	0	0	2,620	-
	(小計)	0	617,000	498,935	-19.14%
処し 理費 尿	負担金補助及び交付金	269,490,000	299,884,000	249,566,000	-16.78%
	(小計)	269,490,000	299,884,000	249,566,000	-16.78%
	合計	2,843,601,967	2,811,533,329	2,863,518,735	1.85%
	一般会計決算額	70,348,347,070	72,146,262,298	77,189,984,352	6.99%

イ 歳入

表 5-1-6 清掃事業費決算額 (歳入)

(単位:円)

項	目	4年度	5年度	6年度	対前年 増減率
使用料	清掃使用料	0	0	10,500	-
手数料	衛生手数料	8,568,450	7,532,650	7,657,200	1.65%
府補助金	総務費府補助金	0	300,000	0	-100.00%
雑入	雑入	5,251,663	2,193,860	4,599,983	109.68%
	合計	13,820,113	10,026,510	12,267,683	22.35%

図 5-1-1 令和 6 年度清掃事業費当初予算額

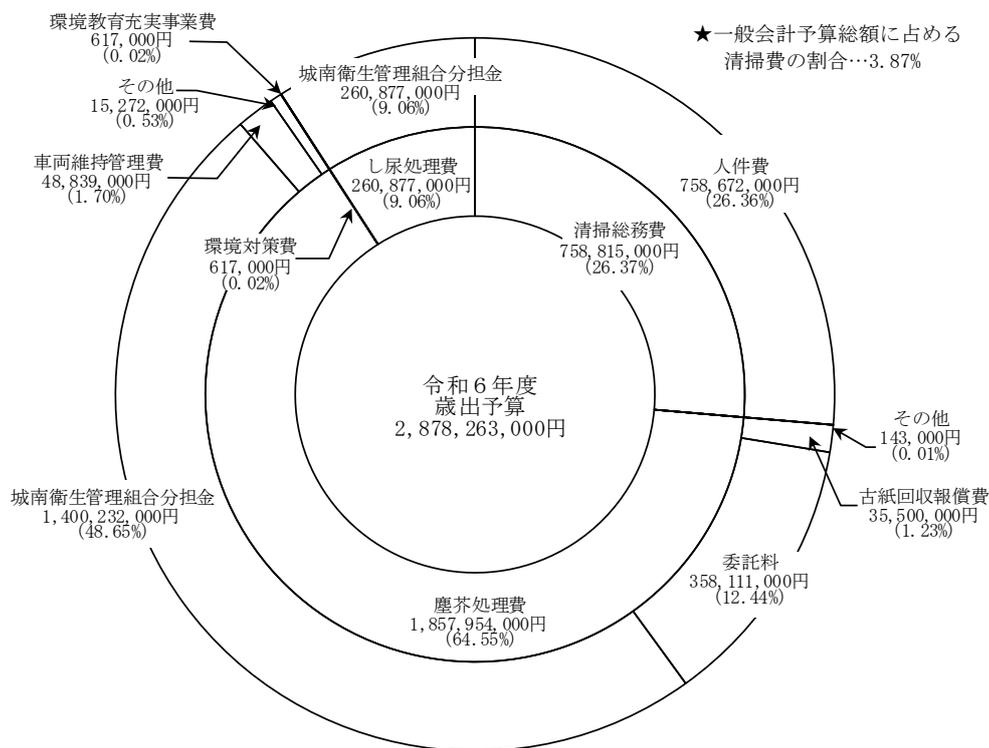
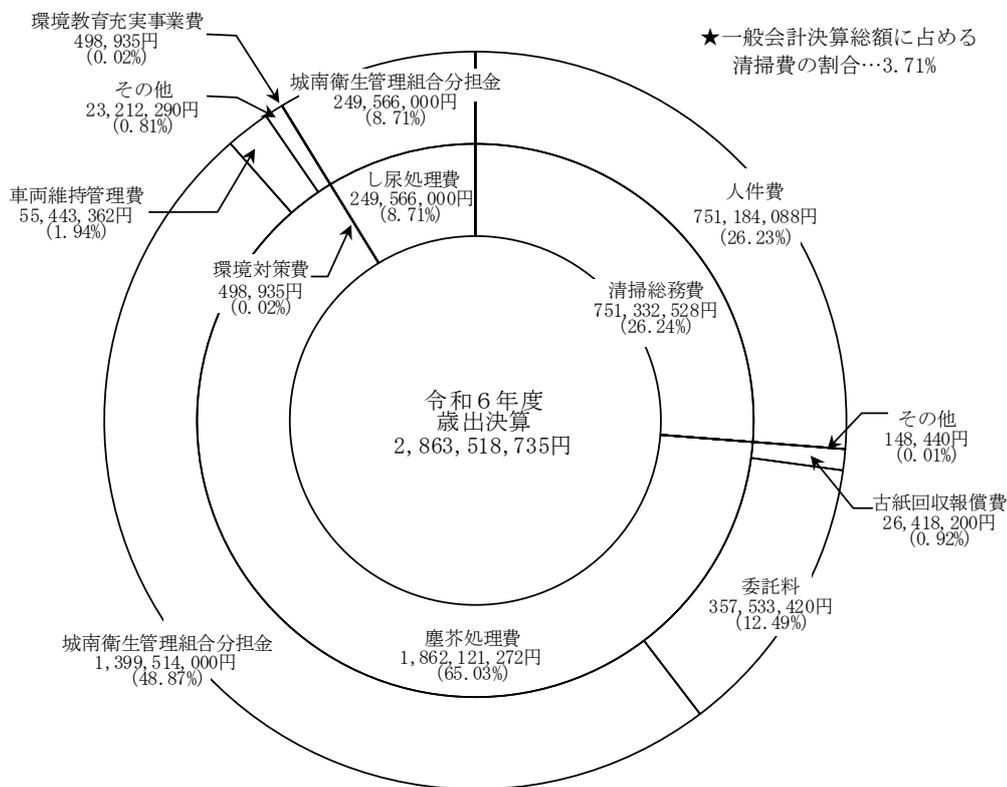


図 5-1-2 令和 6 年度清掃事業費決算額



令和6年度ごみ処理費用及び原価

ア 経費構成

表 5-1-7 ごみ処理費用経費構成 (単位：円)

収集・運搬部門	1,171,977,920	44.84%	…a
処理・処部門	1,441,974,815	55.16%	…b
収集処理経費 (a+b)	2,613,952,735	(環境対策費+清掃総務費+塵芥処理費)	…c

イ 収集量 (自己搬入・集団回収を除く)

表 5-1-8 収集量一覧 (単位：t)

可燃物	21,044.68	一般・臨時収集	21,044.68
不燃物	5,100.31	一般収集	4,622.41
		臨時収集	452.96
		溝土	24.94
資源物	3,784.22	古紙回収	225.00
		紙パック	12.42
		缶	202.75
		びん	936.51
		ペットボトル	596.97
		廃乾電池	42.67
		プラマーク	1,694.45
		剪定枝	26.84
		廃家電	12.90
		てんぷら油	10.02
		ペットボトルキャップ	2.05
		蛍光管	1.19
		小型家電	20.21
		使用済インクカートリッジ	0.24
合計			29,929.21 …d

ウ 処理量

表 5-1-9 処理量一覧 (単位：t)

可燃物	30,853.91	直営収集	9,441.31
		委託収集	11,603.37
		自己搬入・許可搬入	9,809.23
不燃物	5,603.70	直営収集	452.96
		委託収集	4,647.35
		自己搬入	503.39
資源物	9,510.24	直営収集	1,889.24
		委託収集	1,894.98
		自己搬入・許可搬入	442.38
		集団回収	5,283.64
合計			45,967.85 …e

注 市民依頼分の廃家電については、環境省 一般廃棄物処理事業実態調査の単位重量を用いる

エ 原価

表 5-1-10 原価一覧

収集運搬経費	1 t 当り a/d	39,158 円
	1人当り a/人口	6,516 円/年(543 円/月)
	1世帯当り a/世帯	13,585 円/年(1,132 円/月)
処理処分経費	1 t 当り b/e	31,369 円
	1人当り b/人口	8,017 円/年(668 円/月)
	1世帯当り b/世帯	16,715 円/年(1,393 円/月)
収集運搬処理経費	1人当り c/人口	14,533 円/年(1,211 円/月)
	1世帯当り c/世帯	30,300 円/年(2,525 円/月)

(備考) 人口、世帯は令和6年10月1日現在(179,860人 86,268世帯)

オ 原価の推移

表 5-1-11 原価の推移

(単位：円)

項目	年度	令和4年度	5年度	6年度
1 t あたり	収集運搬経費	35,320	36,774	39,158
	対前年増減率 (%)	4.03	4.12	6.48
	処理処分経費	28,789	29,435	31,369
	対前年増減率 (%)	5.19	2.24	6.57
	収集運搬処理経費	64,109	66,209	70,527
	対前年増減率 (%)	4.55	3.28	6.52
1 人あたり	収集運搬経費	6,275	6,256	6,516
	対前年増減率 (%)	1.28	-0.30	4.16
	処理処分経費	7,831	7,598	8,017
	対前年増減率 (%)	5.61	-2.98	5.51
	収集運搬処理経費	14,106	13,854	14,533
	対前年増減率 (%)	3.64	-1.79	4.90

第2章 ごみ処理

1 処理計画

(1) 宇治市第3次ごみ処理基本計画

21世紀に生きる私たちには、かけがえのない地球環境を守り、未来の子ども達へと引き継ぐ義務があります。循環型社会の形成に向けて、取り組みを進めていくために、平成31年3月に「宇治市第3次ごみ処理基本計画」を策定しました。

ア 基本理念

共生の環～未来のために循環型社会を目指して～

イ 基本方針

(ア) 市民、事業者、行政の連携・協働による3Rの推進

(イ) 効率的かつ安定的なごみ処理システムの構築

(ウ) ごみの適正処理の推進

ウ ごみ減量化チャレンジ目標

表 5-2-1 ごみ減量化チャレンジ目標

目標年度	令和10年度
基準年度	平成29年度
家庭系ごみ	可燃ごみ及び不燃ごみの1人1日あたり平均排出量を8%削減 (平成29年度実績 436g/人・日→目標 400g/人・日)
事業系ごみ	1日あたり平均排出量を8%削減 (平成29年度実績 35.2t/日→目標 33.7t/日)
リサイクル率	25% (平成29年度実績 22.3%)
スローガン	考えよう! ごみの減量 宇治市の未来

エ 計画期間

令和元年度から概ね10年間

(2) ごみ減量化チャレンジ目標達成状況

表 5-2-2 ごみ減量化チャレンジ目標達成状況

目標値	基準年度	実績		目標年度
	平成29年度	令和5年度	令和6年度	令和10年度
(1)家庭系ごみ(g/人・日)	436	413	404	400
(2)事業系ごみ(t/日)	35.2	27.9	28.3	33.7
(3)リサイクル率(%)	22.3	19.6	20.1	25.0

図 5-2-1 家庭系ごみの目標値と実績

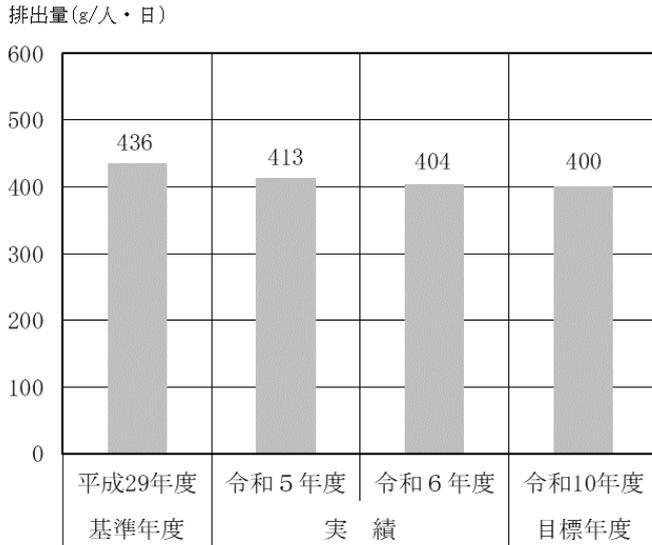


図 5-2-2 事業系ごみの目標値と実績

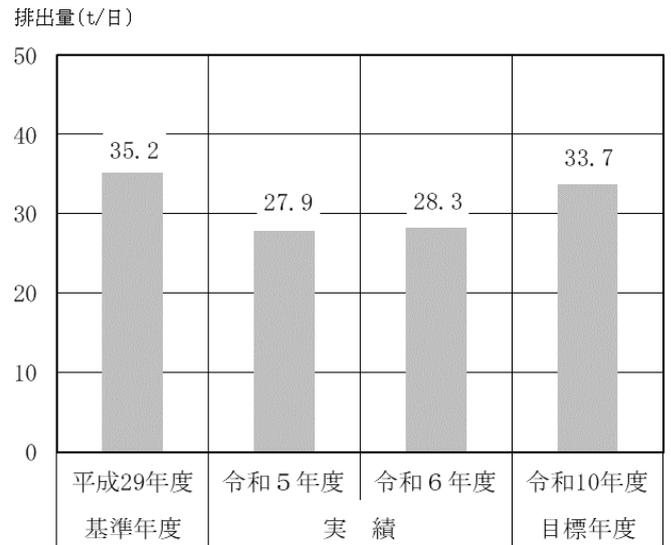
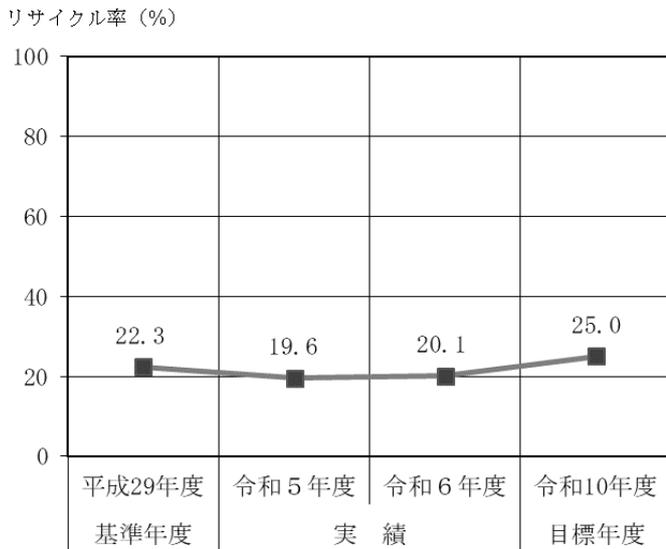


図 5-2-3 リサイクル率の目標値と実績



(3) 令和6年度一般廃棄物処理実施計画

表 5-2-3 令和6年度一般廃棄物処理実施計画

種 類		量	
ごみ	家庭系ごみ	可燃ごみ	23,458 t/年
		不燃ごみ	6,299 t/年
		(小計)	29,757 t/年
ごみ	事業系ごみ	可燃ごみ	9,840 t/年
		不燃ごみ	766 t/年
		(小計)	10,606 t/年
資源ごみ	資源ごみ	容器包装廃棄物	4,890 t/年
		その他資源ごみ	6,266 t/年
		(小計)	11,156 t/年
合 計		51,519 t/年	

(3) 収集運搬体制（令和6年度）

表 5-2-4 家庭系ごみ収集運搬体制（令和6年度）

区 分	収集形態	料金	収集回数	摘 要	
もえるごみ	直営（定点） 委託（定点）	無料	週 2 回	生ごみ、紙類、布類 落ち葉、草、木切れ等	
もえないごみ	直営（定点） 委託（定点）		週 1 回	金属類、プラスチック、陶器 小型家具、ガラス、灰等	
スプレー缶	直営（定点） 委託（定点）		週 1 回	もえないごみ収集時に別途回収	
資源ごみ	缶		直営（定点） 委託（定点）	月 2 回	飲み物・食べ物のアルミ缶・スチール缶
	びん ペットボトル		直営（定点） 委託（定点）	2 週 1 回	飲み物・食べ物のびん、ペットボトル 同じ日に別々の袋に入れて排出する
	プラマーク		直営（定点）	週 1 回	プラスチック製容器包装
	てんぷら油		直営 (拠点/11箇所)	週 1 回	植物性の油
	ペットボトルキャップ				飲料水等のペットボトルキャップ
	蛍光管				直管蛍光管・環形蛍光管
	小型家電 (リチウムイオン電池等を含む)				40 cm×20 cmの投入口に入る小型家電（36品目）及びリチウムイオン電池等の充電式電池
	使用済インクカートリッジ	全メーカーの家庭用プリンターのインクカートリッジ			
	紙パック	直営 (拠点/60箇所)	週 1 回	飲み物の紙パック（アルミコーティングされていないもの）	
乾電池	直営（定点） 委託（定点）	週 2 回	もえるごみ収集時に別途回収		
臨時ごみ	直営（戸別）	有料	随 時	一時多量ごみ、大型ごみ等 料金 250 円/100 ㍻毎	
古紙回収 (新聞、雑誌、雑がみ、 段ボール、古布)	直営・委託 または 自治会等 (指定箇所)	—	月 1 回 以上	古紙回収について、民間業者と契約して宇治市と協定を結んだ自治会等に対して、報償金（5 円/kg）を支払う	
犬・猫等の死体	直営（戸別） 委託	有料	随 時	収集 犬…3,300 円（1 体） 猫等…2,200 円（1 体） 持込 犬…2,200 円（1 体） 猫等…1,100 円（1 体） ※飼い主のいない犬・猫等は無料	
溝 土	委託 (指定箇所)	無料	週 2 回	専用容器を木・金曜日に配達して、町内会等で清掃後に月・火曜日に回収	
廃家電 (義務外品)	直営（戸別）	有料	週 1 回	テレビ(液晶式・プラズマ式 H21.4 より)、冷蔵庫(冷凍庫 H16.4 より)、洗濯機(衣類乾燥機 H21.4 より)、エアコン リサイクル料金払込み後、宇治市が収集運搬料金 3,300 円（1 台）で収集	
廃パソコン (メーカー不存在)	直営（戸別）	有料	随 時	家庭系パソコンの回収再資源化料金及び収集運搬料金 デスクトップパソコン本体・ノートブックパソコン・液晶ディスプレイ…4,400 円/台 CRTディスプレイ…5,500 円/台	

(備考) ふれあい収集は別途体制

(4) 保有車両（直営）

表 5-2-5 保有車両一覧（直営）

用途区分	車種	台数	備考
もえるごみ・プラマーク収集 （一部缶、乾電池、死獣収集 を含む）	2 t 塵芥車	21	回転板式・圧縮板式
	小型ダンプ車	2	
	2 t 塵芥車	1	圧縮板・コンテナ式
もえないごみ収集 （臨時ごみ）	4 t 塵芥車	1	圧縮板式
	2 t 塵芥車	1	圧縮板式
	2 t ダンプ車	1	パワーゲート架装
拠点回収	2 t トラック	1	パワーゲート架装
	小型トラック	1	パワーゲート架装
ふれあい収集	2 t トラック	2	パワーゲート架装
その他	軽ダンプ車	5	
合計		36	

※環境教育用塵芥車（1台）を除く



2 t 塵芥車



4 t 塵芥車



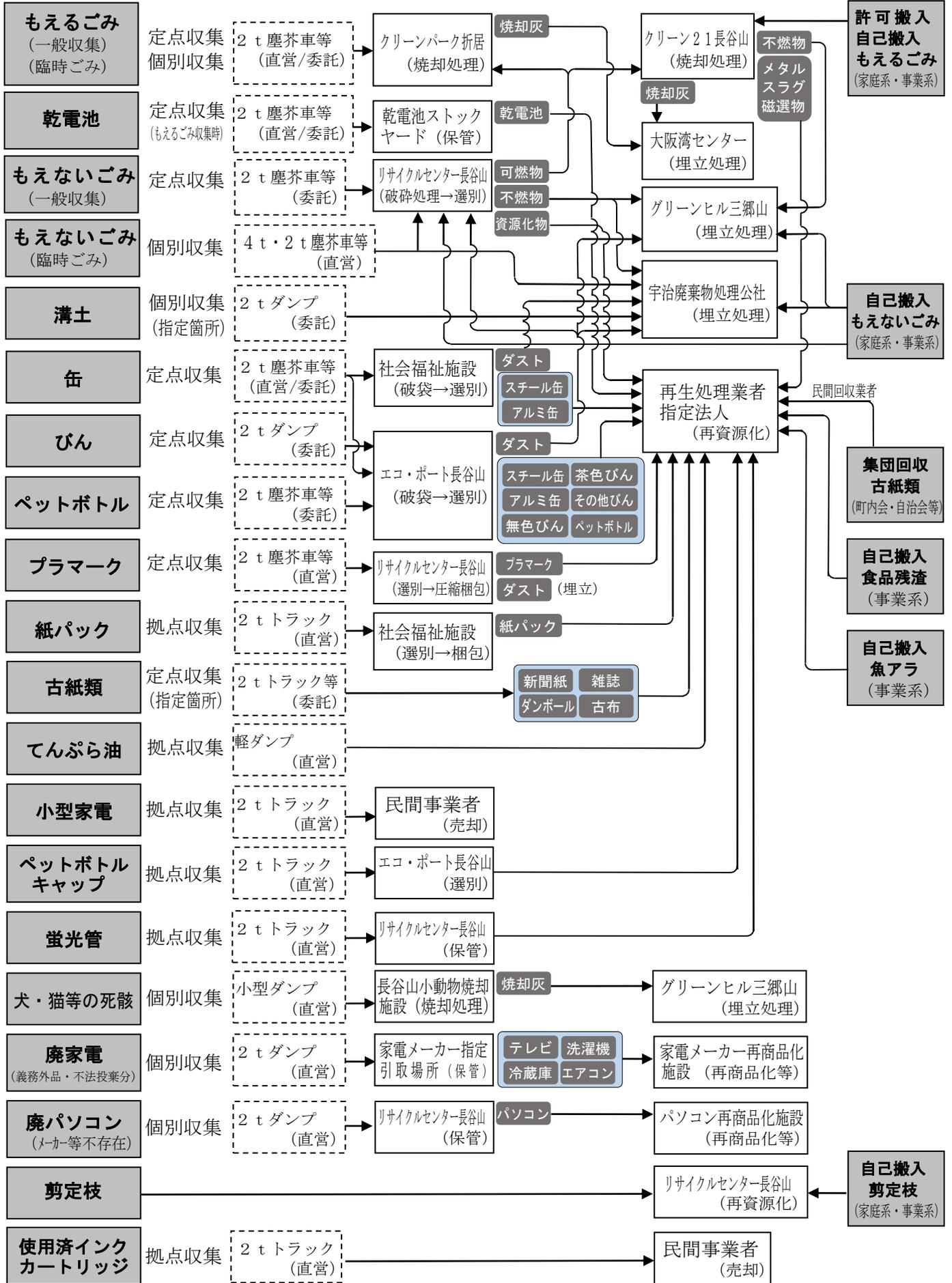
ふれあい収集用 2 t トラック



軽ダンプ車

【市収集家庭系ごみ】

【自己搬入・
集団回収等】



2 処理実績

(1) もえるごみ

表 5-2-6 処理実績 (もえるごみ)

項 目		年 度				
		令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 収集対象人口 (人)		185,203	183,865	182,488	181,292	179,860
② 稼動日数 (日)		259	259	259	258	259
③市収集量(t)	(a)家庭系 (一般・臨時)	24,173.74	23,653.47	22,984.53	21,758.64	21,044.68
	(b)事業系 (一般・臨時)					
	計	24,173.74	23,653.47	22,984.53	21,758.64	21,044.68
④1日当たり 収集量(t)	(a)家庭系 (一般・臨時)	93.33	91.33	88.74	84.34	81.25
	(b)事業系 (一般・臨時)					
	計	93.33	91.33	88.74	84.34	81.25
⑤住民1人1日当たり排出量 (g)		357.60	352.45	345.07	327.92	320.56
⑥収集対象人口 の伸び	対前年比 (%)		-0.72	-0.75	-0.66	-0.79
	指 数	100.00	99.28	98.53	97.89	97.12
⑦年間市収集量 の伸び	対前年比 (%)		-2.15	-2.83	-5.33	-3.28
	指 数	100.00	97.85	95.08	90.01	87.06
⑧住民1人1日 当たり排出量 の伸び	対前年比 (%)		-1.44	-2.09	-4.97	-2.24
	指 数	100.00	98.56	96.50	91.70	89.64

(備考) 1. 人口は、毎年10月1日現在

2. 計算式 ④=③÷②, ⑤=③(a)÷①÷365(366)日

3. ⑤は事業系を除く。

4. 指数は令和2年度を100とする。

5. 古紙回収量を除く。

6. ③(a)には死獣(小動物)処理量を含む。

7. 事業系もえるごみの市直営収集は、令和元年度をもって終了した。



(2) もえないごみ

表 5-2-7 処理実績 (もえないごみ)

項目		年度	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
①収集対象人口(人)			185,203	183,865	182,488	181,292	179,860	
②稼働日数 (日)	委託	(a)一般家庭系	258	258	258	257	257	
		(b)臨時ごみ	259	259	259	258	259	
	直営	(c)定期事業系						
③市収集量 (t)	直・委	(a)一般家庭系	6,416.27	5,344.61	4,879.60	4,641.68	4,622.41	
		直営	(b)臨時(家庭系) ごみ(事業系)	468.18	404.20	430.54	522.74	452.96
			(c)定期事業系					
	委託	(d)溝土回収	26.79	25.24	31.51	24.19	24.94	
	計			6,911.24	5,774.05	5,341.65	5,188.61	5,100.31
④自己搬入量(t)		(a)自衛隊	8.21	7.38	7.21	4.56	0.00	
		(b)家庭系	557.29	569.44	583.35	496.66	430.91	
⑤1日当たり 収集量 (t)	直・委	(a)一般家庭系	24.87	20.72	18.91	18.06	17.99	
		直営	(b)臨時(家庭系) ごみ(事業系)	1.81	1.56	1.66	2.03	1.75
	(c)定期事業系							
	計			26.68	22.28	20.57	20.09	19.74
⑥住民1人1日当たり排出量(g)			110.21	94.26	88.59	85.39	83.87	
⑦収集対象人口 の伸び	対前年比(%)			-0.72	-0.75	-0.66	-0.79	
	指数		100.00	99.28	98.53	97.89	97.12	
⑧年間市収集量 の伸び	対前年比(%)			-16.45	-7.49	-2.87	-1.70	
	指数		100.00	83.55	77.29	75.07	73.80	
⑨住民1人1日当 たり排出量の伸び	対前年比(%)			-14.47	-6.02	-3.61	-1.78	
	指数		100.00	85.53	80.38	77.48	76.10	

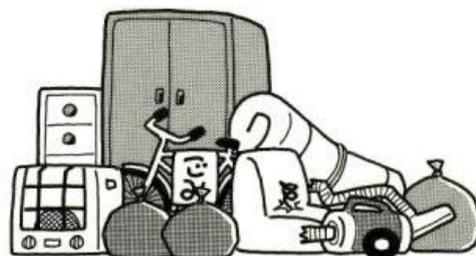
(備考) 1. 人口は、毎年10月1日現在

2. 計算式 ⑤=③÷②, ⑥=[③の(a)+③(b)(家庭系)+④]÷①÷365(366)日

3. ⑥は事業系を除く。

4. 指数は令和2年度を100とする。

5. 事業系もえないごみの市直営収集は、令和元年度をもって終了した。



(3) 可燃ごみ ごみ質調査

ア 組成分析 (乾燥重量)

表 5-2-8 可燃ごみの組成分析

(単位 : %)

品目	年度	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
可燃物		72.26	75.72	74.46	77.11	79.23
紙類		37.65	43.62	47.25	47.01	50.70
厨芥類		5.72	9.66	11.38	9.64	7.77
繊維類		14.31	9.11	6.86	9.70	9.27
草木類		9.49	10.88	7.06	8.66	9.78
雑物 (5mm以上)		5.09	2.45	1.91	2.10	1.71
焼却不適物		23.19	18.74	20.85	17.85	17.04
ビニール・プラスチック類		21.68	18.58	19.90	17.74	16.84
ゴム類等		1.51	0.16	0.95	0.11	0.20
不燃物		4.55	5.54	4.69	5.04	3.73
金属類		0.36	1.53	1.88	1.29	0.74
ガラス・石類		0.16	0.58	0.93	1.33	0.48
雑物 (5mm以下)		4.03	3.43	1.88	2.42	2.51
合計		100	100	100	100	100

イ 成分分析 (含水率)

表 5-2-9 可燃ごみの成分分析

(単位 : %)

区分	年度	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
水分		43.50	46.39	48.01	48.00	46.10
可燃物		50.59	46.73	46.11	45.64	48.26
灰分		5.91	6.88	5.88	6.36	5.64
合計		100	100	100	100	100

(4) 死獣（小動物）処理

市民の動物愛護の要望や飼主の心情を考慮して「宇治市斎場」に「動物専用炉」を併置し、昭和59年4月以降、回収後に火葬処理してまいりました。その後、平成10年10月からは、城南衛生管理組合の「小動物焼却施設」にて処理を行っています。

表 5-2-10 死獣（小動物）処理数 (単位：匹)

項目	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
総処理数		1,096	1,011	957	931	904
犬	飼犬	141	121	135	135	105
	野良犬	1	0	6	0	3
	(小計)	142	121	141	135	108
猫 小動物	飼猫等	218	216	239	214	224
	野良猫等	736	674	577	582	572
	(小計)	954	890	816	796	796
その他	(小計)	954	890	816	796	796

(5) 溝土回収

町内会・自治会等が溝掃除を実施する際は、事前の申し込みにより「溝土回収容器」を貸し出して、掃除の実施後に回収しています。

表 5-2-11 溝土回収量 (単位：t)

項目	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
収集量		26.79	25.24	31.51	24.19	24.94
受付件数 (件)		513	356	342	304	297



(6) 乾電池回収

廃乾電池は昭和59年11月から、分別収集をおこなっており、『もえるごみ』の収集日に乾電池だけを、別の中身の見える袋で出してもらい、収集車の横の回収箱に集めています。回収後、専門処理工場で適正処理・再資源化しています。

表 5-2-12 乾電池回収量 (単位：t)

項目	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
収集量		45.76	42.82	42.19	41.70	42.67

(7) ごみ処理量 令和6年度実績

図5-2-5 令和6年度ごみ処理量

ごみ種別 排出主体・品目	排出量	搬入主体		処理主体	
		収集・搬入量	搬入量	処理量	処理量
もえるごみ(家庭系)		市直管収集		クリーンパーク折居(焼却)	
一般家庭	21,040.21	一般家庭	9,436.84	一般家庭	22,682.06
		委託業者収集		一般家庭	21,039.13
		一般家庭	11,603.37	(リサ長谷山→破碎可燃)	1,642.93
				焼却灰	3,915.95
				ばいじん	2,689.55
				ばいじん	1,226.40
もえるごみ(事業系)		許可搬入・自己搬入		クリーン21長谷山(焼却)	
許可搬入・自己搬入分	9,809.23	許可搬入・自己搬入分	9,809.23	一般家庭	12,143.33
				一般家庭	1.08
				許可搬入・自己搬入分	9,809.23
				(リサ長谷山→破碎可燃)	2,310.63
				(リサ長谷山→処理困難)	22.39
				資源化	
				磁選物	0.42
もえないごみ(家庭系)		委託業者収集		グリーンヒル三郷山(埋立)	
一般家庭	5,038.74	一般家庭	4,602.41	一般家庭	17.14
自己搬入分	4,602.36	一般家庭	4,602.36	土砂類等(直管)	2.56
スプレー缶	20.05	スプレー缶	20.05	土砂類等(自己搬入)	14.58
				リサイクルセンター長谷山(破碎等)	
				一般家庭	5,476.44
				スプレー缶	4,602.36
				臨時ごみ	20.05
				臨時ごみ	358.38
				自己搬入分(家庭系)	369.56
				自己搬入分(事業系)	13.44
				(エコ・ポート→容器ダスト)	103.14
				(エコ・ポート→スプレー缶)	0.46
				(リサ長谷山→容器ダスト)	8.54
				(リサ長谷山→スプレー缶)	0.51
				資源化	
				鉄アルミ等	411.43
もえないごみ(臨時ごみ)		市直管収集		リサイクルセンター長谷山(選別等)	
臨時ごみ	450.40	臨時ごみ	450.40	一般家庭	5,476.44
		土砂類等	2.56	スプレー缶	4,602.36
				スプレー缶	20.05
				臨時ごみ	358.38
				自己搬入分(家庭系)	369.56
				自己搬入分(事業系)	13.44
				(エコ・ポート→容器ダスト)	103.14
				(エコ・ポート→スプレー缶)	0.46
				(リサ長谷山→容器ダスト)	8.54
				(リサ長谷山→スプレー缶)	0.51
				資源化	
				グリーンヒル三郷山(埋立)	
				不燃物等	537.78
				宇治廃棄物処理公社(埋立)	
				不燃物等	1,857.15
もえないごみ(土砂類)		自己搬入		リサイクルセンター長谷山(選別)	
土砂類等	17.14	自己搬入分(家庭系)	503.39	社会福祉施設(選別)	
		自己搬入分(事業系)	416.33	缶	67.41
		自己搬入分(事業系)	72.48	びん	13.50
		土砂類等	14.58	ペットボトル	7.79
				紙パック	12.42
				ブラマク	1,694.45
				剪定枝	26.84
				資源化	
				ブラマク	1,287.18
もえないごみ(事業系)		自己搬入		社会福祉施設(選別)	
自己搬入分	72.48	自己搬入分(家庭系)	416.33	缶	67.41
		自己搬入分(事業系)	72.48	紙パック	12.42
		土砂類等	14.58	資源化	
				紙パック	12.42
				資源化	
				缶	67.41
溝土		委託業者収集		社会福祉施設(選別)	
溝土	24.94	溝土	24.94	紙パック	12.42
				資源化	
				紙パック	12.42
				資源化	
				缶	67.41
				びん	13.50
				ペットボトル	7.79
				紙パック	12.42
				ブラマク	1,694.45
				剪定枝	26.84
				資源化	
				缶	114.25
				びん	507.58
				ペットボトル	526.55
				ペットボトルキャップ(選別後)	6.00
				ペットボトルキャップ(拠点)	2.05
				宇治廃棄物処理公社(埋立)	
				びんダスト	31.80
				三郷山埋立処分地(埋立)	
				びんダスト	12.04
				資源化	
				剪定枝	120.72
資源ごみ		市直管収集		リサイクルセンター長谷山(選別等)	
缶	202.75	缶	1,822.41	ブラマク	1,694.45
びん	936.51	びん	67.41	社会福祉施設(選別)	
ペットボトル	596.97	びん	13.50	缶	67.41
紙パック	12.42	ペットボトル	7.79	資源化	
ブラマク	1,694.45	紙パック	12.42	缶	67.41
剪定枝	122.70	ブラマク	1,694.45	資源化	
		剪定枝	26.84	紙パック	12.42
				資源化	
				缶	114.25
				びん	507.58
				ペットボトル	526.55
				ペットボトルキャップ(選別後)	6.00
				ペットボトルキャップ(拠点)	2.05
				宇治廃棄物処理公社(埋立)	
				びんダスト	31.80
				三郷山埋立処分地(埋立)	
				びんダスト	12.04
				資源化	
				剪定枝	120.72
資源ごみ(拠点)		市直管収集		リサイクルセンター長谷山(選別)	
てんぷら油	10.02	てんぷら油	33.71	エコ・ポート長谷山(選別)	
蛍光管	1.19	蛍光管	135.34	缶	135.34
ペットボトルキャップ	2.05	ペットボトルキャップ	923.01	びん	936.51
小型家電	20.21	小型家電	589.18	ペットボトル	596.97
使用済インクカートリッジ	0.24	使用済インクカートリッジ	0.24	資源化	
				缶	114.25
				びん	507.58
				ペットボトル	526.55
				ペットボトルキャップ(選別後)	6.00
				ペットボトルキャップ(拠点)	2.05
				宇治廃棄物処理公社(埋立)	
				びんダスト	31.80
				三郷山埋立処分地(埋立)	
				びんダスト	12.04
				資源化	
				剪定枝	120.72
乾電池		市直管収集		リサイクルセンター長谷山(選別)	
乾電池	42.67	乾電池	20.22	エコ・ポート長谷山(選別)	
		委託業者収集		缶	135.34
		乾電池	22.45	びん	936.51
				ペットボトル	596.97
				資源化	
				缶	114.25
				びん	507.58
				ペットボトル	526.55
				ペットボトルキャップ(選別後)	6.00
				ペットボトルキャップ(拠点)	2.05
				宇治廃棄物処理公社(埋立)	
				びんダスト	31.80
				三郷山埋立処分地(埋立)	
				びんダスト	12.04
				資源化	
				剪定枝	120.72
死獣		市直管収集(一部委託)		リサイクルセンター長谷山(選別)	
犬・猫等の死体	4.47	犬・猫等	4.47	エコ・ポート長谷山(選別)	
				缶	135.34
				びん	936.51
				ペットボトル	596.97
				資源化	
				缶	114.25
				びん	507.58
				ペットボトル	526.55
				ペットボトルキャップ(選別後)	6.00
				ペットボトルキャップ(拠点)	2.05
				宇治廃棄物処理公社(埋立)	
				びんダスト	31.80
				三郷山埋立処分地(埋立)	
				びんダスト	12.04
				資源化	
				剪定枝	120.72
古紙類		市直管収集		リサイクルセンター長谷山(選別)	
新聞紙	2,493.74	古紙類	225.00	エコ・ポート長谷山(選別)	
雑誌・雑がみ	1,378.76	古紙類	225.00	缶	135.34
段ボール	1,172.09	民間業者収集		びん	936.51
古布	464.05	古紙類	5,283.64	ペットボトル	596.97
				資源化	
				缶	114.25
				びん	507.58
				ペットボトル	526.55
				ペットボトルキャップ(選別後)	6.00
				ペットボトルキャップ(拠点)	2.05
				宇治廃棄物処理公社(埋立)	
				びんダスト	31.80
				三郷山埋立処分地(埋立)	
				びんダスト	12.04
				資源化	
				剪定枝	120.72
資源ごみ		自己搬入(事業系)		リサイクルセンター長谷山(選別)	
食品残渣	167.29	食品残渣	345.16	エコ・ポート長谷山(選別)	
魚アラ	177.87	魚アラ	167.29	缶	135.34
				びん	936.51
				ペットボトル	596.97
				資源化	
				缶	114.25
				びん	507.58
				ペットボトル	526.55
				ペットボトルキャップ(選別後)	6.00
				ペットボトルキャップ(拠点)	2.05
				宇治廃棄物処理公社(埋立)	
				びんダスト	31.80
				三郷山埋立処分地(埋立)	
				びんダスト	12.04
				資源化	
				剪定枝	120.72
資源ごみ		市直管収集		リサイクルセンター長谷山(選別)	
廃家電	12.90	廃家電	14.26	エコ・ポート長谷山(選別)	
不法投棄廃家電	1.36	不法投棄廃家電	12.90	缶	135.34
				びん	936.51
				ペットボトル	596.97
				資源化	
				缶	114.25
				びん	507.58
				ペットボトル	526.55
				ペットボトルキャップ(選別後)	6.00
				ペットボトルキャップ(拠点)	2.05
				宇治廃棄物処理公社(埋立)	
				びんダスト	31.80
				三郷山埋立処分地(埋立)	
				びんダスト	12.04
				資源化	
				指定引取場所(資源化)	14.26
				廃家電	12.90
				不法投棄廃家電	1.36

3 古紙回収事業

ごみの減量と資源の有効利用（再生利用）の促進及びごみ問題解決への社会意識の高揚を図ることで、森林資源の保護と地球環境の保全に資するため、昭和 50 年 8 月から「古紙回収事業」を実施しています。回収品目は主として新聞紙・雑誌（雑がみ含む）・ダンボール・古布等を対象としています。

当初は、宇治市と協定を結んだ自治会・町内会等の市民団体を対象に、「定点収集方式」で月 1 回、市が収集を行い、宇治再生資源事業協同組合に処理を依頼（平成 15 年度上半期まで売却処理手数料支払い）していました。

実施団体には、報償金として 1kg 当たり 5 円を交付していましたが、平成 14 年 1 月からは、民間古紙回収業者と回収契約を結んでいる市民団体も、宇治市と協定を結ぶことにより報償金の対象としました。

平成 15 年度までは、古紙回収事業を進める一方で「もえるごみ」としても収集を行っていましたが、平成 16 年度からは、「もえるごみ」として収集することを止め、民間古紙回収業者の活用を基本に古紙回収事業の全市拡大に取り組みました。なお、自治会組織等が無く古紙回収事業に取り組みない一部地域については、現在も宇治市が収集を行っていますが、報償金の支払い対象とはしていません。

表 5-2-13 古紙回収事業の概要

項目		年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
実施団体数	民間回収団体		544	543	547	547	540
古紙回収量 (kg)	行政回収		231,890	222,130	236,720	226,200	225,000
	新聞		63,940	62,490	60,440	53,400	54,300
	雑誌・雑がみ		87,820	73,070	79,290	75,710	73,790
	段ボール		66,760	72,580	79,630	79,980	81,130
	古布		13,370	13,990	17,360	17,110	15,780
	民間回収		6,390,045	5,240,330	6,275,283	5,250,440	5,283,640
	新聞		3,441,930	2,720,340	3,166,780	2,531,480	2,439,440
	雑誌・雑がみ		1,450,330	1,172,150	1,431,092	1,230,170	1,304,970
	段ボール		1,190,630	974,980	1,186,800	1,050,430	1,090,960
	古布		307,155	372,860	490,611	438,360	448,270
	合計		6,621,935	5,462,460	6,512,003	5,476,640	5,508,640
古紙回収量の伸び	対前年度比 (%)			-17.51	19.21	-15.90	0.58
	指数		100.00	82.49	98.34	82.70	83.19
報償金支払額(円)			31,950,225	26,201,650	31,376,415	26,252,200	26,418,200

(備考) 指数は令和 2 年度を 100 とする

4 リサイクル事業

ごみの減量と資源の有効利用など、市民の高まってきたリサイクル意識に応えるため、リサイクル事業の試行を昭和 61 年 8 月より開始し、その後次第に対象区域を広げて、平成 8 年度末には 36 団体、約 12,700 世帯（市内約 1 / 5 の世帯対象）で実施しました。

試行期間の収集方法は、約 30 世帯で 1 定点の排出場所を設定してもらい、その箇所に品目毎のかごを収集日前日に配布し、収集日にかごと回収する方式（一部で袋回収も実施）で、試行期間の回収量累計は缶 672.34 t、びん 1,240.16 t、紙パック 48.18 t、合計 1,960.68 t でした。

平成 9 年度からは、平成 7 年 6 月に成立した「容器包装リサイクル法」の本格施行に合わせ、本市においても全市域を対象とした分別収集を開始しました。対象品目は、法による 4 種類 7 品目の、缶（アルミ缶・スチール缶）、びん（無色・茶色・その他）、ペットボトル、紙パック（拠点回収）としました。平成 13 年度からは、発泡トレイ類の分別収集も開始しました。また、平成 24 年 3 月からは、てんぷら油、ペットボトルキャップ、蛍光管の分別収集を、平成 26 年 1 月からは小型家電の分別収集をそれぞれ拠点回収により実施しています。さらに、平成 27 年 1 月からはプラマーク（プラスチック製容器包装）の分別収集を開始しました。発泡トレイ類はプラマークにあたるため、プラマークと合わせて収集することになりました。

収集方法は、拠点回収を除いて袋回収とし、平成 24 年 10 月に導入した「指定ごみ袋制度」により、透明または白色の半透明としています。また、缶の分別・びんの色分けは中間処理段階で行い、市民の分別は求めています。

排出場所は、市内約 5,700 ヶ所のごみ収集場所、および拠点回収として紙パックは市内 60 箇所、てんぷら油、ペットボトルキャップ、蛍光管、小型家電、使用済インクカートリッジは市内 11 箇所の公共施設等としています。

収集日は、「プラマーク」（週 1 回）・「缶」（月 2 回）・「びん・ペットボトル」（2 週 1 回）としています。

表 5-2-14 年度別資源ごみ収集量 (単位：t)

項目 \ 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
缶	380.56	389.39	319.01	258.02	202.75
びん	1,085.49	1,059.45	1,034.09	965.29	936.51
ペットボトル	583.27	586.35	582.66	576.41	596.97
プラマーク	1,698.47	1,742.31	1,806.81	1,720.07	1,694.45
紙パック	16.76	14.13	12.94	15.54	12.42
てんぷら油	9.90	10.16	9.34	9.32	10.02
ペットボトルキャップ	1.96	1.81	2.04	1.96	2.05
蛍光管	1.95	1.49	1.47	1.50	1.19
小型家電	8.49	10.82	17.14	37.64	20.21
使用済インクカートリッジ	—	—	0.20	0.28	0.24
合計	3,786.85	3,815.91	3,785.70	3,586.03	3,476.81

表 5-2-15 品目別資源ごみ収集実績

項目 \ 品目	缶	びん	ペット ボトル	プラマーク	紙パック	てんぷら 油	ペット ボトル キャップ	蛍光管	小型家電	使用済 インク カート リッジ	合 計
①収集量 (t)	202.75	936.51	596.97	1,694.45	12.42	10.02	2.05	1.19	20.21	0.24	3,476.81
②資源化量 (t)	181.66	507.58	526.55	1,287.18	12.42	10.02	2.05	1.19	20.21	0.24	2,549.10
資源化率 (%)	89.60	54.20	88.20	75.96	100	100	100	100	100	100	73.32

(備考) 資源化率＝②資源化量÷①収集量

ただし、紙パック・蛍光管は資源化量を集計していない。ペットボトルキャップはエコポート長谷山、てんぷら油、小型家電、使用済インクカートリッジは宇治市役所に一時保管し、再生処理業者に搬入している。よって、これらの品目の再資源化率は100%とする。

5 家電リサイクル収集運搬事業

平成13年4月の「家電リサイクル法」の施行により、「ブラウン管式テレビ」、「エアコン」、「冷蔵庫」、「洗濯機」の4品目については、従来の「もえないごみ」で処分するのではなく、家電小売店等有料で引き取って、家電メーカーがリサイクルすることとなりました。ただし、市でも販売店の引取義務外品については、市民からの申し込みによって収集運搬を行っています。なお、平成16年4月より冷凍庫が対象品目となり、平成21年4月からは、液晶及びプラズマ式テレビ、衣類乾燥機も対象品目となり、令和6年4月1日からは有機ELテレビが対象品目となりました。

6 廃パソコン収集運搬事業

平成13年4月に「資源有効利用促進法」が改正され、パソコンメーカーに対してリデュース・リユース・リサイクルに配慮した設計が義務付けられるとともに、事業系パソコンについては、メーカー等に対して回収・再資源化の義務が課せられました。

さらに平成15年10月からは、家庭系パソコンについても、メーカー等による回収・再資源化が義務付けられるとともに、自作パソコンや倒産メーカーのパソコン（メーカー等不存パソコン）等については、「一般社団法人パソコン3R推進協会」が回収を行っています。本市でも自作パソコン等については、市民からの申し込みによって収集運搬を行っています。

なお、平成25年4月に施行された「小型家電リサイクル法」の趣旨を踏まえて、本市においては、平成26年1月から36品目の小型家電を拠点回収しており、その中には家庭系パソコンも含まれています。

表 5-2-16 廃家電及び廃パソコン収集実績

区分		年度		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
		令和 2 年度	3 年度				
テレビ	ブラウン管式	63	36	38	51	33	
	液晶・プラズマ式・有機EL	45	52	65	86	81	
エアコン		17	13	12	19	8	
冷蔵庫・冷凍庫		84	91	92	110	110	
洗濯機		91	76	78	98	93	
衣類乾燥機		0	1	0	0	0	
パソコン		0	1	0	0	0	
合計		300	270	285	364	325	

7 廃食油の回収支援事業

平成 15 年 4 月より、市内の営利を目的としない団体で、家庭から出る廃食油を自主的に回収する団体に対して、回収資材（啓発のぼり・回収ポリ容器）を無償貸与しています。

8 ふれあい収集

平成 21 年度に、介護が必要な方や身体に障害のある方など、ごみ収集場所へのごみ出しが困難な世帯に対して、玄関先での戸別ごみ収集や、希望者への声かけ（安否確認）を行う「ふれあい収集」を試行実施し、平成 22 年度より本格実施しています。

令和 2 年度からは対象者を拡大し、産後ケア事業の利用対象者が居住する世帯に対し、産前を含め新生児が満 1 歳を迎えるまで、「ふれあい収集」を実施しています。

また、令和 5 年 8 月より、要支援世帯（条件有）の利用を拡充しています。

令和 6 年度末時点で、579 世帯を収集対象としています。

9 指定ごみ袋制度

平成 24 年 10 月より、ごみ減量意識の向上、分別の徹底によるさらなる資源化の促進、排出方法の適正化と収集作業等の安全確保を目的に、指定ごみ袋制度を導入しました。市が指定するごみ袋とは、透明・白色の半透明で「中身の見える」一般に流通する市販品のごみ袋やその基準を満たしているレジ袋などです。

10 海外リユース事業

令和元年度から、ごみ減量を目的としたリユースの取り組みとして、各家庭で不要になった衣類、靴、カバン、ぬいぐるみ等を拠点回収（市内 4 箇所）し、海外でリユースしている。

表 5-2-17 海外リユース事業回収実績

区分	年度				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
回収量 (t)	57.8	75.0	70.9	61.0	58.0

第3章 し尿処理

1 処理計画

し尿に関しては収集・運搬・処理及び手数料徴収に至るまで、城南衛生管理組合が業務を行っています。

(1) 収集・運搬計画

表 5-3-1 し尿収集・運搬計画

		収集の方法	実施主体	対 象
し尿	定期収集	おおむね 20 日毎	企業委託	継続して収集をする一般家庭・事業所等
	臨時収集	申込みにより随時	企業委託	下水道工事や便槽の改造など定期収集以外で収集が必要な場合
	災害収集	市町の要請により随時	直営・企業委託	大雨等で災害・伝染病等が発生し、市町で災害を認定した場合
浄化槽汚泥		許可企業への申込みにより随時	浄化槽清掃業及び一般廃棄物処理業の許可を有するもの	浄化槽を使用するもの

(2) し尿収集委託企業

表 5-3-2 し尿収集委託企業

企 業 名	収 集 地 域
城南環境事業協同組合	管内全域

(3) 令和 6 年度し尿処理計画（宇治市）

表 5-3-3 令和 6 年度し尿処理計画

項 目	量 (k1/年)
し 尿	3,509
浄化槽汚泥	10,080
計	13,589

(4) し尿収集届及び手数料

ア し尿収集届の提出を要する事項

表 5-3-4 し尿収集の届出を要する事項一覧

	し尿収集届		
	新規	変更	廃止
届出必要事項	○転入、転居等で、新たに定期収集が必要になった場合 ※（門標の交付）	○代表者氏名・請求先の変更があった場合	○転出、転居、下水道、浄化槽設置等で、くみ取りが不要になった場合

イ し尿処理手数料

(ア) 世帯制手数料算定基準

表 5-3-5 し尿処理手数料算定基準

新規	新たに収集の届出をした場合は、届出日の属する月の翌月から手数料を徴収する。
廃止	収集を受けていた者が廃止の届出をした場合は、届出日の属する月については、手数料を徴収しない。

(イ) 手数料表

表 5-3-6 手数料表

区分	手数料内容
世帯制	1世帯につき月額900円（2箇月まとめて徴収）
従量制	90ℓまで毎に1,300円（2箇月まとめて徴収）
臨時収集	90ℓまで毎に1,300円
自己搬入	1,800ℓまで毎に19,900円

（備考）1. 世帯制は一般家庭、従量制は事業所等に適用

2. 手数料改正時期は令和6年4月請求分から適用

（臨時収集は令和6年3月30日以降の収集から適用）

2 処理実績

(1) し尿処理人口の推移（宇治市）

表 5-3-7 し尿処理人口の推移

（単位：人）

区分	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
行政区域内人口		185,203	183,865	182,488	181,292	179,860
計画処理区域内人口		185,203	183,865	182,488	181,292	179,860
計画収集人口		3,520	3,222	2,882	2,682	2,431
	世帯制	3,506	3,211	2,871	2,671	2,420
	従量制	14	11	11	11	11

（備考）人口は毎年10月1日現在

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移 (宇治市)

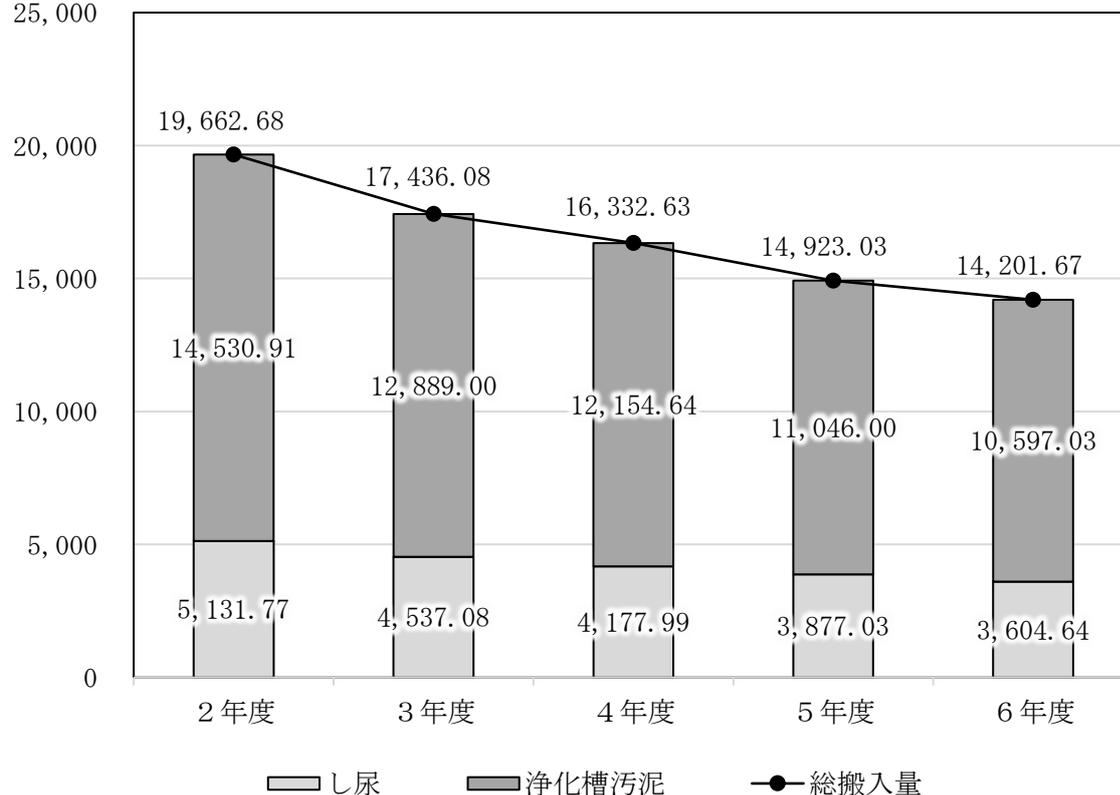
表 5-3-8 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

(単位 : k1)

項目 \ 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
総搬入量	19,662.68	17,436.08	16,332.63	14,923.03	14,201.67
し尿	5,131.77	4,537.08	4,177.99	3,877.03	3,604.64
浄化槽汚泥	14,530.91	12,889.00	12,154.64	11,046.00	10,597.03
業者搬入量	19,539.60	17,412.99	16,265.57	14,867.56	14,172.58
し尿	5,008.69	4,513.99	4,110.93	3,821.56	3,575.55
定期収集	4,663.09	4,178.55	3,808.20	3,479.07	3,257.66
臨時収集	345.60	335.44	302.73	342.49	317.89
災害収集	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
浄化槽汚泥	14,530.91	12,889.00	12,154.64	11,046.00	10,597.03
その他搬入量	123.08	23.09	67.06	55.47	29.09
直営(し尿)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
臨時等収集	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
災害収集	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
自己搬入(し尿)	123.08	23.09	67.06	55.47	29.09

表5-3-9 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

単位 : k1
25,000



第4章 城南衛生管理組合

1 概要

(1) 所在地

京都府宇治市宇治折居 18 番地

電 話 0774-34-3370

F A X 0774-34-3375

(2) 沿革

昭和 37 年に隣接する市町 1 市 4 町（当時…宇治市・城陽町・八幡町・久御山町・宇治田原町）が共同によるし尿処理組合（「宇治市外 4 町し尿処理組合」）を設立しました。

その後、昭和 39 年 11 月に「城南衛生管理組合」と改称し、昭和 43 年に長谷山清掃工場が完成し、ごみの共同処理を始めました。また、昭和 56 年 4 月 1 日からは井手町の組織加入により 3 市 3 町で構成して、現在に至っています。

(3) 業務内容

し尿処理事業・・・収集・運搬・処理・処分・手数料徴収

ごみ処理事業・・・中間処理・処分

(4) 構成市町・人口等

表 5-4-1 城南衛生管理組合の構成市町等一覧

(令和 6 年 10 月 1 日現在)

市・町名	所在地		電 話	清 掃 担 当 部 署	
	世帯数	人口	面積(km ²)	1 世帯当たり人口	人口密度(人/km ²)
宇 治 市	宇治市宇治琵琶 33		0774-22-3141	まち美化推進課	
	86,268	179,860	67.54	2.08	2,663.01
城 陽 市	城陽市寺田南堤下 1		0774-53-1400	環境課	
	35,475	73,453	32.71	2.07	2,245.58
八 幡 市	八幡市八幡園内 75		075-983-1111	環境業務課	
	34,254	68,789	24.35	2.01	2,825.01
久 御 山 町	久世郡久御山町島田ミスノ 38		075-631-6111	住民課	
	7,415	15,212	13.86	2.05	1,097.55
宇治田原町	綴喜郡宇治田原町立川坂口 18-1		0774-88-2250	建設環境課	
	3,885	8,690	58.16	2.24	149.42
井 手 町	綴喜郡井手町井手東高月 8		0774-82-2001	産業環境課	
	3,488	6,964	18.04	2.00	386.03
合 計	170,785	352,968	214.66	2.07	1,644.31

2 処理施設

(1) 焼却施設

ア 工場棟

表 5-4-2 焼却施設の概要

項目 \ 名称	クリーン 21 長谷山	クリーンパーク折居
所在地	城陽市富野長谷山 1 の 270 TEL 0774-52-3581	宇治市宇治折居 18 番地 TEL 0774-20-4799
処理対象	可燃性一般廃棄物（市町収集・許可収集・自己搬入）	可燃性一般廃棄物（市町収集）
処理方式	全連続燃焼式焼却炉 平成 23 年 4 月以降は灰溶融炉の稼働を停止	全連続燃焼式焼却炉
処理能力	120 t / 24 h × 2 炉	57.5 t / 24 h × 2 炉
敷地面積	27,287.4 m ²	30,237.5 m ²
竣工	平成 18 年 8 月	平成 30 年 3 月

イ 環境学習施設（クリーンパーク折居併設施設）

表 5-4-3 環境ふれあいひろばの概要

項目 \ 名称	環境ふれあいひろば
所在地	宇治市宇治折居 18 番地（クリーンパーク折居事務所棟 1 階） TEL 0774-34-3355
内容	<p>環境ふれあいひろば</p> <p>「環境ふれあいひろば」の主人公は、未来をつくる「こどもたち」とし、地球規模での環境学習も学習対象に加え、衣食住・健康などの身近な暮らしから楽しみながら学べるコンテンツを提供しています。</p> <p>【リユースコーナー】</p> <p>管内住民の皆さんからまだ使えるけれど不要となった品を引き取り、必要な方に譲渡しています。子ども服、スポーツ用品、食器類、学用品等幅広く取り扱っています。</p> <p>【研修室】</p> <p>環境学習全般をテーマに、セミナーやワークショップ、体験教室等を開催しています。</p> <p>【展示コーナー】</p> <p>組合各施設の廃棄物処理・リサイクルの仕組み、更には環境問題全般について、パネル等を使って幅広く紹介しています。</p> <p>【工房】</p> <p>廃ガラスや古い着物、布を使って作品を作るなどのアップサイクルが楽しめる工房があります。</p> <p>【工場棟連絡通路】</p> <p>併設するクリーンパーク折居へつながる通路。クリーンパーク折居を自由に見学できます。</p>

(2) 破砕施設

表 5-4-4 破砕施設の概要

項目	名称	リサイクルセンター長谷山（粗大ごみ処理施設）
所在地		城陽市富野長谷山1の270 TEL 0774-53-3581
処理対象		粗大ごみ、不燃性一般廃棄物等（市町収集・許可収集・自己搬入）
処理方式		二軸低速回転式＋堅型高速回転式
処理能力		60 t / 日
選別点数		5種（可燃物・不燃物・プラスチック・鉄・アルミ）
敷地面積		27,287.4m ² （クリーン21長谷山敷地内）
竣工		平成27年3月

(3) し尿処理施設

表 5-4-5 し尿処理施設の概要

項目	名称	クリーンピア沢
所在地		八幡市八幡沢1番地 TEL 075-631-5171
処理対象		し尿及び浄化槽汚泥
処理方式		前処理＋希釈＋公共下水道排水
竣工		平成9年2月

(4) 資源化施設（選別施設）

表 5-4-6 資源化施設の概要

項目	名称	エコ・ポート長谷山	リサイクルセンター長谷山 （プラスチック製容器包装資源化施設）
所在地		城陽市富野長谷山1の270 TEL 0774-53-3581	城陽市富野長谷山1の270 TEL 0774-53-3581
処理対象		缶・びん・ペットボトル・紙パック	プラスチック製容器包装
処理能力		46 t / 日	17 t / 日
敷地面積		27,287.4m ² （クリーン21長谷山敷地内）	
竣工		平成11年1月	平成27年3月

(5) 最終処分場

表 5-4-7 最終処分場の概要

項目	名称	グリーンヒル三郷山
所在地		久御山町佐古梶石1-3 TEL 0774-28-5353
処理内容		一般廃棄物最終処分場
排水処理方式		生物処理＋高度処理
排水処理能力		100m ³ / 日
埋立面積		17,000 m ²
埋立容積		200,000m ³
竣工		平成13年3月

第5章 一般財団法人 宇治廃棄物処理公社

1 概要

(1) 沿革

宇治市の清掃行政と対応して、市内から排出される不燃性一般廃棄物及び埋立可能な産業廃棄物の埋立処理を行う為に、企業の参加を得た第3セクター方式で昭和52年7月14日に京都府知事の許可により、「財団法人宇治廃棄物処理公社」を設立しました。また、昭和53年6月1日に産業廃棄物処理業の許可を得て事業を開始、平成25年4月1日より一般財団法人に移行し、今日に至っています。

(2) 業務内容

廃棄物の埋立処分業務

(3) 処理施設

表 5-5-1 処理施設の概要

項目	名称	一般財団法人 宇治廃棄物処理公社廃棄物埋立処分地
所在地		宇治市池の尾仙郷山6番地2 TEL 0774-21-4048
事業の範囲		(1)一般廃棄物 不燃ごみ・粗大ごみ (2)産業廃棄物 ①燃え殻 ②廃プラスチック類 ③紙くず ④木くず ⑤繊維くず ⑥ゴムくず ⑦金属くず ⑧ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑨鉱さい ⑩がれき類
埋立方式		コンパクターによる破碎・圧縮後、土砂とのサンドイッチ方式
排水処理		凝集沈殿、急速ろ過、活性炭吸着390m ³ /日（第3期は140m ³ /日）
埋立面積		78,479m ²
埋立容量		972,571m ³

(4) 料金表

表 5-5-2 料金表

(10kg毎 税抜)

区分	取り扱い区分	処分料金単価
一般廃棄物	家庭系	142円
	事業系	142円
産業廃棄物	廃プラスチック類を除く許可取得品目	190円
	廃プラスチック類	285円
	廃プラスチック類を除く許可取得品目の混載	238円
	廃プラスチック類を含む許可取得品目の混載	285円
	処理困難物	285円
	非飛散性アスベスト廃棄物	476円

処分料金は、取り扱い区分により、実重量に単価を乗じて得た額とする。100kg以下のときは、処分料金は料金単価に10を乗じた額とする。一般廃棄物は別途消費税が課税される。産業廃棄物は別途消費税及び京都府産業廃棄物税が課税される。

2 搬入実績

年度別搬入量

ア 一般廃棄物

表 5-5-3 一般廃棄物の年度別搬入量

(搬入量単位：t)

項 目	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件 数	搬入量	件 数	搬入量	件 数	搬入量
総 搬 入 量	2,519	3,783.44	2,429	4,145.33	2,256	4,268.92
(火災廃棄物(減免))	(93)	(221.61)	(91)	(190.80)	(85)	(225.95)
(クリーン宇治運動収集廃棄物)	(4)	(0.20)	(6)	(0.17)	(2)	(0.13)
(不法投棄他収集廃棄物)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

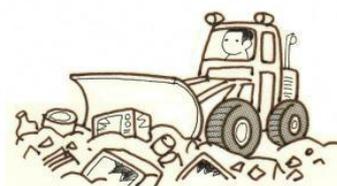
(備考) () は総搬入量の内数

イ 産業廃棄物

表 5-5-4 産業廃棄物の年度別搬入量

(搬入量単位：t)

項 目	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件 数	搬入量	件 数	搬入量	件 数	搬入量
総 搬 入 量	8,258	4,848.46	9,648	5,243.98	10,530	5,870.84
燃 え 殻	1	1.31	1	1.75	1	1.45
廃プラスチック類	297	122.97	132	33.73	121	31.57
木 く ず	9	4.39	8	3.65	9	3.18
金 属 く ず	1	0.19	0	0.00	0	0.00
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	9	7.89	7	6.57	6	5.83
が れ き 類	10	17.91	6	4.57	5	7.77
廃プラ類を除く混載	14	17.97	41	35.31	5	5.56
廃プラ類を含む混載	7,912	4,674.52	9,437	5,156.04	10,377	5,814.50
処 理 困 難 物	0	0.00	0	0.00	0	0.00
非飛散性アスベスト	5	1.31	16	2.36	6	0.98



資料

ごみの分け方・出し方



ごみの分け方・出し方 祝日・振替休日も平常どおり収集します

宇治市まち美化推進課 ☎22-3141(代)

種別	収集日	出せるもの	出し方	
もえるごみ	週2回	<p>台所のごみ 紙くず 木切れ・刈り込み 枯葉・草・花 食用油 布切れ 皮革製品の小物(金属部分を除く) たびこの吸い殻 紙おむつ 掃除機のごみ</p>	<p>台所のごみは必ず「水切り」をしてごみ袋へ 少量の本切れ・刈り込みなどはひとでくる(3束まで)いずれも径5cm以下のものを 多量の場合は臨時ごみ(有料)で ガムテープ 竹串を折って厚紙かガムテープでつむ 「もえないごみ」 掃除機のごみは小袋に入れて、ごみ袋へ 皮革製品は金属など皮以外のものを取り除く 食用油(てんぷら油など)は少量ずつ紙が布にしみ込ませるか凝固剤で固めて出す 紙おむつは汚物を取り除いてから出す 古紙類については古紙回収に出す</p>	<p>使用済み乾電池は</p> <p>透明・半透明で中身の見える袋に入れる 《乾電池》《もえるごみ》 もえるごみの日にごみと分けて出す</p>
	曜日	<p>午前地域 朝9時まで 午後地域 昼1時まで</p>	<p>《乾電池》《もえるごみ》 もえるごみの日にごみと分けて出す</p>	
もえないごみ	週1回	<p>金属類 陶磁器類 ガラス類 プラスチック製品 電球・蛍光灯 家具 電化製品 ふとん・座布団 自転車 灰 ゴム・スポンジ類 コンロ・ストーブ びしず・すたれ かさ</p>	<p>ガラス・電球・コップなどは新聞紙などに包み《割れ物》と表示して透明・白色半透明で中身の見える袋に入れる 家具は1点まで マットレスはシングルサイズまで セミダブル以上は臨時ごみ(有料)で ソファは2人掛けまで 3人掛け以上は臨時ごみ(有料)で 自転車は《ごみ》と表示する ふとん・カーペットはひとでくくり小さくする(2枚まで) 2m以内 よしず・すたれ・ものほじおは 2m以内に切りくくる 水銀を使用した体温計・血圧計等はごみに出せません まち美化推進課までお問い合わせください ライターは必ず中身を使い切る 透明・白色半透明で中身の見える袋に入れて《もえないごみ》の日に分けて出す</p>	<p>使用済みスプレー缶 カセットボンベ缶は</p> <p>必ず使い切る 穴をあけずに 透明・白色半透明で中身の見える袋に入れる 《スプレー缶》《もえないごみ》 もえないごみの日にごみと分けて出す</p>
	曜日	<p>朝9時まで</p>	<p>《スプレー缶》《もえないごみ》 もえないごみの日にごみと分けて出す</p>	

臨時ごみ(有料)

引越し、樫木せん定などの多量のごみ、通常の収集では収集できない大型・特殊はごみ(電動リクライニング付のベッド・ソファなど)、または園芸土(少量に限る)は臨時ごみ収集を申し込んでください。(有料)

① まち美化推進課に申し込む
《申し込み時には》
●氏名・住所・電話番号・出されるもの(品目・点数)を確認後、収集日を設定します。

② 収集日には
●収集車が横付けできる場所にごみを出してください(家屋内からの収集はできません)
●立会いの上、料金を支払ってください。
料金は、出されるごみの量に応じて、収集時に設定します。

犬猫等ペットの死体(有料)

ペットの死体は、有料で収集し、動物専用炉にて処理をしています。市役所への直接持込も可能です。(のら犬・猫は無料です)

収集：犬 3,300円 猫等 2,200円
持込：犬 2,200円 猫等 1,100円

ごみ袋は

- 市が指定するごみ袋(透明・白色半透明で中身の見える袋)を出してください
- 一度に出すのは2-3袋にしてください
- 片手で持てる大きさ・重さで口をしがらぐってください

ご協力を
お願いします

収集できないもの・収集しないもの

<p>タイヤ、バイク、土砂、コンクリート、危険物・処理困難物(農薬・薬品・灯油・ガソリン・オイル類・ペンキ類・火薬類・ガスボンベ)、消火器、バッテリー、産業廃棄物、建築廃棄物は収集できません。購入された店、専門の業者に相談ください。 ▶使用済みバッテリーは、購入された販売店にお渡しください。</p>	<h4>テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)・エアコン 冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機</h4> <p>●「リサイクル料金」「収集運搬料金」の支払いが必要です。 ●詳細は、まち美化推進課までお問い合わせください。</p>	<h4>パソコン</h4> <p>《本体》《ディスプレイ》《ノートブック》 メーカーに引き取りを依頼してください。 ●PCリサイクルマークの表示が無い製品については、「回収・再資源化料金」の支払いが必要となります。 ●引き取るメーカーが存在しない場合は、まち美化推進課に連絡してください。</p>	<h4>営業ごみ</h4> <p>事業所(会社・商店・飲食店・工場など)から出る営業上のごみは、市では収集しません。適正に自己処理することが義務付けられています。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------

※各種別のごみを出す際は、実際の収集時間にかかわらず、朝9時までに出してください。(もえるごみ午後地域のもえるごみを除く)

付録

環境用語の解説

市の宝木 ちゃの木



昭和56年3月1日制定

「お茶」と言えば宇治市の代名詞となっています。茶の木が市民の皆さんに
守り育てられ、宇治市の伝統産業としてさらに発展することを願って制定され
ました。

付録 環境用語の解説

◆アスベスト（石綿）

繊維状形態の蛇紋石及び角閃石鉱物を綿状にほぐしたものをいう。耐火性に優れ、化学物質による腐食にも強いため、住宅の断熱材等に使用されてきた。固形化したものは人体への影響はないが、粉じんを多量に吸い込むと肺繊維症や肺がん（中皮腫）の原因になるといわれている。

◆硫黄酸化物（SO_x）

硫黄と酸素が化合したもので、二酸化硫黄（SO₂）、三酸化硫黄（SO₃）などがある。これらの中で二酸化硫黄が代表的であり、大気汚染の指標物質として広く測定されている。発生源としては重油燃焼施設、ごみ焼却場、ディーゼルエンジン等がある。

◆一酸化炭素

無色・無臭の毒性の強い気体。木炭や燃料用ガスなどが不完全燃焼するときに発生する。血液中のヘモグロビンと結合して酸素との結合を阻害するため人体にとって有害である。自動車排ガス中に含まれている。

◆陰イオン界面活性剤

陰イオン界面活性剤は合成洗剤の主成分として使用されている。微生物による分解を受けにくいいため、水質汚濁の原因のひとつとなっている。

◆エコドライブ

急発進や急加速、空ぶかしを避けるなど、燃料の無駄を減らす運転を心がけたり、燃費の良い自動車を選んだり、相乗りをするといった、省エネルギーと排気ガス減少に役立つ運転のこと。

◆エシカル

「倫理的な」「道徳上な」という意味。近年は、環境保全や社会貢献に配慮した製品やサービスを「エシカル〇〇」と表現し、広く倫理に則ったものであることを示すことが多い。エシカルファッションなど。

◆SDGs（エスディーゼーズ）

「Sustainable Development Goals」の略で、日本語では「持続可能な開発目標」と訳される。2015年に国連が打ち出した開発目標であり、日本では特に環境の分野で関心が高まっている。

具体的には、「貧困をなくそう」「飢餓をゼロに」「すべての人に保健と福祉を」「質の高い教育をみんなに」「ジェンダー平等を実現しよう」「安全な水とトイレを世界中に」「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」「働きがいも経済成長も」「産業と技術革新の基盤をつくろう」「人や国の不平等をなくそう」「住み続けられるまちづくりを」「つくる責任つかう責任」「気候変動に具体的な対策を」「海の豊かさを守ろう」「陸の豊かさを守ろう」「平和と公正をすべての人に」「パートナーシップで目標を達成しよう」の17のグローバル目標と、それに繋がる169のターゲット（達成基準）で構成されている。

◆オゾン層

地球を取り巻く厚さ約20kmの比較的オゾン濃度の高い大気の層で、生物に有害な紫外線を吸収する働きがある。近年、フロン等の影響でオゾン層が破壊され、有害な紫外線の増大により皮膚がんや生態系への影響が懸念されている。

◆温室効果ガス

一般に、太陽からの日射エネルギーを通過させ、地表面から放射される熱（赤外線）を吸収する性質を持った気体のこと。吸収された熱は再び地表へ放射されるので、温室効果ガスの増加によって地表の温度は上昇する。産業革命以降、人為的な活動により温室効果ガス排出量は増加傾向にある。主なものには二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF₆などがある。

◆温室効果ガス排出係数

エネルギーを使用したときに、使用単位当たりで排出される温室効果ガスの量のこと。主に CO₂ が用いられ、例えば電力使用に係る温室効果ガス排出量が 0.500kg-CO₂/kWh の場合、1 kWh の電力を使用すると 0.5kg の二酸化炭素が排出されることとなる。

◆家電リサイクル

平成 13 年 4 月から施行された「特定家庭用機器再商品化法（通称 家電リサイクル法）」では、特定の家電製品を廃棄する場合、これらを小売業者等に適切に引き渡すことが求められており、小売業者、メーカー等にはこれらの廃棄物をそれぞれ収集・運搬し、再商品化するなどの役割が決められている。

対象となる家電製品はエアコン、ブラウン管式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の 4 品目であり、平成 21 年 4 月以降、衣類乾燥機、液晶式・プラズマ式テレビが追加された。

◆カドミウム (Cd)

亜鉛などの鉱石中に硫化物として産出する。金属カドミウムは中枢神経を麻痺させ、最後には筋肉麻痺を起こす。「イタイイタイ病」の原因物質とされている。カドミウムの無機化合物でも肺障害、肝腎障害、血液変化、骨格変化などの機能障害を起こすことが指摘されている。

◆環境アセスメント

環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業の実施に際し、その影響を調査・予測評価し、その結果を公表することによって地域住民の意見を聞くなど、事業内容を見直したり対策を講じたりしようとするをいう。

◆環境家計簿

日常生活の中で環境に関係する行動を記録し、環境への負荷（影響）の度合いを、家計の収支計算のように一定期間で集計するもの。

「家計簿」をつけることで金銭を巡る家庭の活動を把握するのと同様に、「環境家計簿」をつけることで、金銭では表せないものも含め環境を巡る家庭での活動の実態が把握できる。

◆環境基準

大気の汚染・水質の汚濁・土壌の汚染および騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。環境基本法（第 16 条第 1 項）に基づいて設定されている。

◆環境マネジメントシステム

事業組織が自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するシステムのこと。（1）環境保全に関する目標を定め、（2）これを実行、記録し、（3）その実行状況を点検して、（4）方針などを見直すという一連の手続きによって構成されている。環境マネジメントシステムを構築するにあたっての共通規格としては世界共通の共通規格である ISO14000 シリーズや京都府下の企業が採用している KES などがあるほか、共通規格に拠らずシステムを構築することもある。

なお、宇治市では宇治市環境アクション（UA）として運営している。

◆間伐

成長に伴い、混みすぎた林の立木を一部間引くこと。間伐を行うことで、林内に適度に光が射し込み、木の生育が良くなるため、風雪にも強い幹が育つ。また、下草などが生えてくるため、山の保水機能や土砂流出防止機能が高くなる。

◆クールチョイス

2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという国が定めた国際目標の達成のために、省エネ・低炭素型の製品への買換・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択（＝COOL CHOICE）」をしていこうという環境省が2015年から推進している取組のこと。クールビズ・ウォームビズ、エコドライブ、スマートムーブ、ライトダウンなどの取組を包括する。

◆グリーン購入（調達）

製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への影響を考慮し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」によって推進され、国等は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を定め毎年更新している。

◆健康項目

環境基本法において人の健康の保護に関する環境基準に定められている項目を指し、水質汚濁に係る環境基準では、カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、PCB等の26項目が指定されている。

◆光化学オキシダント

大気中の炭化水素類や窒素酸化物等が太陽光に含まれる紫外線的作用によって光化学反応を起こしてつくられるオゾン、アルデヒド、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）の総称。光化学スモッグの主成分である。

◆光化学スモッグ

大気中の炭化水素類と窒素酸化物から太陽光に含まれる紫外線的作用によって光化学的につくられる白いもやのこと。光化学スモッグの生成は気温が高く晴天で風の弱い日に起こりやすい。被害症状としては眼を刺激し喉を傷めるのが一般的である。また植物の葉を傷める。

◆降下ばいじん

大気中から地面に雨水とともに降下したり重力で降下したりする比較的粒径の大きなばいじん。成分としては不溶解性物質と溶解性物質がある。

◆子ども環境学習会

小学生を対象とした環境に関する学習会のこと。実験や体験学習などを通じて、身近な環境問題や地球温暖化などについて学ぶ。

◆再生可能エネルギー

化石燃料など使い切りのエネルギーではなく、永続的に利用できるエネルギーのことをいう。特に、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他自然界に存在する熱、バイオマス等を再生可能エネルギーという。

◆酸性雨

硫黄酸化物、窒素酸化物などが空気中の水蒸気と反応して硫酸・硝酸が発生し、それらの影響でpHが5.6以下になった雨のこと。この雨による湖沼・河川・土壌の酸性化などが、自然界の生態系に影響を与え、また森林の枯死、農作物への被害等も引き起こしていると言われている。

◆シアン (CN)

シアン化物には、シアン化カリウム (KCN) やシアン化ナトリウム (NaCN) などがある。主に金属精練、メッキ工場、有機合成等で使用される。

◆循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に再利用し、第三にどうしても利用できないものは適正に処分することにより実現される社会のことであり、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される。

◆水銀 (Hg)

常温で液体の唯一の金属。水銀化合物には無機水銀と有機水銀がある。有機水銀は特に毒性が強く、神経系をおかして手足のふるえ、言語障害、食欲不振、聴力や視力の減退などの原因になる。熊本県水俣市での「水俣病」は有機水銀が原因と考えられる。金属水銀は蒸気になると有毒であり、無機水銀も金属水銀同様有毒である。

◆水生指標生物

限られた環境で生息でき、かつ、環境の変化に敏感な性質を持つ生物のこと。この生物の分布状況、経年変化などを調べることによって、その水域の環境を評価することができる。

◆3R (スリーアール)

循環型社会形成のための廃棄物の発生抑制 (リデュース Reduce)、再使用 (リユース Reuse)、再生利用 (リサイクル Recycle) の頭文字をとって3Rと呼んでいる。

◆生活環境項目

環境基本法の生活環境の保全に関する環境基準に定められている項目を指し、河川ではpH、BOD、SS、DO、大腸菌群数が指定されている。

◆生活雑排水

一般家庭の炊事、風呂、洗濯からの排水を生活雑排水といい、これにし尿を含めたものを生活排水という。現在、生活雑排水は河川、湖沼や海域の大きい汚染源になっている。

◆太陽光発電

太陽電池を用い、太陽の光エネルギーを電気エネルギーに変換する発電方式のこと。10kWを境に家庭用と業務用に分けられ、特に1,000kW以上のものは「メガソーラー」と呼ばれる。

◆大腸菌群数

大腸菌は普通、人や家畜等の腸管内に生息しており、検出も比較的容易であることから、人畜のし尿による直接汚染の指標として利用する。

◆ダイオキシン類

有機塩素化合物の中で、構造や毒性等の性質がよく似ているポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBを総称してダイオキシン類という。塩素を含む物質を燃焼したときなどに発生し、食物連鎖などにより体内に蓄積されると甲状腺機能の低下、生殖機能・遺伝子への悪影響、発がん性、内臓障害などが心配される。毒性を表すときは、最も毒性の強い2,3,7,8-TeCDDを1とした係数(TEF)により換算し、それを積算した毒性等量(TEQ)とする。

◆炭化水素

自動車の排ガス等に含まれ、光化学スモッグの原因物質のひとつである。

◆地産地消

「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物などをその地域で消費すること。近年、食品に対する安全・安心志向の高まりや、輸送による環境負荷の軽減などの面から注目されている。

◆窒素酸化物 (NO_x)

一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) などの総称。移動発生源 (自動車等) と固定発生源 (工場・事業所等) による燃料の燃焼により発生する。一酸化窒素は肺より血液に入り、酸素の補給を阻害する。本市が実施している二酸化窒素の簡易測定では、TEA (トリエタノールアミン) を捕集剤とした測定器を 1 箇月間暴露し、それを回収・分析することにより月平均濃度を求める。

◆定点 (ステーション)

ごみを排出する場所、ごみ収集場所。宇治市においては、一定の戸数にひとつの定点を設定し、家庭から出されるごみを収集している。

◆デポジットゲージ法

降下ばいじんの捕集法のひとつで、捕集期間は 1 箇月である。

◆導電率

水質管理を連続的に行う場合の最も簡単な測定方法である。これは電流を伝導する水の能力を測定するもので、水中に溶けている電解質のおおよその量を知ることができる。

◆特定建設作業

騒音規制法・振動規制法の中の用語で、「建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業であって政令で定めるもの」をいう。作業実施の 7 日前までに届出が必要である。

◆トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

金属の洗浄剤、ドライクリーニング剤に使用される。トリクロロエチレン及び 1,1,1 トリクロロエタンは、いずれも人体に毒性の疑いがあり、テトラクロロエチレンとトリクロロエチレンは発がん性の疑いがある。地下水への混入が問題とされる。

◆鉛 (Pb)

大量の鉛が体内に入ると、急性中毒を起こし、腹痛、嘔吐、下痢、尿閉などが表れ、激しい胃腸炎などで死亡することもある。少量の場合には、食欲不振、頭痛、全身倦怠、貧血などを起こす。

◆ノンステップ収集

ごみ収集時に塵芥車へのステップ乗車を行わずにごみを収集する手法。以前はごみ収集の際、定点から定点への近距離移動は作業効率向上のため、塵芥車のステップに乗って移動していたが、道路交通法の規定により、宇治市においても平成 18 年 4 月から、ノンステップ収集に移行した。

◆バイオマス

化石燃料を除く、再生可能な生物由来の有機性資源のことをいう。例えば、生ごみ、し尿、間伐材や端材等の未利用木材等があてはまる。

◆パリ協定

2015 年に採択された気候変動の抑制に関する国際的な協定。EU 及び 196 カ国が参加している。パリ協定は、産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2 度未満に抑え、加えて、平均気温の上昇を 1.5 度未満に抑えることを目標としており、各国が、削減目標を作成・提出・維持する義務と、削減目標を達成するための国内対策をとる義務

を負っている。

日本は、2030年までに2013年比で温室効果ガス排出量を26%（2005年比では、25.4%）削減するという目標を掲げ、「COOL CHOICE」等の国民運動を始めている。

◆ビオトープ

ラテン語の生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Tope”を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。また、人為的に再生された自然生態系の観察モデルとして、教育に取り入れられている。

◆ヒ素 (As)

ヒ酸鉛、三酸化ヒ素などが殺虫剤として農薬に使用される。ヒ素中毒になると高熱、全身発疹、食欲不振などの症状が表れる。

◆微小粒子状物質 (PM2.5)

大気汚染物質のひとつで、直径 $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$) 以下の小さな粒子であり、様々な成分からなっており、影響も異なると考えられる。浮遊粒子状物質 (SPM) に比べて肺の奥深くまで入りやすく、肺がんなど呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響も懸念されている。

◆富栄養化

湖沼などの閉鎖性水域で生活排水や工場排水が流入して窒素やリンなどの栄養塩類が増加すると、藻類やプランクトンが異常に増殖する。これを富栄養化といい、アオコや赤潮の発生原因のひとつと考えられている。

◆フードマイレージ

食糧の総重量と輸送距離を乗じて数値化したもの。生産地から食卓までの輸送距離が短い食べ物を食べることにより、輸送に伴って発生する二酸化炭素の排出量を少なくして、環境への負荷を小さくすることを目的とした評価指標のひとつ。

◆浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する固体または液体の微粒子で、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のもの。大気汚染の重要な一因であり、視力の低下や呼吸器の障害を引き起こすとされている。

◆フロン

フロンは、炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物 (FC、CFC、HCFC、HFC 等) の総称である。科学的に安定的であり、ほとんど毒性を有しないことから、精密機器の洗浄や冷蔵庫の冷媒、スプレーの噴出剤など多用途に使用されてきた。

しかし特定の種類のフロンはオゾン層破壊の原因であり、さらに強力な温室効果ガスでもあることから、世界的に全廃の方向に進んでいる。平成 27 年にはフロン排出抑制法が制定され、フロンの排出抑制が一層進められた他、家電リサイクル法、自動車リサイクル法においてもフロンの適正処理が義務付けられている。

◆ボカシ容器

EM (有用微生物群) によって発酵させた有機物質材 (通称 EM ボカシ) を、生ごみとともに入れて堆肥化を行う容器。通常のコンポスト等の生ごみ堆肥化容器に比べ、堆肥化効率がよく堆肥化への時間短縮が図れ、臭気の減少、堆肥の品質改善が可能であると言われている。

◆ポリ塩化ビフェニール (PCB)

不燃性物質で絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙等に使われていた。カネミ油症事件の原因物質であり皮膚障害や肝臓障害を引き起こすことが明らかになったため、製造が禁止された。

◆有機リン化合物

農薬などに使用されている。パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EP

N は水質汚濁防止法で有害物質に指定されている。パラチオン、メチルパラチオンは製造禁止になっている。この4物質は毒性が強く、体内に摂取すれば神経系に異常をきたす。

◆要請限度

自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。

◆容器包装リサイクル

容器包装廃棄物（主にびん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装）の分別収集を促進することにより、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を促進し、一般廃棄物の減量及び再生資源の有効利用を通じて資源循環型社会の実現を図ること。平成7年6月に公布された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（通称 容器包装リサイクル法）」は容器包装廃棄物のリサイクルシステムを構築するため、消費者、市町村、事業者の役割を明確に規定している。

◆リサイクル

再生利用。資源物として回収されたものを新たな製品の原料にすること。具体例としてはアルミ缶、スチール缶、ペットボトル、古紙等の再生利用がある。

◆リデュース

発生抑制、特にごみの量を減らすこと。過剰包装された商品等の購入を避けたり、小売店でのレジ袋を辞退することもリデュースに類する行動と言える。

◆リユース

再使用のこと。使用されたものを回収し、必要に応じて洗浄等の処理を行った後、再使用すること。ビールびん、一升びんに代表される、リターナブルびんが代表的。

◆ローボリュームエアサンプラー

大気中に浮遊する粉じん濃度の測定に用いるエアサンプラーのひとつ。吸引流量が30ℓ/min以下で分粒機能を持つ。このサンプラーを用いて大気を吸引し、捕集された粉じん量から質量濃度を求める。

◆六価クロム (Cr⁶⁺)

六価クロムは、皮膚、粘膜の腐食性が強く、これを含む水の摂取を続けると、肝臓、腎臓、脾臓などへの蓄積が認められ、機能低下を引き起こす。多量に摂取すると嘔吐、腹痛、けいれんなどを起こし、死に至る場合もある。

◆BOD（生物化学的酸素要求量）

河川水、廃水、下水などの水質汚濁指標のひとつ。微生物が汚濁物質（有機物等）を分解するのに必要な酸素の量。この数値が高いことは水中に汚濁物質（有機物等）が多く、水質の汚濁が進んでいることを意味する。

◆COD（化学的酸素要求量）

河川水、廃水、下水などの水質汚濁指標のひとつ。水中の汚濁物質（有機物等）を酸化剤によって化学的に酸化するのに必要な酸素の量。この数値が高いことは水中に汚濁物質（有機物等）が多く、水質の汚濁が進んでいることを意味する。

◆dB（デシベル）

騒音（振動）レベルの単位。騒音レベルは昼の静かな住宅地で40dB、普通の会話で60dB、電車の車内で80dB、電車を通るガード下で100dBくらいである。また、振動レベルは地震の振動と比較すると、55～65dBが震度1に相当する。

◆DO（溶存酸素）

水中に溶けている酸素量。汚濁物質（有機物等）が多くなると、それらを分解・酸化するために酸素が消費され、溶存酸素量は減少する。そのため河川や廃水の汚濁度を示す尺度となる。この数値がある程度以下になると魚類等の生息にも支障をきたす。

◆MBAS（メチレンブルー活性物質）

合成洗剤の主成分である陰イオン界面活性剤が、メチレンブルー水溶液と反応してできた複合体をいう。MBAS 濃度は、合成洗剤等による河川水の汚濁の指標として用いる。

◆ISO14001

「ISO」とは国際標準化機構のことで、1947年、商品とサービスの国際的な交換を容易にし、知識・化学・技術・経済に関する活動において国際的な交流を促進するため、国際的な規模の標準化を進めていくことを目的として設立された。その中のひとつ、「ISO14001」は、企業活動、製品の製造及びサービスの提供等がもたらす環境負荷を低減するための仕組みを確立し、継続的に改善していくためのシステムを構築するための国際規格のこと。宇治市では2017年度までISO14001の規格に基づく環境マネジメントシステムを構築していたが、2018年度からは独自の規格へと移行した。

◆L50(L10)

騒音があるレベル以上である時間が実測時間の50%を占める場合、そのレベルを50パーセント時間率騒音レベルといいL50と表す。10%の場合はL10。単位はdB。

◆Leq

等価騒音レベル。音の評価量のひとつで、ある時間範囲について変動する騒音の騒音レベルをエネルギー的な平均値として表した量。単位はdB。

◆PCリサイクル

平成15年10月から「資源の有効な利用の促進に関する法律（通称 資源有効利用促進法）」に基づき、家庭用パソコンについてメーカーにリサイクルが義務付けられた。自作パソコンや撤退したメーカーのパソコンについては「一般社団法人パソコン3R推進協会」が回収・再資源化を行っている。

◆pH

酸性、アルカリ性を示す指標。7.0が中性であり、7より数値が小さくなるほど強い酸性を、7より大きくなるほど強いアルカリ性を示す。

◆ppm

微量物質の濃度を表す単位。100万分の1、すなわち0.0001%と同じである。大気の場合、1m³中に1cm³の汚染物質が含まれているときに1ppmと表す。

◆SS（浮遊物質）

水に溶けず浮遊している2mm以下の物質。水の濁りの原因となり、魚類のえらをふさいでへい死させたり、日光の透過を悪化させ水中植物の光合成を妨げたりする。含有量の多い水は飲料水として不適である。

◆T-N（総窒素）、T-P（総リン）

水中に含まれる有機性、無機性の窒素化合物とリン化合物の総量。数値が大きいと富栄養化の原因になる。

◆TEQ（毒性等量）

ダイオキシン類は、毒性の強さがそれぞれ異なっており、2,3,7,8-TeCDDが最も強い毒性を示す。2,3,7,8-TeCDDの毒性を1として他のダイオキシン類の仲間の毒性を示した係数（TEF：毒性係数）を用いてそれぞれのダイオキシン類の毒性を換算したものをTEQという。

エコのこと
「知っている」から
「やってる」へ
(一般の部優秀作品)

ほし
青い地球
みんなで防ごう
温暖化
(中学生の部優秀作品)

温暖化
今とめなくて
いつとめる
(小学生の部優秀作品)

宇治市地球温暖化対策地域推進計画の策定を記念し、
平成20年度に市民のみなさんから募集した標語の中から選考された優秀作品です。



宇治市宣伝大使
ちはや姫

宇治市の環境

【令和7年度版】

令和8年3月発行

編集・発行

宇治市人権環境部

環境企画課・まち美化推進課

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話 (0774) 22-3141 番(代)
